

厚生労働省の動向

オンライン服薬指導の見直し案示される

協会活動

- ・レジ・アラート・システム導入状況調査結果
- ・食品ロスキャンペーン 結果報告
- ・ヘルスケア議員懇話会 朝食勉強会 開催報告
- ・記者会見 開催報告
- ・11月 月次活動報告
- ・議事録

2021年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・ブロック総会 日程のお知らせ
- ・「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・「健康相談対応術研修」ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぶちキッズキャンプ」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、国土交通省 他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

あと2週間あまりで、新たな2022年、令和4年を迎えます。今年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、海の向こうでは大リーグで大谷翔平選手が大活躍をするなど、華々しい年と言いたいところですが、新型コロナウイルスの感染爆発を8月に経験し、どうしても暗い部分が残ります。一時は東京で5千人、全国では2万5千人を超え、病床はあふれ、自宅待機中に亡くなる方の報道が連日あり、先行きが不安でした。

しかし、ワクチン接種が進むにあたり、9月30日には緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置が全面解除されました。海外で、新変異株のオミクロン株が脅威となっていますが、重症化や死者の報告がないのが救いです。

新たな岸田内閣が誕生し、第49回衆議院議員総選挙が行われ、新しい顔ぶれの元、新型コロナウイルスに立ち向かっている状況で、年越しを迎えます。

2022年は、マスクを外して外食し、自由に旅行ができる世界になることを祈ります。そして、そのサポートをドラッグストアが今以上に行うようになればと思います。

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

- 厚生労働省の動向 連載その17
 - ・オンライン服薬指導の見直し案示される
- 協会活動
 - ・レジ・アラート・システム導入状況調査結果
 - ・食品ロスキャンペーン 結果報告
 - ・ヘルスケア議員懇話会 朝食勉強会 開催報告
 - ・記者会見 開催報告
 - ・11月度月次活動報告
 - ・議事録
- 2021年度登録販売者試験情報
- 協会からのお知らせ
 - ブロック総会 日程のお知らせ
 - 健康サポート薬局研修 案内
 - 「健康相談対応術研修」ご案内
 - 薬剤師賠償責任保険
 - 「そらぶちキッズキャンプ」支援募金
- 行政・団体からのお知らせ
 - 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、その他団体

表紙裏 日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則
裏表紙裏 協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 連載その 17

オンライン服薬指導の見直し案示される

—画像と音声のセット、音声のみは不可。対象処方箋は薬剤師の判断に—

オンライン服薬指導に関するルールの見直し案が厚生労働省から示されましたので（本年11月30日にハブコメ開始）、今回はこれを取り上げます。

■ はじまりは薬機法改正

オンライン服薬指導は医療用医薬品の対面販売の例外として、2019年成立の改正薬機法により厳格な制限の下で一部解禁となり、20年9月からの施行が予定されていました。この改正は、オンライン診療の一部解禁が先行したことに伴い服薬指導もオンライン化すべきとの声に押されたもので、対象となる処方箋もオンライン診療からの処方箋と、同じように医療機関で受診しない在宅医療における処方箋に限られていました。

■ コロナ禍の中、O410通知の発出

ところが、9月の施行前に新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、厚生労働省通知により全面的に解禁されることになりました。「O410通知」と呼ばれる2020年4月10日の厚生労働省通知がそれです。ただし、通知では時限的・特例的な措置であることが強調され、感染が終息したのちは元のルールに戻ることが明記されていたのです。

そうした中、菅政権が誕生します。総理は日本社会のデジタル化を政策目標に掲げ、その一環として突如オンライン診療・オンライン服薬指導の拡大・恒久化を打ち出します。2021年夏頃までに検討を修了し、その後実施に向けて準備するとの方針が示されたのでした。今回の見直し案はこれを受けたもので、内容は下記の表のとおりとなっています。年度内の施行が予定されていますが、コロナ感染が終息するまでは「O410通知」との並存になりますので、しばらくの間は規制の緩い「O410通知」が適用される見込みです。

■ 今後の展望とドラッグストア

そこで今後の展望ですが、3つの論点を挙げておきます。第1は規制緩和がどこまで進むのかという問題

です。社会のデジタル化は避けられないとしても、全面解禁は何よりも安全上の問題がある上に他業界からの参入を招きかねません。ドラッグストア業界としては地域のリアル薬局を不要とするような解禁策には断固反対です。この点で厚生労働省案は、①「O410通知」で認められていた音声のみによるオンライン服薬指導は不可としていますし、②調剤と服薬指導は同一の薬局で行い、しかもいつでも対面指導に切り替えられることを前提としていますから、一定の歯止めがかかったものと評価できる内容です。協会では本年10月、いくつかの条件設定を厚生労働省に要望しましたが（前月の厚生労働省の動向その17をご参照ください）、根幹の部分に関する要望は反映された結果となりました。

第2はオンライン服薬指導が普及するののかという見通しです。厚生労働省の資料ではコロナ感染拡大の続いた2020年5月・6月でさえ、オンライン服薬指導の実施率は処方箋の内の0.51%に過ぎません。ましてやコロナ感染が終息した後に大幅に増えるとは到底思えません。したがって、オンライン診療やオンライン処方箋システムが余程普及しない限り、微増にとどまるのではないかと推察されます。

■ 門前から地域への処方箋のながれの拡大

とはいえ、オンライン服薬指導はドラッグストアに有利なツールであることは間違いありません。これが第3の論点です。薬局に出向かなくてもオンラインで服薬指導が受けられ、薬剤は配送されるようになれば門前薬局の優位性は失われます。システム導入には経費や手間がかかりますが、中小薬局と異なり資金力や技術力のあるドラッグストアにとって対応は比較的容易です。受け皿を用意してサービスを差別化し、門前薬局から地域のドラッグストアへという処方箋の流れを作りだす—ドラッグストアにとって調剤拡大のチャンスと言えるのではないのでしょうか。【文責 中澤】

オンライン服薬指導の規制ルールの変遷

事項	改正薬機法 (2020年9月施行)	現在の時限的・特例的措置 (2020年4月施行)	見直し案(ハブコメ中) (年度内施行)
通信方法	音声及び映像 (音声のみは不可)	音声のみで可	音声及び映像 (音声のみは不可)
対象処方箋	オンライン診療又は訪問診療 (施設を除く)からの処方箋	制限なし (薬剤師の判断による)	制限なし (薬剤師の判断による)
対象薬剤	これまでの処方薬及びこれに 準じる薬剤	制限なし(手技の必要な薬剤は薬剤師 が必要と判断した場合に限定)	制限なし(手技の必要な薬剤は薬剤師 が必要と判断した場合に限定)
実施の方法	初回は不可	初回から可能 (薬剤師の判断による)	初回から可能 (薬剤師の判断による)
薬局の立地	調剤と同一薬局で実施 対面に変更できること	調剤と同一薬局で実施 対面に変更できること	調剤と同一薬局で実施 対面に変更できること
薬剤師	同一の薬剤師	同一の薬剤師。ただし、対面の服薬指 導を行ったことのある同一薬局の薬 剤師も可	同一の薬剤師。ただし同一薬局の他 の薬剤師も可(患者の同意が必要) 研修の修了(今後の具体化)

濫用のおそれのある医薬品に対する
レジ・アラート・システム導入状況調査結果

本年8月に会員企業の皆様にお願ひしましたレジ・アラート・システムの導入状況調査の結果をお知らせいたします。約8割の店舗で導入が進んでいることや、濫用薬1個からの警告、画面表示のみが大半であることが分かりました。

本年10月に理事会に報告するとともにメディアにも公表しましたが、濫用の恐れのある医薬品の適正販売比率の大幅な改善と併せ、ドラッグストア業界の真剣な取組みを示すものとして、各紙とも好意的な報道となりました。

ご協力ありがとうございました。

I 調査概要

- ② 会員企業に対するアンケート票発出・回答による調査
- ② 8月6日の役員会の了承を経て、8月10日～9月10日に実施
- ③ 回答数は約70社(HDの場合は一括回答なので正確な社数は不明)。

II 調査結果(8月1日現在)

1. 導入状況

	店舗数	会員店舗数	比率	備考
導入済み	15,240	19,568 (2020年度調査)	77.9%	4月1日までに導入
導入予定	227		1.2%	
合計	15,467		79.0%	

※アンケート調査に未回答の会員もあるため、実際の導入率はもう少し高い可能性がある

2. 警告の方法

警告の方法	店舗数	比率
画面表示のみ	10,881	70.3%
画面表示 + 音声表示	4,586	29.7%
合計	15,467	100.0%

3. 警告の対象

警告の対象	店舗数	比率
濫用薬1個から	13,022	84.2%
濫用薬2個から	2,445	15.8%
合計	15,467	100.0%

JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーン 開催報告

JACDS では 8 月 31 日付事務連絡No.21073「JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーン実施について」を发出し、会員企業の皆様に積極的なキャンペーンの実施とその報告をお願いしていました。皆様からの回答をとりまとめましたので報告します。ご協力いただいた皆様に改めてお礼を申し上げます。

1. 開催概要

協会として 10 月から 12 月までの 3 か月を対象とする食品ロス削減啓発キャンペーンの実施を決定し、以下の内容で会員企業に協力を依頼。

- 1) 開催時期: 2021 年 10 月 1 日～12 月末(※実際の対象期間は企業に一任)
- 2) 対象店舗: 対象食品を取り扱うすべての店舗
- 3) 対象商品: 消費期限が短い商品に対する「てまえどり」啓発による食品ロス削減等

2. キャンペーン開催に関するアンケート回収結果(12 月 10 日時点)

- 1) 回答数: 24 社(実施した・実施中: 10 社、これから実施: 3 社、実施していない: 11 社)

2) キャンペーンのおもな実施内容について

- ・対象商品の陳列棚でポスター、POP を掲示して「てまえどり」を周知啓発
- ・期限、訳あり商品の処分品コーナーを設け、値下販売することで廃棄を削減
- ・会社のホームページでニュースリリースを掲載、販促チラシにキャンペーンを告知

3) 対象店舗選定方法について

- ・対象商品の取り扱いのあるすべての店舗で実施
- ・食品構成の高い店舗のみで実施

4) キャンペーンを実施しなかった理由

- ・対象食品の取り扱いがないため: 7 社
- ・自動発注導入による在庫適正化に取り組中: 2 社
- ・その他会社の方針: 2 社

3. 店頭事例

1) パン売り場の事例



2) 飲料、ヨーグルト売り場例



独自の POP を作成してアピールした事例も報告されました

3) その他日配品売り場の例



参考: 社内報での紹介事例

こちらは玉出駅前店で実施中の「てまえどり」POPです。一部の日配・パチを取り扱っている店舗へ先週～今週のメールにて、同様のPOPが届きます。届いた店舗は設置をお願いします。設置方法は販促部からのご案内を確認してください。

すぐにたべるなら、手前をえらぶ。「てまえどり」にご協力ください。

食品ロス
ゼロをめざして

みんなで作るなら、無理にやらないでいい! 物、食べ残し、賞味期限切れ、廃棄、燃焼、資源物、資源物

現在、世界では年間およそ 13 億トンの食品ロスが出ています。世界人口の 1/9 である約 8 億人が栄養不足という統計が出されているなか、現状では食料生産を必要以上に行っており、多くのエネルギーを余分に消費し、さらに水分を含む食品の廃棄によって、多くの CO2 が排出されるなどの環境問題も発生しています。SDGs では主に目標 12 に該当しているものの、目標 8 や目標 9 その他にも関連している問題です。

皆さんも、すぐにたべるなら、手前をえらぶ「てまえどり」活動にご協力お願いします。

※紙面の都合からいただいた写真すべてを掲載する事ができませんでした。ご了承ください。

ヘルスケア議員懇話会と朝食勉強会を開催

11月25日(木)午前8時よりザ・キャピトルホテル東急1階「桐の間」において、2年ぶりとなるヘルスケア議員懇話会との朝食勉強会を開催しました。

会の冒頭、ヘルスケア議員懇話会会長の林芳正外務大臣とJACDS 政治連盟の松本南海雄会長の挨拶に始まり、懇話会事務局長の牧原議員 JACDS 政治連盟の根津幹事長の司会で進行されました。

10名の議員とJACDSの理事8名が参加し、政策についての要望を挙げ、意見交換を行いました。



年末恒例の記者会見が開催される(12月10日)

2021年 年頭所感を発表

12月10日(金)メルパルク東京3階「薔薇の間」に於いて、年末恒例の記者会見が行なわれました。

当日は12時30分より、年内最後となる第3回業務執行理事会&業界発展会議 合同会議が同じメルパルク東京4階「孔雀の間」で開催され、その後に記者会見が開かれました。

記者会見は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため1社1名に限定し、事前の申込が無い場合は参加をお断りすると案内しました。会場内は約1メートルの間隔で席を設け、マスク必須としました。入室の際は、受付でアルコール消毒と非接触型体温計での検温を行いました。

30名の記者が集まる中、会議を終えた理事6名が前列に並び、池野会長の年頭所感が発表されました。(年頭所感は次号 新年号に掲載)



JACDS

11月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月9日(火) JACDS東京事務所 リモート併用 16:00~18:00	第3回学術・調査研究委員会	1. 委員長挨拶 2. 登録販売者向け受診勧奨ガイドラインの作成について 3. その他 次回開催予定	7名
11月11日(木) JACDS東京事務所 リモート併用 12:30~15:00	第2回組織委員会	皆川委員長 挨拶 1. 第38回ブロック総会について(日程調整、緊急事態宣言が発令された際の対応など) 2. 支部長の行政訪問、支部長会の開催について(意見交換のテーマなど) 3. 9月第17回支部長会の報告など(支部長人事、資料の公開) 4. 防犯・有事委員会「大量窃盗情報共有」について 5. 委員長からの報告 6. その他	12名
11月12日(金) 都市センターホテル 5階「松の間」 10:20~12:00	第6回業務執行理事会	薬事功労者厚労大臣表彰 池野隆光氏 榑原栄一氏 1. 第49回衆議院議員選挙結果等について 2. 与党に対する政策要望案について 3. セルフケア推進協議会について 4. 規制緩和問題の直近の動向について 5. ドラッグストア業界研究レポート報告会の開催について 6. 次回、12月10日の開催要領案について 7. 第22回JAPANドラッグストアショーに関する会議体について 8. 2022年度・人事の決定スケジュール案について 9. その他 報告事項について	9名
11月12日(金) 都市センターホテル 3階「コスモスホール」 リモート併用 13:00~15:30	ドラッグストア研究レポート報告会	1. 概要説明 2. 薬事行政の動向からみるドラッグストアの成長戦略と課題 3. ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向 4. SDGs推進委員会活動報告 5. ドラッグストア関連市場の動向 6. JACDSの課題と今後の展望	約180名
11月17日(火) JACDS東京事務所 10:30~12:00	第2回登録販売者委員会	1. 日本医薬品登録販売者協会の近況報告 2. 登録販売者アンケートについて 3. 登録販売者の日、薬と健康の週間 告知広告の報告 4. 第21回ドラッグストアショーについて 5. その他 ・OTC医薬品普及啓発イベントについて ・次回の開催日程と内容 など	6名
11月19日(金) JACDS東京事務所 10:00~11:00	第3回調剤推進委員会	オンライン服薬指導のルールの見直しについて	13名
11月24日(水) JACDS東京事務所 リモート併用 15:00~16:00	第163回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 2021年後期ドラッグストア業界研究レポート報告会の開催について 2) 埼玉県と「災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定」を締結 3) CEP(サーキュラー・エコノミー・プロジェクト)推進協議会の進捗報告 4) 次回の開催案内 2. 一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 活動報告 3. 一般社団法人日本置き薬協会 登録販売者試験に高校生が合格 富山県立滑川高校薬業科生徒20名中8名合格 初の快挙の背景は薬業科の教育課程と教師の後押し	26名
11月29日(水) JACDS東京事務所 リモート併用 14:00~16:00	第4回防犯・有事委員会	1. 店舗におけるトラブル事例に関する会員企業アンケート回答結果の報告と今後の活動テーマ検討 2. ロス対策士の取組に関する委員会としての対応の検討 3. 大量窃盗情報共有の状況報告と登録推進について(京都での大量発生報告含) 4. 物資支援協定アンケートの実施について 5. その他 次回開催	6名

会議議事録

2回JACDS勤務薬剤師委員会 議事録

日時 : 令和3年10月7日(木) 13:30~15:00
 場所 : 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 本部
 参加者 : 関口委員長、ウエルシア 本橋部長、
 MCCマネジメント 初鹿マネージャー
 リモート参加者: 皆川副委員長
 欠席者 : ツルハ 野村本部長

1. 委員長挨拶

2. 勤務薬剤師の資質向上研修について

- ・事務局案を説明
 - ・認定薬剤師の電子化延期についての記事を紹介
 - ・(一社)日本薬業研修センターについて、横田理事より説明
- 委員によるフリーディスカッションでは以下の意見が出された。
- ・認定薬剤師研修について日本薬業研修センターはプロバイダーにはなっていないので、研修しかできない。各社大きいところは研修のプログラムが出来ているのではないかと。また、シール集める話と研修プログラムは別に考えるべきではないかと。例え

ば倫理観や死生観について、薬剤師は死と隣り合わせの経験をしていないので難しい。こだわるのであれば、プロバイダーにならないと難しいが、プロバイダーになるにはお金もかかるし、申請しても難しい。

→専門薬剤師とはちがう。認定薬剤師のカリキュラムは自由に出来る。ドラッグストア業務に関わる研修をやって、学会形式で発表するなどしたら、評価も高くなるのではないかと。

→何がドラッグストア薬剤師にとって必要か簡単には答えられない。今までの研修を見て、これからの研修は何かが必要かと考えるが、それでも何がベストか答えられない。

→理想のドラッグストアはなにかわからない。それと同じで答えがない。

→OTCを登録販売者に任せれば良いと考えている企業もあるのではないかと。OTCを含めたオールマイティになりたい薬剤師のあるべき姿と現実とのギャップがあるのではないかと。

→調剤併設が増えてきて、薬剤師が潤沢に採用できるようになり、短期的には調剤寄りになっているが、これからも潤沢に薬剤師

の採用が出来るのであれば変わってくるのではないかと。むしろ専門薬局は地域連携にもない、OTCの知識も必要になってきていて、逆になっているのではないかと。

→ドラッグストアの薬剤師をどう定義するか。研修のメニューがあればいいと思う。接遇の技術も必要である。メニュー化していくものがあれば、ドラッグストア研修の価値がある。確かに二重申請をしているので、調剤の薬剤師がOTCの売り場には行けないが、服薬指導などの観点で言えば、OTCの知識は必要である。そういった研修は必要であると考え。

→ドラッグストア薬剤師向けの研修で他のプロバイダーがやっていない研修プログラムを作る必要がある。定義づけをきちっとする必要があるかどうかかわからないが、世の中の研修プログラムを整理してみて、日本薬業研修センターの研修も必要であるし、他の研修団体のカリキュラムも必要であれば取り入れる必要もあるし、薬剤師研修センターを含めたすでにあるカリキュラムがあればそちらで受ければいいと考えている。

→今現在世の中にある研修、今はないがこれから必要な研修の内容とボリュームも示してほしい。

→社内研修をやっている、社外研修は自主的で、認定はeラーニングで追い込みをかけているが、今後は薬剤師研修センターではeラーニングは厳しくなる。

→自社でやっていない企業は何をやっているかわからない。階層別にオーナーにアプローチが必要。ただしそれでも周知が難しい。

○次回以降、具体的なプログラムにもとづき、整理をしていく。

3. 調剤推進委員会 参加報告

本橋委員より調剤推進委員会での検討内容を報告
委員会でのまとめた意見書に関して理事会に提出し、承認を得る予定。

4. 報告事項

- ・OTC啓発イベントにJACDSが参加
- ・厚生労働大臣表彰受賞者の報告
- ・城西大学コミュニティファーマシーインターンシップについて、今後の流れについて報告。次回、詳細報告をするのと他の大学での実施も検討のため、薬科大学訪問を検討する旨を伝えた

5. 次回の開催について

第3回勤務薬剤師委員会
日時:2021年12月17日(金) 13:30~15:00
場所:JACDS本部

以上

2021年度 第5回 登録販売者委員会 議事録

日時:2021年10月12日(火)10:30~12:00
場所:一社)日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所
出席者:
(東京事務所参加)

- 委員長 浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役会長
委員 本橋 勝 ウエルシアホールディングス(株) 総務部
渉外担当部長
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア
ウェルネス事業部 調剤運営部GM
委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長
(リモート参加)
副委員長 江黒 太郎 (株)クスリのマルエ 代表取締役社長
委員 長谷川 美鈴(株)クスリのマルエ 経営企画部
地域連携室 室長

委員 長澤 康之 (株)スギ薬局 教育課 課長
オブザーバー中澤 一隆 一社)日本チェーンドラッグストア協会
業務執行理事 専務理事

事務局 片桐 佐和子 西澤 大樹

議事

委員長 挨拶

議事

1. 「登録販売者外部研修の充実要望」について

中澤専務から説明

- ・前回の登録販売者委員会での委員の皆さんの意見を集約し、9月8日法制委員会でも内容を検討。法制委員会の意見も反映させた要望書を作成。

・10月22日の業務執行理事会に提出

- ・業務執行理事会での承認を得て、厚生労働省とプロバイダーに発信する

■確認事項

・宛名について

プロバイダーについては、それぞれ宛名を変えて発信する

・管理者についての要望を入れるか?

4月から国のガイドラインに、管理者に対しての研修の内容が盛り込まれるので必要ない

2. 登録販売者実態調査実施について

■調査項目について

・店舗販売業(店舗数)、調剤併設店(店舗数)、調剤専門薬局(店舗数)、登録販売者人数

→調剤併設店(店舗数)を追加

→登録販売者人数は「従事登録者数」を記載してもらう。研修中も含む

■注意事項

・実数を知りたいので、8時間換算をしないように依頼する

・都道府県別一覧の欄外に「本部勤務者」「休職中」の登録販売者人数を記載する欄を設ける

・欄外に、外部研修で利用しているプロバイダーを記入してもらう

・「各社の数字は外部には出さない」ということを明記する

・「2021年9月30日時点」の数字を出していただく

■調査実施期間

・10月下旬に事務連絡を発信し、11月31日締切とする

・今年も実態調査と併せて発信する

3. その他

■OTC医薬品普及啓発イベント 報告

・10月8日、9日に開催されたOTC医薬品普及啓発イベントについて事務局より報告

■業界紙掲載の記事の件

・浦上委員長がドラッグマガジンの取材を受け、10月号のドラッグマガジンとドラッグピックアップに掲載された旨報告

■次回の開催日程と内容

・1月14日(金)10:30~

・内容

→登録販売者実態調査、外部研修の状況など

4. 副委員長 総括

以上

2021年度 第3回 学術・調査研究委員会 議事録

日時:2021年11月9日(火) 16:00~18:00

場所:JACDS 東京事務所・リモート併用

会場出席者:

委員長 櫻井 清(株式会社丸大サクラ中薬局 代表取締役)

副委員長 杉浦 伸哉(株式会社スギ薬局 常務取締役)
委員 木根 崇臣(株式会社ツルハホールディングス
能力開発本部 本部長)
委員 本橋 勝(ウエルシアホールディングス株式会社
総務部 渉外担当部長)
委員 荒木 文明(株式会社MCCマネジメント 管理本部
人材開発部 人材事業推進課 課長代理)

リモート出席者:

委員 平井 健吾(株式会社MCCマネジメント 管理本部
人材開発部 教育課 主事)

オブザーバー 田中 浩幸 (一社)日本チェーンドラッグストア協会
事務総長

事務局 横田、山田、窪山

内容: 櫻井委員長、杉浦副委員長からの挨拶、委員の自己紹介の後、以下の内容に関して検討、意見交換を行い、次のことを決定した。

1. 受診勧奨ガイドラインの作成について

- 1) 受診勧奨ガイドライン作成のために、委員から資料を提出していただいたが、登録販売者向けにはレベルが高すぎると思われる内容が多く寄せられた。
- 2) そのため、杉浦副委員長から以下の提案があり、検討の結果、委員会としての今後の進め方の基本とすることとなった。
 - ・受診勧奨ガイドラインのゴールは2つ。1つは登録販売者に簡単に使ってもらえるツールの作成。もう1つはそれをより有効的に使えるようになるための教育ツールの作成。
 - ・参考図書を使った受診勧奨の活動をまず行い、参考図書を使ってみた声を集めて次の活動に反映してはいかかが。
 - ・1社数店舗の参加でも5社あれば 15 店舗になる。参考図書のチャートに掲載されていることに注意して接客し、意見をもらうだけでも次につながると思う。
- 3) 受診勧奨に関する実証実験の自社での取り組みに対する委員からの意見については以下の意見が出された。
 - ・通常の対応では社内規定、倫理委員会での承認などハードルが高く、難しい。
 - ・研修の一環というかたちをとれば可能である。
- 4) 対象とする症状について。
 - ・コロナ禍で風邪を対象にした場合、熱があると全て受診勧奨になる可能性がある。
 - ・年末年始は胃腸の相談が増える。
 - ・やりやすいのは目薬だが、参考図書に掲載されていない。
 - ・腰痛など外科的なレッドフラグサインがあるのであればやりやすいのではないか。
 - ・例えば胃痛で行うのであれば、症状が胃に出る肺炎、盲腸、心筋梗塞も胃に来るといわれており、これらを教えておく必要がある。
 - ・風邪のうち「せき」と「鼻」に症状を絞ってはどうか
- 5) 今後の活動についてのとりまとめ
 - ・症状は、風邪のうち「せき」と「鼻」のほか、「下痢」「腰痛」とする。
 - ・参考図書にある4つの症状のフローに加える注意事項と調べたことを委員に提出してもらい、活動の資料として事務局が取りまとめ、委員に送付する。
 - ・各社の状況に応じた活動を行う。準備が整い次第開始できる企業は12月から、社内研修の一環として行う企業は1月の研修にあわせてスタートとする。

2. 参考資料の著者への対応について

- ・参考図書の著者にはタイミングをみて事務局からコンタクトをとり、著書をベースに受診勧奨の活動を行うこと等の承諾を得る。
3. その他
- ・次回開催については、委員長、副委員長にご調整いただいたのち、メールベースで日程を調整して決定する。
- 以上

2021年度 第2回組織委員会 議事録

日時 2021年11月11日(木) 15:30~17:00
場所 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者

委員長

皆川 友夫 (株)アカカベ 代表取締役会長

九州ブロック長

森 信 (株)ドラッグストアモリ 代表取締役会長

九州副ブロック長

田中 元伸 (株)くすりのコーエイ 代表取締役社長

西日本ブロック長

西本 誠 (株)ニシイチドラッグ 代表取締役社長

中部副ブロック長

長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役社長

東日本ブロック長

関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役会長

東日本副ブロック長代理

米城 耕太郎 (株)ヨネキ十字堂 代表取締役社長

登録販売者委員長

浦上 晃之 ゴダイ(株) 代表取締役会長

事務総長 田中 浩幸

専務理事 中澤 一隆

(リモート参加)

中部ブロック長

榊原 栄一 スギホールディングス(株) 代表取締役会長

西日本副ブロック長

佐藤 文則 (株)よどや 代表取締役社長

欠席者

副委員長

網巻 秀展 (株)コクミン 代表取締役社長

議事

皆川委員長 挨拶

1. 第38回ブロック総会について

①日程について

西日本 1月28日、九州 2月15日、中部 2月16日、

東日本 2月24日

②会場について

・中部以外は例年と違う会場なので、参加者が間違えないように案内を強調する

③新型コロナウイルス対応についての案内

・1社2名まで

・具体的な対策を案内に入れる

④総会の時間

・西日本と東日本は 2 時間、九州と中部は登壇者が少ないので懇親会の時間を早める

・支部長会、ブロック総会の発表者の時間配分に関して、大枠はこの通りが良いが、5分程度の個別調整は可能とする。

⑤登壇者について

・登録販売者についての法律が改正されているので、浦上委員長は 4 会場で説明を行ってほしい

・今回のドラッグストアショーは時期も会場も変更なので、実行委員長挨拶時間を長めにしてほしい

・田中事務総長の説明時間は30分以内とする

⑥緊急事態宣言が発令された際の懇親会の対応

・ブロック長と相談の上、中止の場合は参加者にお土産を配布するなどの対応をとる

2. 支部長の行政訪問、支部長会の開催について

①支部長会の開催について

・緊急事態宣言が発令された場合はオンライン開催にする。緊急事態宣言がない場合は、基本リアル開催だが、ブロック長からの希望があればハイブリッドでも開催する。

②支部長会の議事進行について

・行政訪問の発表時間を減らし質問の時間を増やす。そのため、事前に「行政訪問報告書一覧」を支部長に送り、各支部の事例は予め把握していただく。

・協会の運営などについて質問も事前にメールなどでいただき、支部長会で執行部が回答できるようにする

・支部長以外の正会員の意見も募集し、支部長会で発表。内容によっては、理事会に報告

③行政訪問の話題

・申請書式を都道府県内での統一を要望する

・PCR検査の無料化について、自治体によって運用が異なると思われるので確認していただく

・薬機法改正について

④支部長への依頼時期

西日本は支部長会の開催が1月28日なので、早めに案内し12月から訪問を開始していただく。

3. 9月第17回支部長会の報告など

①支部長人事

・社長の交代や人事異動等により変更のあった支部について、委員長より紹介

・その他支部長の交代について対応状況を報告

②政令指定都市の追加

・堺市を皆川委員長が兼任

・福岡市を大賀薬局に依頼する

・広島市はツルハ((株)ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本)に打診する

③資料の公開

支部長以外の正会員にも行政訪問の活動を知ってもらうために、報告書を正会員専用ページに掲載する

4. 防犯・有事委員会「大量窃盗情報共有」について

・支部長会での報告ならびに登録状況について事務局より報告

・9月の支部長会で、森九州ブロック長の提案により九州ブロックの正会員に「大量窃盗情報システム」への登録を呼びかけた。

・次回の支部長会では、4ブロックで登録の協力をを行う

5. 委員長からの報告

浦上登録販売者委員長と榎原調剤推進委員長より、活動報告があった

以上

主査 小川 はるか

(JACDS)

委員長

榎原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長
協会副会長(中部ブロック長)

委員

久保 聡 (株)スギ薬局 取締役 医療戦略部 部長

本橋 勝 ウエルシアホールディングス(株)

総務部 渉外担当部長

佐口 弥 中部薬品(株) 常務取締役

山邊 正史 (株)コクミン 調剤本部 本部長

兼 調剤企画部 部長(RM)

田中 賢一 (株)サッポロドラッグストア ウエルネス事業本部

調剤運営部 ゼネラルマネージャー(RM)

福田 直樹 (株)トモズ 薬剤部(代理 RM)

白井 学 (株)MCCマネジメント ウエルネス事業推進本部

調剤事業部薬事課(RM)

(オブザーバー)

関口 周吉 (株)龍生堂本店 代表取締役社長

(JACDS勤務薬剤師委員長)

田中 浩幸 JACDS業務執行理事 事務総長

(事務局)

中澤 一隆 JACDS業務執行理事 専務理事

宮崎 弘之M 片桐 佐和子M

内容

1. オンライン服薬指導のルールの見直しについて

・厚生労働省から見直し案が示され、意見交換。

委員会で取りまとめた協会要望がおおむね反映されており反対意見はなかったが、今後の研修の取り扱いなどに関して要望(広く誰でも参加できるようなものとする。社内研修でも可とすること)が出された。

2. 抗原検査キットの広告等の解禁について

・厚生労働省から解禁案が示され、意見交換。

実際の広告・陳列方法について質問が相次いだ。実物の陳列が薬局内に限られる以外は全面的な解禁である旨の説明があった。ただし医療用医薬品であるため、9月27日通知の取り扱いの基本には変更がないことが強調された。

以上

2021年度 第3回 調剤推進委員会 議事録

日時 2021年11月19日(金) 10:00~11:30

場所 JACDS東京事務所(虎ノ門)5F会議室

出席者

(厚生労働省)

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課 企画官 太田美紀

指導官 川上 貴裕

2021年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年11月24日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	948名	2,236名	42.4%	
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	318名	808名	39.4%	
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	394名	954名	41.3%	
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	759名	1,749名	43.4%	
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	183名	560名	32.7%	
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	205名	533名	38.5%	
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	330名	932名	35.4%	
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	642名	1,344名	47.8%	
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	420名	981名	42.8%	
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	715名	1,405名	50.9%	
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,178名	2,886名	40.8%	
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,251名	3,025名	41.4%	
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	2,112名	4,888名	43.2%	
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,615名	3,311名	48.8%	
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	442名	956名	46.2%	
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	383名	718名	53.3%	
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	481名	926名	51.9%	
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	282名	578名	48.8%	
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	154名	346名	44.5%	
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	632名	1,372名	46.1%	
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	682名	1,287名	53.0%	
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	916名	1,607名	57.0%	
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	2,078名	3,519名	59.1%	
三重県	12月12日(日)	1月19日(水)				
関 連 西 合 広 域	滋賀県	8月29日(日)	10月1日(金)	5,295名	9,402名	56.3%
	京都府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	大阪府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	兵庫県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	和歌山県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	徳島県	8月29日(日)	10月1日(金)			
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)	321名	657名	48.9%	
鳥取県	11月9日(火)	12月17日(金)				
島根県	11月9日(火)	12月17日(金)				
岡山県	11月9日(火)	12月17日(金)				
広島県	11月9日(火)	12月17日(金)				
山口県	11月9日(火)	12月17日(金)				
香川県	11月9日(火)	12月17日(金)				
愛媛県	11月9日(火)	12月17日(金)				
高知県	11月9日(火)	12月17日(金)				
福岡県	12月12日(日)	1月19日(水)				
佐賀県	12月12日(日)	1月19日(水)				
長崎県	12月12日(日)	1月19日(水)				
熊本県	12月12日(日)	1月19日(水)				
大分県	12月12日(日)	1月19日(水)				
宮崎県	12月12日(日)	1月19日(水)				
鹿児島県	12月12日(日)	1月19日(水)				
沖縄県	12月12日(日)	1月19日(水)				
			22,736名	46,980名	48.4%	

※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

■ 第 38 回ブロック総会の日程のお知らせ(正会員・賛助会員対象)

ブロック総会の日程と会場が決まりましたのでご連絡いたします。

1月28日(金) 西日本ブロック (メルパルク大阪)

2月15日(火) 九州ブロック (西鉄グランドホテル)

2月16日(水) 中部ブロック (メルパルク名古屋)

2月24日(木) 東日本ブロック (明治記念館)

※総会の開始時間は、会場により異なりますが15時頃を予定しております

※詳細なご案内はブロックごとに順次お送りします。

※密を避けるため、1会場につき1企業2名様まででお願いいたします

※中部ブロック以外は例年と会場が異なります【資料:後頁なし】

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁3ページ分】

■ 「健康相談対応術」研修のご案内

日本薬業研修センターでは、20~40分ほどに集約した映像にて学習を行う「健康相談対応術研修」を実施しております。店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容です。【資料:後頁3ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプ」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

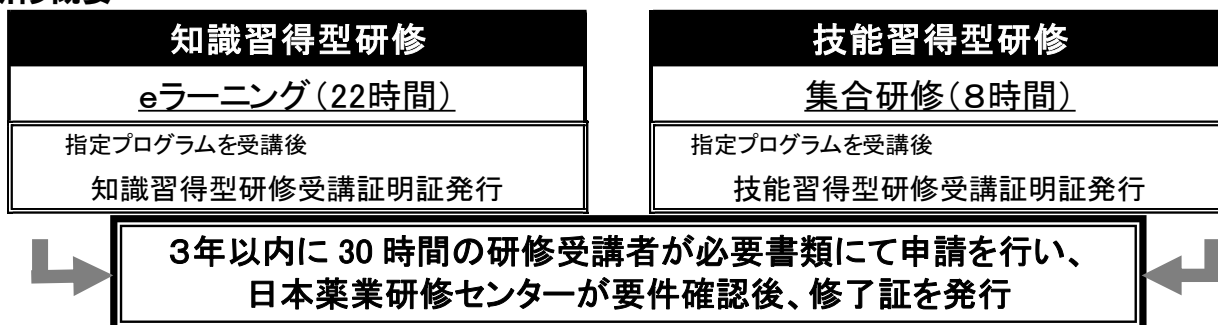
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2017年3月から健康サポート薬局研修を実施しています。各地で実施された集合研修では、地域の薬務課の方による講義を実施する等(一部会場にて)、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施しています。

2021年度につきましては、厚労省事務連絡(令和2年9月1日)「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」を遵守した上で、オンライン(Zoom)にて研修を実施しております。

■研修概要

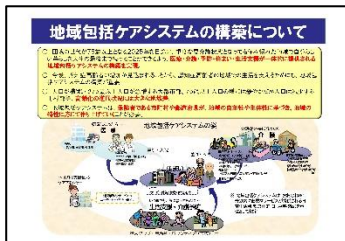
●先に発行された証明証の日付から3年が有効期限となります。



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修：eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。(PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説-2		
④講座：要指導医薬品等概説-3		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	



eラーニングは、学習サイト「セルメプラザ」にログインして学習します。

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体に負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円 で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

お申込みの詳細は、下記 URL をご覧ください。

●<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>

〔2021年度・技能習得型研修開催予定日程・地区〕

厚労省「感染拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等」を遵守しての、オンライン開催になります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間	申込
1	2月13日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時	開催予定

●企業様として、まとまった人数でのご参加、開催のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※1 東京都以外の方も申込可能です。

【オンライン開催実施方法と留意事項】

- Zoom を使用してのグループディスカッション及び、討議結果の発表があります。
- 参加は、一人1台の端末(カメラ、マイク必須)で参加下さい。スマホでの参加は基本的に不可です。
- 接続トラブルにより、一定時間オンラインから離脱してしまうと、受講が認められなくなる場合がありますので、安定した通信環境をご準備下さい。



オンラインにて、グループ討議及び、講師とのディスカッションをリアルタイムで行います。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みが出来ます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

ドクター監修「健康相談対応術」研修受講者募集中

新テーマ
追加!

～健康相談の情報提供にお役立てください～

日本人に最も多い症状で、ドラッグストアでも多くの人から相談がされる悩みが、「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」です。また、高齢化に伴って増えている「骨粗鬆症」や「ロコモフレイル」についての対策や予防に関する情報提供が求められています。

日本薬業研修センターでは、整形外科医の先生が、長年の臨床経験で培った「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」、「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」の対策ノウハウをそれぞれ 20～40 分ほどに集約した映像にて学習を行う、「健康相談対応術研修」を実施しております。

店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容となっておりますので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

■学習テーマ：

第1弾：「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」

第2弾：「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」

※受講したいテーマを選んで学習してください。

■研修内容

- ・映像と音声により分かりやすく解説されています。
- ・文章や図では分かりにくい運動の仕方などが映像でより深く理解できます。
- ・本内容を学習して肩こり、腰痛、膝痛、骨粗鬆症、ロコモフレイルなどの予防教室に最適な教材です。
- ・テーマごとに専門医がみた「病院に行った方がいいシグナル」を紹介しています。
- ・適切な受診勧奨が、適切な健康アドバイスに繋がります。

■研修形態：オンライン動画研修(eラーニング研修) + 確認試験実施

eラーニングによる確認試験に合格(全問正解)された方には、日本薬業研修センターが『「運動と健康」シリーズ 健康相談〇〇対応術』の修了証を発行します。(受講者専用ページからダウンロード、プリントアウト)

■受講料

第1弾	1テーマでのお申込み	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)
	2テーマまとめてお申込み	※会員:3,000円(税込)	非会員:7,000円(税込)
	3テーマまとめてお申込み	※会員:4,000円(税込)	非会員:9,000円(税込)
第2弾	1テーマごと	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)

注)まとめてお申込みの割引価格は、第1弾の「肩こり」「腰痛」「膝痛」編のみです。

※日本チェーンドラッグストア協会会員企業に勤務の方は、会員価格での受講ができます。

■募集・受講期間

募集は随時行っております。受講開始は毎月1日と16日スタートの2回となり、1テーマ最長6カ月以内での受講期間となります。

■申込方法等

申込用紙を「セルメ・プラザ」ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送り下さい。申込用紙は、企業向け、個人向けをご用意しています。

申込案内：https://www.selme.jp/KST_moushikomi.jsp

※その他詳細につきましてはHPにてご確認ください。

■第1弾テーマ 『肩こり』・『腰痛』・『膝痛』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
1. 肩こり対策ノウハウ 時間:16分55秒	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく肩こりを理解し効果ある対策を行えば肩こりは良くなります。 ・肩こりの原因を理解しましょう。 ・肩こり症状を起こす疾患はたくさんあります。 ・肩こりと首の神経痛の関係。 ・肩こりには、肩こりと肩はりがあり女性の多くは肩はり型です。 ・肩はり型の肩こりの原因。 ・肩こり型か 肩はり型かの鑑別方法。 ・肩こり・肩はり対策。 ・肩こり・肩はりに有効な運動・体の動き。 ・いい枕って(枕があつてないと肩こりはなおりません) ・病院に行った方がいい「肩こり」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
2. 腰痛対策ノウハウ 時間:19分16秒	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛にはいろいろな原因がありそれが分かると良くなっていきます。 ・多くの方の腰痛の原因は日々の生活に問題がある非特異的腰痛です。 ・どこが悪くなるか？(非特異的腰痛の部位について) ・各部位の腰痛の痛みの原因・特徴。 ・対策。 <ul style="list-style-type: none"> ①こわばった仙腸関節・椎間関節に有効な運動。 ②背中が曲がって体幹がこわばった腰痛に有効な体操。 ③体幹・下肢を鍛える運動。 ④上手にスクワットができるようになると、腰痛が良くなります。 ⑤腰に負担の少ない日常生活動作の方法。 ・病院に行った方がいい「腰痛」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
3. 膝痛対策ノウハウ 時間:20分40秒	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの方の膝関節痛の原因として多いのが、変形性膝関節症です。 ・変形性膝関節症の症状とは。 ・変形性膝関節症のレントゲンの特徴。 ・ひざ痛に効く漢方薬。 ・変形性膝関節症に効果のある運動・動作について。 <ul style="list-style-type: none"> ①膝に負担をかけない日常生活動作の方法。 ②膝を安定させる簡単筋カトレーニング。 <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ③膝のこわばりをとる可動域改善運動。 <ul style="list-style-type: none"> ▷膝裏内側のストレッチ ④膝の内側が痛い方に効果的なほぐし方。 ⑤簡単、脚のむくみ解消法。 ⑥簡単、O脚対策。 ・病院に行った方がいい「膝痛」のシグナル

■第2弾テーマ 『骨粗鬆症』・『ロコモフレイル』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
4. 骨粗鬆症対策 ノウハウ 時間:38分47秒	<ul style="list-style-type: none"> ・更年期以降の女性に多い骨粗鬆症って？ ・骨粗鬆症の原因は骨形成と骨吸収のバランスの乱れです ・どんな時、骨粗鬆症と疑うのか？ ・骨粗鬆症のレントゲンの特徴 ・骨粗鬆症の症状とは？ ・寝たきりの原因となる代表的な骨折事例 ・骨粗鬆症に効く治療方法 ・骨粗鬆症の方におすすめの運動方法 ・骨粗鬆症予防に有効な4つのトレーニング <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・骨粗鬆症の薬物治療方法 ・家庭で行う転倒予防対策 ・病院に行った方がいい「骨粗鬆症」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
5. ロコモ・フレイル 対策ノウハウ 時間:26分09秒	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに対策すれば要介護状態にならず、年をとっても自立した生活を送ることができます ・ロコモフレイルって？ ・なぜ介護予防対策が必要なのか？ ・ロコモフレイルが増えている原因は高齢者の増加と生活様式の変化 ・色々な病気を抱えている人も適度な運動は有効な治療法 ・動きが悪い高齢者の体の特徴 ・安全かつ効果的な介護予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ①柔軟体操 <ul style="list-style-type: none"> ▷バンザイ手伸ばし ▷座位体回旋 ▷座位背中反らし ②ロコトレ <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・ロコトレを積極的に行った方がいいシグナル ・ロコトレの目的

第3弾は『認知症』を予定しています。

研修の申込み・問合せ先 一般社団法人 日本薬業研修センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階

TEL : 045-478-5453、Mail : kst@yakken-ctr.jp (事務局 : 篠原・諸石)

(一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店
 (口座番号) 普通口座 0845665
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

【中途加入保険料表】2021年

■ 薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130



seriousfun camp

founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



ドラッグストア は **そらぷちキッズキャンプ** を **応援** しています



一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
e-mail:sec@jacds.gr.jp



solaputi kids' camp 公益財団法人 **そらぷちキッズキャンプ**
a seriousfun camp <http://www.solaputi.jp/>
founded by paul newman

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211
e-mail:info@solaputi.jp



行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(11月1日) 宮城県

いわゆる健康食品等の買上調査において検出された成分の調査結果を踏まえ、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に追加したことを受けての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁32ページ分あり】

2. 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について

—医薬・生活衛生局総務課(11月19日) 埼玉県、神奈川県、横浜市、岐阜県、京都府

事務連絡No.21121 でも周知した内容です。後頁の資料に目を通していただき、販売にあたっては適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁6ページ分あり】

3. オンライン資格確認導入に関するリーフレットの送付について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(12月3日)

事務連絡No.21127 でも周知した内容です。後頁の資料ならびに医療機関等向けポータルサイトに目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】

オンライン資格確認導入に関する医療機関等向けポータルサイト

<URL: <https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/>>

4. 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて(その2)

—医薬・生活衛生局総務課(12月2日) 東京都、神奈川県、横浜市、富山県、静岡県、岐阜県

事務連絡No.21129 でも周知した内容です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁3ページ分あり】

5. コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)に係る「使用上の注意」の改訂について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(12月3日) 千葉県

コミナティ筋注筋注の使用に当たっての留意事項についての周知です。後頁の資料に目を通していただき、予防接種に協力する薬剤師、関係者への周知徹底をお願いします。【資料:後頁6ページ分あり】

6. 医薬関係者からの医薬品の副作用及び感染症報告について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(12月6日) 神奈川県、横浜市、京都府

医薬品の副作用等報告において報告対象となる情報について、参考にすべき事項に関する周知した内容です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

7. (株)日立物流西日本の物流センター火災による医療用医薬品の安定供給に関する

対応への協力について —医薬・生活衛生局総務課(12月6日) 栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県

事務連絡No.21130でも周知した内容です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

8. 医療用医薬品の供給不足に係る対応について —医政局経済課長(12月10日)

事務連絡No.21132でも周知した内容です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁18ページ分あり】

【経済産業省】**9. 冬季の省エネルギーの取組について**

—省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定(11月5日)

冬季の省エネルギーの取組についての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲での協力をお願いいたします。

【資料:後頁29ページ分あり】

10. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(9月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の9月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁14ページ分あり】

【国土交通省】**11. 大雪時の大型車立ち往生防止対策の周知について**

—自動車局(12月1日)

物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るための周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁9ページ分あり】

【その他団体】**12. 流通大会2022開催のご案内** —公益財団法人流通経済研究所

2022年2月2日(水)から5日(金)にかけて開催されます。以下のURLをご覧ください。

URL: https://www.dei.or.jp/ryutsu_fes/

薬生監麻発 1101 第 2 号
令和 3 年 11 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「46 通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和 2 年 3 月 31 日付け薬生監麻発 0331 第 9 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

都道府県から提出のあった個別成分本質（原材料）（※）について、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添 1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添 1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添 2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。

※企業等が輸入又は製造して販売しようとする物に含有されている成分及びいわゆる健康食品の買上調査において検出された成分。

2 改正の概要

- (1) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に追加した。
- その他（化学物質等）
 - ・ピリミデナフィル
 - ・プソイドエフェドリン
- (2) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に追加した。
- 植物由来物等
 - ・ソリザヤノキ
 - ・テンニンカ
 - その他（化学物質等）
 - ・L-エルゴチオネイン
- (3) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの備考に「陽イオン交換等の方法により植物塩基を除いたエキスは「非医」」を追加した。
- 植物由来物等
 - ・マオウ（陽イオン交換等の方法により植物塩基を除いたエキスは「非医」）
- (4) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの他名等に「還元型グルタチオン」を追加した。
- その他（化学物質等）
 - ・グルタチオン（還元型グルタチオン）
- (5) 以下の成分本質（原材料）について、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に掲載してきたが、当該リストの部位等に「茎」を追加した。
- 植物由来物等
 - ・サラシア・オブロンガ（茎・根）

「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の一部改正について

令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の一部を次のように改正します。

第1 別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の3. その他（化学物質等）（以下、「別添1の3」という。）の表ヒドロキシホンデナフィルの項の次に次の項を加える。

ピリミデナフィル	Pyrimidenafil		
----------	---------------	--	--

別添1の3の表ビンカミンの項の次に次の項を加える。

プソイドエフェドリン			
------------	--	--	--

別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の1. 植物由来物等の表マオウの項を次のように改める。

マオウ		地上茎	<u>陽イオン交換等の方法により植物塩基を除いたエキスは「非医」</u>
-----	--	-----	--------------------------------------

別添1の3の表グルタチオンの項を次のように改める。

グルタチオン	<u>還元型グルタチオン</u>		
--------	------------------	--	--

第2 別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の1. 植物由来物等（以下、「別添2の1」という。）の表ソバの項の次に次の項を加える。

ソリザヤノキ	オオナタノミノキ	樹皮	
--------	----------	----	--

別添2の1の表テンチャの項の次に次の項を加える。

テンニンカ	天人花	果実	
-------	-----	----	--

別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」の3. その他（化学物質等）の表N-アセチルノイラミン酸の項の次に次の項を加える。

L-エルゴチオネイン	L-Ergothioneine		
------------	-----------------	--	--

別添2の1の表サラシア・オブロンガの項を次のように改める。

サラシア・オブロンガ		<u>茎・根</u>	
------------	--	------------	--

(別添1)

○専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト

1. 植物由来物等

(例)

2021.11.1更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アラビアチャノキ		葉	
アルニカ		全草	
アロエ	キュラソー・アロエ/ケーブ・アロエ	葉の液汁	根・葉肉は「非医」、キダチアロエの葉は「非医」
イチイ	アララギ	枝・心材・葉	果実は「非医」
イヌサフラン		種子	
イリス		根茎	
イレイセン	シナボタンヅル	根・根茎	葉は「非医」
インチンコウ	カワラヨモギ	花穂・帯花全草	
インドサルサ		根	
インドジャボク属	インドジャボク/ラウオルフィア	根・根茎	
インヨウカク	イカリソウ	全草	
ウィザニア	アシュワガンダ	全草	
ウマノスズクサ属		全草	
ウヤク	テンダイウヤク	根	葉・実は「非医」
ウワウルシ	クマコケモモ	葉	
ウンカロアポ		根	
エイジツ	ノイバラ	果実・偽果	
エニシダ		枝・葉	花は「非医」
エンゴサク	エゾエンゴサク	塊茎	
エンジュ	カイカ/カイカク	花・花蕾・果実	葉・サヤは「非医」
エンベリア		果実	
オウカコウ	クソニンジン	帯果・帯花枝葉	
オウカシ		根・葉	
オウカボ	キンゴジカ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	根	茎・葉は「非医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	根	茎・葉は「非医」
オウバク	キハダ	樹皮	葉・実は「非医」
オウヒ	ヤマザクラ	樹皮	
オウレン	キクバオウレン	根茎・ひげ根	葉は「非医」
オシダ		根茎・葉基	
オノニス		根・根茎	
オモト		根茎	
オンジ	イトヒメハギ	根	
カイコウズ		全草	
カISOウ<海葱>属		鱗茎	カISOウ<海藻>の全藻は「非医」
カイトウヒ		樹皮	
カクコウ	Incarvillea sinensis	全草	
カゴソウ	ウツボグサ	全草	
カシ	ミロバラン	果実	
カシュウ	ツルドクダミ	塊根	茎・葉は「非医」
カスカラサグラダ		樹皮	
カッコウ	パチョリ	地上部	
カクコン	クズ	根	種子・葉・花・クズ澱粉は「非医」
カクシア・アウリキュラータ	ミミセンナ/Cassia auriculata	樹皮	
カバ	カバカバ/シャカオ	全草	kawakawaは「医」
カラバル豆		豆	
カロコン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	根	果実・種子は「非医」
カロライナジャスミン		全草	
kawakawa	Macropiper excelsum	全草	カバは「医」
カワミドリ		地上部	
カワラタケ		菌糸体	子実体は「非医」
カンショウコウ		根	
カントウカ	フキタンポポ	花蕾	葉・幼若花茎は「非医」
カンレンボク	キジュ	全草	
キササゲ	シジツ/トウキササゲ	果実	
キナ	アカキナノキ	根皮・樹皮	
キョウカツ		根・根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
キョウニン	アンズ/クキョウニン/ホンアンズ	種子	カンキョウニンは「非医」
キンリュウカ属	ストロファンツス/Strophanthus属	種子・木部	
グアシャトンガ		葉	
クジン	クララ	根	
クスノハガシワ		樹皮	
クジチョウ		全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	種子	果実は「非医」
グリフォニア・シンプリシフォリア		種子	
クロウメモドキ属	ソリシ/Rhamnus属	果実	
ケイガイ		全草	
ケイコツソウ		全草	
ケシ		全草(発芽防止処理された種子・種子油は除く)	発芽防止処理された種子・種子油は「非医」
ケファエリス属	トコン/Cephaelis属	根	
ケンゴシ	アサガオ	種子	葉・花は「非医」
ゲンジン	ゴマノハグサ	根	
ゲンチアナ		根・根茎	花は「非医」
ゲンノショウコ		地上部	
コウブシ	サソウ/ハマスゲ	根茎	
コウブン	コマントウ	全草	
コウボク	ハウノキ	樹皮	
コウホン		根・根茎	
コオウレン	Picrorhiza kurrooa/Picrorhiza scrophulariaeflora	茎・根茎	
ゴールドデンシール	カナダヒドラスチス	根茎	
コケモモヨウ	コケモモ	葉	果実は「非医」
ゴシツ	イノコヅチ/ヒナタイノコヅチ	根	
ゴシュユ	ホンゴシュユ	果実	
コジョウコン	イタドリ	根茎	若芽は「非医」
ゴボウシ	ゴボウ	果実	根・葉は「非医」
ゴミシ	チョウセンゴミシ	果実	
コロシントウリ		果実	
コロンボ		根	
コンズランゴ		樹皮	
コンドデンドロン属	コンドデロデンドロン属/バリエラ/パレイラ根	樹皮・根	
コンミフォラ属	アラビアモツヤク/モツヤク/モツヤクジュ/ミルラ/Commiphora属	全木(ガムググルの樹脂を除く)	ガムググル(Commiphora mukul)の樹脂は「非医」
サイコ	ミシマサイコ	根	葉は「非医」
サイシン	ウスバサイシン/ケイリンサイシン	全草	
サビナ		枝葉・球果	
サルカケミカン		茎	
サワギキョウ		全草	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/Smilax glabra	塊茎・根茎	葉は「非医」、サンキライ以外のシオデ属の葉・根は「非医」
サンズコン		根・根茎	
ジオウ	アカヤジオウ/カイケイジオウ	茎・根	
シオン		根・根茎	
ジギタリス属	Digitalis属	葉	
シキミ	ハナノキ	実	
ジコッピ	クコ	根皮	果実・葉は「非医」
シコン	ムラサキ	根	
シッサス・クアドラングラリス	ヒスイカク	全草	
シツリシ	ハマビシ	果実	
シマハスノハカズラ	フンボウイ/Stephania tetrandia	茎・茎根	
シヤクヤク		根	花は「非医」
ジャショウ	オカゼリ	果実・茎・葉	果実はジャショウシともいう

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
シュクシャ	シャジン<砂仁>/シュクシャ ミツ	種子の塊・成熟果実	シャジン<沙参>の根は「非 医」
ショウブコン	カラムスコン/ショウブ	根茎	
ショウボクヒ	クヌギ/ボクソク	樹皮	
ショウマ	サラシナショウマ	根茎	アカショウマの根は「非医」
ショウリク	ヤマゴボウ/ <i>Phytolacca esculenta</i>	根	ヤマゴボウ (<i>Cirsium dipsacolepis</i>) の根は「非医」
シンイ	コブシ/タムシバ	花蕾	
ジンコウ		材・樹脂	
スイサイ	ミツガシワ	葉	
スカルキヤップ		根	根以外は「非医」
スズラン		全草	
セイコウ	カワラニンジン	帯果・帯花枝葉	
セイヨウトチノキ		種子	樹皮・葉・花・芽は「非医」、トチ ノキの種子は「非医」
セイヨウヤドリギ	ソウキセイ/ヤドリギ	枝葉梢・茎・葉	
セキサン	ヒガンバナ/マンジュシヤゲ	鱗茎	
セキショウコン	セキショウ	根茎	茎は「非医」
セキナンヨウ	オオカナメモチ/シヤクナゲ	葉	
セネガ	ヒロハセネガ	根	
センキュウ		根茎	葉は「非医」
ゼンコ		根	
センコツ	コウホネ	根茎	茎は「非医」
センソウ<茜草>	アカネ/アカミノアカネ/セイソ ウ	根	センソウ<仙草>の全草は「非 医」
センダン	クレンシ/クレンピ/トキワセン ダン/ <i>Melia azedarach</i>	果実・樹皮	葉は「非医」、トウセンダン (<i>Melia toosendan</i>) の果実・樹 皮は「医」
センナ	アレキサンドリア・センナ/チン ネベリ・センナ	果実・小葉・葉柄・葉軸	茎は「非医」
センブクカ	オグルマ	花	
センブリ	トウヤク	全草	
ソウカ		果実	
ソウシシ	トウアズキ	種子	
ソウジシ	オナモミ	果実	
ソウジュツ	ホソバオケラ	根茎	
ソウハクヒ	クワ/マグロ	根皮	葉・花・実(集合果)は「非医」
ソテツ		種子	
ソボク	スオウ	心材	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ	根茎	葉は「非医」
ダイフクヒ	ビンロウ/ビンロウジ	果皮・種子	
タクシャ	サジオモダカ	塊茎	
ダミアナ		葉	
タユヤ		根	
タンジン		根	葉は「非医」
チクジョ		稈の内層	
チクセツニンジン	トチバニンジン	根茎	
チノスポラ・コルディフォ リア	<i>Tinospora cordifolia</i>	全草	
チモ	ハナスゲ	根茎	
チョウセンアサガオ属	チョウセンアサガオ	種子・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/トウカギカズラ	とげ	葉は「非医」
チョレイ	チョレイマイタケ	菌核	
デンドロビウム属	セッコク/ホンセッコク / <i>Dendrobium</i> 属	茎	
デンナンショウ		塊茎	
デンマ	オニノヤガラ	塊茎	
デンモンドウ	クサスギカズラ	根	種子・葉・花は「非医」
トウガシ	トウガ	種子	果実は「非医」
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	根	葉は「非医」
トウジン	ヒカゲノツルニンジン	根	
トウシンソウ	イ/イグサ/ <i>Juncus effusus</i>	全草	地上部の熱水抽出(100℃8分 以上又は同等以上の方法)後 の残渣は「非医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
トウセンダン	クレンシ/クレンピ/センレンシ/ /Melia toosendan	果実・樹皮	センダン (Melia azedarach) の 果実・樹皮は「医」、センダン (Melia azedarach)の葉は「非 医」
トウニン		種子	葉・花は「非医」
トウリョウソウ		全草	
ドクカツ	ウド/ドクカツ/Aralia cordata	根茎	軟化茎は「非医」、シシウド (Angelica pubescens/ Angelica bisserata)の根茎・軟 化茎は「非医」
トシシ	ネナシカズラ/マメダオシ	種子	
トチュウ		樹皮	果実・葉・葉柄・木部は「非医」
ドモッコウ	オオグルマ	根	
トリカブト属	トリカブト/ブシ/ヤマトリカブト	塊根	
ナンテンジツ	シロミナンテン/ナンテン	果実	
ニガキ		木部(樹皮除く)	
ニチニチソウ		全草	
バイケイソウ属	コバイケイソウ/シュロソウ/バ イケイソウ	全草	
バイモ	アミガサユリ	鱗茎	
ハクシジン		種子	
ハクセンピ		根皮	
ハクトウオウ		茎・葉	
ハクトウスギ	ウンナンコウトウスギ	樹皮・葉	心材は「非医」
バクモンドウ	コヤブラン/ジャノヒゲ/ヤブラ ン/リュウノヒゲ	根の膨大部	
ハゲキテン		根	
ハシリドコロ属	ハシリドコロ/ロート根	根	
ハズ		種子	
ハナビシソウ		全草	
ハルマラ		全草・種子	
ハンゲ	カラスビシャク	塊茎	
ヒマシ油	トウゴマ/ヒマ	種子油	
ビヤクシ	ヨロイグサ	根	
ビヤクジュツ	オオバナオケラ/オケラ	根茎	
ビヤクダン		心材・油	
ビヤクブ		肥大根	
ヒュウガトウキ	Angelica furcijuga	根	
ヒヨス属	ヒヨス	種子・葉	
ヒヨドリジョウゴ	ハクエイ/ハクモウトウ	全草	
ヒルガオ		根	地上部は「非医」
フクジュソウ属	ガンジツソウ/Adonis属	全草	
ブクシンボク		菌核に含まれる根	
フクボンシ	ゴシヨイチゴ	未成熟集果	
ブクリョウ	マツホド	菌核	
フジコブ	フジ	フジコブ菌が寄生し生じ た瘤	茎(フジコブ菌が寄生し生じた 瘤以外)は「非医」
フタバアオイ		全草	
フ랑格拉皮	セイヨウイソノキ	樹皮	
ヘパティカ・ノビリス	ミスミンソウ/ユキワリソウ /Hepatica nobilis	全草	
ヘラオモダカ		塊茎	
ベラドンナ属	ベラドンナ	根	
ボウイ	オオツヅラフジ	根茎・つる性の茎	
ボウコン	チガヤ/ビヤクボウコン	根茎	
ホウセンカ		種子	種子以外は「非医」
ホウビソウ	イノモトソウ	全草	
ボウフウ		根・根茎	
ホオウ	ガマ/ヒメガマ	花粉	花粉以外は「非医」、ガマ・ヒメ ガマ以外の花粉は「非医」
ホオズキ属	サンショウコン/Physalis属	根	食用ホオズキの果実は「非医」
ボスウェリア属	ニューコウ/Boswellia属	全木(ボスウェリア・セラ ータの樹脂を除く)	ボスウェリア・セラータ(Bos wellia serrata)の樹脂は「非医」
ボタンピ	ボタン	根皮	葉・花は「非医」
ポテンティラ・アンセリナ	トウツルキンバイ/ケツマ /Potentilla anserina	全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ポドフィラム属	ヒマラヤハッカクレン /Podophyllum属	根・根茎	
マオウ		地上茎	陽イオン交換等の方法により植物塩基を除いたエキスは「非医」
マクリ		全藻	
マシニン	アサ	発芽防止処理されていない種子	発芽防止処理されている種子は「非医」
マチン属	ホミカ/マチンシ	種子	
マルバタバコ	アステカタバコ	葉	
マンケイシ	ハマゴウ	果実	
マンドラゴラ属	マンドラゴラ	根	
ミゾカクシ		全草	
ミツモウカ		花	
ムイラブアマ		根	根以外は「非医」
モウオウレン		ひげ根	
モクゾク	トクサ	全草	
モクツウ	アケビ/ツウソウ	つる性の茎	実は「非医」
モクベッシ	ナンバンキカラスウリ/モクベツシ	種子	
モッコウ		根	
ヤクチ		果実	
ヤクモソウ	メハジキ	全草	
ヤボランジ		葉	
ヤラツパ		脂・根	
ユキノハナ属	オオユキノハナ/ユキノハナ	鱗茎	
ヨヒンベ		樹皮	
ラタニア		根	
ランソウ	フジバカマ	全草	
リュウタン	トウリンドウ/リンドウ	根・根茎	
リョウキョウ		根茎	
ルリヒエンソウ	ラークスパ	全草	
レンギョウ	連翹	果実	葉は「非医」
ロウハクカ		樹皮・花	
ロコン	ヨシ	根茎	根茎以外は「非医」
ロベリアソウ		全草	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等

(例)

2021.11.1更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カイクジン	オットセイ/ゴマフアザラシ	陰茎・睾丸	骨格筋抽出物は「非医」
ケツエキ		ヒト血液	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿は「非医」
コウクベン	イヌ/クインラン/ボクインキョウ/ボクインケイ	陰茎・睾丸	
ゴオウ	ウシ	胆嚢中の結石	
ココツ	トラ	骨格	ワシントン条約で輸入が禁止されている
コツズイ		ヒト骨髄	ウシ骨髄は「非医」
ゴレイシ		モモンガ亜科動物の糞	
シベット	ジャコウネコ/レイビョウコウ	香嚢腺から得た分泌液	
ジャコウ	ジャコウジカ	雄の麝香腺から得た分泌物	ワシントン条約で輸入が禁止されている
ジャドク	ヘビ	蛇毒	ヘビ全体は「非医」
ジリュウ	カッシュクツリミズ	全形	
センソ	シナヒキガエル	毒腺分泌物	
センタイ	アブラゼミ/クマゼミ	蛻殻	
胎盤	シカシャ	ヒト胎盤	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤は「非医」
胆汁・胆嚢	ウシ/クマ/ブタ	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢	コイ・ヘビの胆嚢は「非医」
バホウ	ウマ	胃腸結石	
ボウチュウ	アブ	全虫	
リュウコツ		古代哺乳動物の骨の化石	
レイヨウカク	サイカレイヨウ	角	
ロクジョウ	Cervus nippon, Cervus elaphus, Cervus canadensis 又はその他同属動物	雄の幼角	
ロクベン	ロクジン	シカの陰茎・睾丸	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

3. その他(化学物質等)

(例)

2021.11.1更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アスピリン	アセチルサリチル酸		
アセチルアシッド	Acetil acid/ 4-ethoxy-3-(1-methyl-7- oxo-3-propyl-6,7-dihydro- 1 <i>H</i> -pyrazolo[4,3- <i>d</i>]pyrimidin-5-yl)benzoic acid		
アミノタダラフィル	Aminotadalafil		
アミラーゼ	ジアスターゼ		
アラントイン			
アロイン	バルバロイン		アロエの成分
アンジオテンシン			
アンドロステンジオン			
イミダゾサガトリアジノン	Imidazosagatriadinone		
インベルターゼ	インベルチン/サッカラーゼ/ β -フルクトフラノシダーゼ		
ウデナフィル	Udenafil		
S-アデノシル-L-メチ オニン	SAMe		
N-アセチルシステイン	N-アセチル-L-システイン/ア セチルシステイン		
N-オクチルノルタダラ フィル	N-octylnortadalafil		
N-ニトロソフェンフル ラミン			
エフェドリン			
ATP	アデノシン-5'-三リン酸		
カオリン			
カタラーゼ			
カルボデナフィル	Carbodenafil		
キサントアントラフィル	Xanthoanthrafil		
γ -オリザノール			
グアイフェネジン			
グルタチオン	還元型グルタチオン		
クロロプレタダラフィル	Chloropretadalafil		
ゲンデナフィル	Gendenafil		
GBL	ガンマブチロラクトン		
シクロフェニール			
シクロペンチナフィル	Cyclopentynafil		
臭化水素酸デキストロメ トルファン	Dextromethorphan Hydrobromide		
ジメチルジチオデナフィ ル	Dimethyldithiodenafil		
ジメチルジチオノルカル ボデナフィル	Dimetyldithionorcarbodenafil		
シルデナフィル	Sildenafil		
スルフォンアミド			
セキテッコウ	赤鉄鉱/タイシャセキ		鉱石
タウリン			
タダラフィル	Tadalafil		
脱N,N-ジメチルシブト ラミン	Des-N,N-dimethyl- sibutramine		
脱N-メチルシブトラミ ン	Des-N-methyl-sibutramine		
チオアイルデナフィル	Thioaildenafil		
チオキナピペリフィル	Thioquinapiperifil		
チオデナフィル	Thiodenafil		
DHEA	デヒドロエピアンドロステロン		
1-デオキシノジリマイシ ン	DNJ		
デキストロメトルファン	Dextromethorphan		
デスカルボンシルデナ フィル	Descarbonsildenafil		
ニコチン			

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ニトロデナフィル	Nitrodenafil		
ノルカルボデナフィル	Norcarbodenafil		
ノルタダラフィル	Nortadalafil		
ノルネオシルデナフィル	Norneosildenafil		
ノルホンデナフィル	Norhongdenafil		
パパイン			パパイヤ、パイナップル加工品は「非医」
バルデナフィル	Vardenafil		
ハルマリン	Harmaline		
ハルミン	Harmine		
パンクレアチン			
BD	1, 4-ブタンジオール		
BDD	ジメチル-4, 4'-ジメトキシ-5, 6, 5', 6'-ジメチレンジオキシビフェニル-2, 2'-ジカルボキシレート		
hEGF	ヒト上皮細胞増殖因子		
ヒドロキシチオホモシルデナフィル	Hydroxythiohomosildenafil		
5-HTP(ヒドロキシトリプトファン)	L-5-Hydroxy-tryptophan		
ヒドロキシホモシルデナフィル	Hydroxyhomosildenafil		
ヒドロキシホンデナフィル	Hydroxyhongdenafil		
ピリミデナフィル	Pyrimidenafil		
ビンカミン			
プソイドエフェドリン			
プソイドバルデナフィル	ピペリデナフィル/ Pseudovardenafil/ Piperidenafil		
ブフォテニン	Bufotenine		
プロスタグランジン			
プロテアーゼ			
プロポキシフェニルノルアセチルデナフィル	Propoxyphenylnoracetildenafil		
ブロメライン			
ペプシン			
ホモシルデナフィル	Homosildenafil		
ホモタダラフィル	Homotadalafil		
ホモチオデナフィル	Homothiodenafil		
ホンデナフィル	アセチルデナフィル/ Hongdenafil/Acetildenafil		
マグノフロリン	Magnoflorine		
マルターゼ	α -グルコシダーゼ		
ムタプロデナフィル	Mutaprodenafil		
メチソシルデナフィル	Methisosildenafil		
メラトニン	松果体ホルモン		
ヨウキセキ			鉱石
ラクターゼ	β -ガラクトシダーゼ		
リパーゼ			
ルンブルキナーゼ			

注1) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注2) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

注3) 消化酵素の名称については、同様の機能を持つものとしての総称として使用されているものを含む。

(別添2)

○ 医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト

1. 植物由来物等

(例)

2021.11.1更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アイギョクシ		寒天様物質	
アイスランド苔		植物体	
アイブライト		全草	
アオギリ		種子	
アオダモ	コバノトネリコ/トネリコ /Fraxinus lanuginosa/Fraxinus japonica	樹皮	
アガーベ	テキラリュウゼツ	球茎	
アカザ		葉	
アカショウマ		根	ショウマの根茎は「医」
アカツメクサ	コウシャジクソウ/ムラサキツメ クサ/レッド・クローバー	葉・花穂(序)	
アカテツ		果肉・葉	
アカニレ	スリッパリーエルム	全草	
アカバナムシヨケギク		葉	
アカメガシワ		樹皮	
アガリクス	アガリクス・ブラゼイ/ヒメマツ タケ	子実体	
アギタケ	阿魏茸	子実体	
アキノキリンソウ		全草	
アケビ	モクツウ	実	つる性の茎は「医」
アサ		発芽防止処理されている 種子	発芽防止処理されていない種 子は「医」
アサガオ		葉・花	種子は「医」
アサツキ		茎葉・鱗茎	
アシ	ヨシ	全草(根茎を除く)	根茎は「医」
アジサイ	シヨウカ/ハチセンカ	全草	
アシタバ		葉	
アシドフィルス菌		菌体	
アズキ	セキショウズ	種子	
アスナロ		葉	
アセロラ	バルバドスサクラ	果実	
アセンヤク	ガンビール	葉及び若枝の乾燥水製 エキス	
アッケシソウ		全草	
アップルミント	ラウンドリーミント	葉	
アニス	ピンピネラ	果実・種子・種子油・根	
アフアニゾメノン		全藻	
アフリカマンゴノキ	オボノ/アポン(種子)/ティカ ナッツ/ブッシュマンゴー/ワイ ルドマンゴー	種子	
アボガド		果実・葉	
アマ	アマシ/アマニン/アマニ油	種子・種子油	
アマチャ		枝先・葉	
アマチャヅル	コウコラン	全草	
アマナ	サンジコ	鱗茎	
アメリカサンショウ		全草	
アメリカニンジン	カントニンジン/セイヨウジン /セイヨウニンジン/Panax quinquefolium	根茎・根・茎・葉	
アメリカホドイモ		塊根	
アラガオ		葉	
アラビアゴム	アラビアゴムノキ	乾燥ゴム質(枝・葉)	
アラメ		全草	
アリタソウ	ドケイガイ	茎・葉	
アルテア	ビロードアオイ/マーシュマロ ウ	根・葉	
アルファルファ	ウマゴヤシ/ムラサキウマゴヤ シ	全草	
アロエ	キュラソーアロエ/ケーブアロ エ	根・葉肉	葉の液汁は「医」
アンゼリカ	ガーデンアンゼリカ	全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アンソクコウノキ		樹脂	
アンティリス・ブルネラリア		根・葉・花	
アントロディア カンフォラタ	Antrodia camphorata	菌糸体	
イグサ	イ/トウシンソウ/Juncus effusus	地上部の熱水抽出(100°C8分以上又は同等以上の方法)後の残渣	全草は「医」
イクリニン	コニワザクラ/チョウコウイクリ/ニワウメ	種子・根	
イズイ	アマドコロ/ギョクチク	根茎	
イソマツ	ウコンイソマツ	全木	
イタドリ		若芽	根茎は「医」
イチイ	アララギ	果実	枝・心材・葉は「医」
イチジク		花托・根・葉	
イチビ		種子・葉	
イチヤクソウ	ロクテイソウ/Pyrolaceae japonica	全草	
イチョウ	ギンナン/ハクカ	種子・葉	
イナゴマメ	アルガロバ/キャロブ	果肉・葉・豆・莢	
イヌサンショウ		果実・根	
イヌナズナ		種子	
イヌノフグリ		全草	
イヌハッカ	チクマハッカ	葉・花穂	
イヌホオズキ	リュウキ	全草	
イネ		苧株の二番芽	
イブキジャコウソウ		葉	
イボツツラフジ	Tinospora crispa	全草	
イラクサ属	ウルチカソウ/ネトル	茎・種子・根・葉	
イレイセン	シナボタンヅル	葉	根・根茎は「医」
イワタバコ		全草	
イワニガナ	ジシバリ	全草	
イワベンケイ	コウケイテン	全草	
インゲンマメ	フジマメ	種子	
インスリーナ	アニール・トレバドール	葉	
インドアマチャ		葉	
インドカラタチ	ベールフルーツ/ベンガルカラタチ	果実・樹皮	
インドナガコショウ	ヒハツ	果穂	
インドボダイジュ	Ficus religiosa	樹皮	
インドヤコウボク		葉・花	
インペティギノサ		全草	
インペラトリア		根	
ウイキョウ	フェンネル	果実・種子・根・葉	
ウキヤガラ		塊茎	
ウコギ		葉	
ウコン		根茎	
ウショウ	クロモジ/チョウショウ	幹皮・根皮	
ウスベニアオイ	ゼニアオイ	葉・花	
ウチワサボテン属	ウチワサボテン/フィクスインディカ	全草	
ウチワヤシ	パルミラヤシ	全草	
ウド	Aralia cordata	軟化茎	根茎は「医」、シシウド(Angelica pubescens/Angelica bisserata)の根茎・軟化茎は「非医」
ウベ	ダイショ	根茎	
ウマノアシガタ	キンポウゲ	全草	
ウメ	ウバイ	果肉・未成熟の実	
ウメガサソウ	オオウメガサソウ	全草	
ウヤク	テンダイウヤク	葉・実	根は「医」
ウラジロガシ		葉	
ウワミズザクラ		花穂	
エーデルワイス	Leontopodium alpinum	地上部	
エキナケア	パープルコーンフラワー/プルプレア/ムラサキバレンギク	全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
エストラゴン	タラゴン	葉	
エゾウコギ	シゴカ/シベリアニンジン	幹皮・根・根皮・葉・花・果 実	
エゾチチコグサ		花	
エゾヘビイチゴ		全草	
エニシダ		花	枝・葉は「医」
エノキタケ		子実体	
エビスグサ	ケツメイシ/ケツメイヨウ	種子・葉	
エルカンパーレ	Hercampure	全草	
エンシシヨウ		全草	
エンジュ	カイヨウ	葉・サヤ	花・花蕾・果実は「医」
エンバク	オートムギ/マラカスムギ	全草	
エンメイソウ	クロバナヒキオコシ/ヒキオコ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	茎・葉	根は「医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	茎・葉	根は「医」
オウシュウハンノキ		樹皮・葉	
オウセイ	ナルコユリ	根茎	
オウバク	キハダ	葉・実	樹皮は「医」
オウヤクシ	ニガカシュウ	全草	
オウレン	キクバオウレン	葉	根茎・ひげ根は「医」
オオイタビ		枝・茎・葉	
オオバコ	シャゼンシ/シャゼンソウ/シャ ゼンヨウ	全草	
オオハンゴンソウ		全草	
オオヒレアザミ		全草	
オオボウシバナ	アオバナ/ツキクサ/ジゴクバ ナ/Commelina communis L. var. hortensis Makino	地上部(種子を除く)	
オオムギ	バクガ/Hordeum vulgare	茎・葉・発芽種子	
オカオグルマ		全草	
オカヒジキ	ミルナ	茎葉	
オシャグジタケ	オシャクシタケ/サヨウ /Cynomorium coccineum	全草	
オタネニンジン	コウライニンジン/チョウセンニ ンジン	果実・根・根茎・葉	
オトギリソウ	ショウレンギョウ	全草	
オトメアゼア	バコパモニエラ	全草	
オドリコソウ		花	
オニサルビア	クラリーセージ/Salvia sclarea	葉	
オニバス	ケツジツ/ミズブキ	種子	
オペルクリナ・タルペタ ム		葉	
オミナエシ	ハイショウ/Patrinia scabiosaefolia	根	
オリーブ	オリーブ油/オレイフ	葉・花・果肉油	
オレンジ	オレンジピール	果実・果皮・蕾	
カイソウ<海藻>		海中の食用藻類	カイソウ<海葱>属の鱗茎は 「医」
ガイハク	ノビル/ラッキョウ	鱗茎	
ガウクルア	アカガウクルア	全草	
カガミグサ	Ampelopsis japonica	根	
カキ<柿>	Diospyros kaki	渋・葉・果実の宿存がく (へた)	
カキネガラシ	ヘッジマスタード/エリシマム	全草	
カシグルミ	セイヨウグルミ/ペルシャグルミ	果実・葉	
カシス	クロフサスグリ	葉	
ガジュツ		根茎	
カシュトウ	カンカトウ/ドカンゾウ	全草	
カツアバ		全草	
カッコウアザミ	Ageratum conyzoides	全草	
カッパリス・マサイカイ	バビンロウ/マビンロウ /Capparis masaikai	種子	
カニクサ	ツルシノブ/Lygodium japonicum	孢子	
カノコソウ	キツウコン/セイヨウカノソ ウ/ワレリア	根・根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カバノアナタケ		菌核	
カブン		ガマ・ヒメガマ以外の花粉	ガマ・ヒメガマの花粉は「医」
カボチャ	ナンガニン	種子・種子油	
ガマ	ヒメガマ	花粉以外	花粉(蒲黄)は「医」
カミツレ	カモミール	小頭花	
カムカム		果実	
ガムググル	Commiphora mukul	樹脂	その他のコンミフォラ属の全木は「医」
カヤツリグサ		全草	
カラスノエンドウ	コモンヴィッチ	全草	
カラスムギ	ヤエンムギ	全草	
カラタチ	キコク/Poncirus trifoliata	果実・果皮・蕾	
ガラナ		種子	
カリウスフォレスコリー		根	
カルケッハ	カルケ/カルケージャ/パッソーラ	全草	
ガルシニアインディカ	インドマンゴスチン/コバノマンゴスチン/Kokum	果皮	
ガルシニアカンボジア	インディアンデイト/ゴラカ/タマリンド	果実・果皮・茎・種子・根・葉・花	
ガレガソウ		葉	
カロニン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	果実・種子	根は「医」
カワラタケ	サルノコシカケ	子実体	菌糸体は「医」
カンカニクジュヨウ	Cistanche tubulosa	肉質茎	
カンキョウニン	アンズ	種子	クキョウニンは「医」
カンショ	サトウキビ	根	
カンゾウ<甘草>	リコライス	根・ストロン	
カントウタンポポ		全草	
カンバイ	ペドラ・ウマ・カア/ペドラ・ウメカ	葉	
カンラン	Canarium album	果実	
キイチゴ		葉	
キキョウ		根	
キグ	ケンポナシ	果実・果柄	
キクイモ		塊茎	
キクカ	キク	頭花	
キクニガナ	チコリー	根・根の抽出物・葉・花	
キクラゲ		子実体	
キダチアロエ		葉	アロエの葉液汁は「医」
キダチキンバイ	スイチョウコウ	全草	
キダチコミカンソウ		全草	
キダチハッカ	サボリー	全草	
キヌガサタケ		子実体	
キノア		種子・葉	
キバナアザミ	サントリソウ	全草	
キバナオランダセンニチ		葉・花・茎葉	
キバナシュスラン		全草	
キブネダイオウ	ネパールサンモ	根	
ギムネマ		葉	
キャッサバ	タピオカ/マニオク	塊根・葉	
キャツクロー		全草	
キュウセツチャ	センリョウ	全草	
ギョウハクトウ		茎・葉	
ギョウジャニンニク		全草	
キョウチクトウ		花	
ギョリュウ		全草	
ギョリュウモドキ	エリカ/スコツツヘザー	全草	
キランソウ	ジゴクノカマノフタ	全草	
キリンケツ	キリンケツヤシ	果実から分泌する紅色樹脂	
キリンソウ	アイゾーン/ホソバノキリンソウ	全草	
キンカン		果実	
キンギンカ	スイカズラ/ニンドウ	全草	
キンシバイ		全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
キンシンサイ	ヤブカンゾウ	花・若芽	
キンセンソウ		全草	
キンセンレン		葉	
ギンネム	ギンゴウカン	全草	
キンマ		果実・葉	
キンミズヒキ	センカクソウ/リュウガソウ	全草	
キンモクセイ		花	
キンレンカ		全草	
グアコ		葉	
グアバ	バンカ/バンザクロ/バンジロウ/バンセキリュウ	果実・果皮・葉	
グアヤクノキ	ユソウボク	材部	
クガイ	ニガヨモギ/ワームウッド	茎枝	
クコ	クコシ/クコヨウ	果実・葉	根皮は「医」
クサボケ		果実	
クズ		種子・葉・花・クズ澱粉・蔓	根(カッコン)は「医」
クスノキ		葉	
グッタペルカ		乳液	
クマザサ		葉	
クマツヅラ	バーベナ/バベンソウ	全草	
クマヤナギ		茎・葉・木部	
クミスクチン		全草	
クミン		果実	
クラチャイ	クンチ	全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	果実	種子は「医」
クランベリー	ツルコケモモ	果実・葉	
グリーンランドイソツツジ	ラブラドールティー	全草	
グルテン	コムギ	小麦蛋白質の混合物	
クルマバソウ	ウッドラフ	全草	
グレープフルーツ		果実	
クローブ		花・蕾	
クロガラシ		種子	
クログルミ		成熟果実・葉	
クロスグリ		果実	
黒米		種子	
クロマメノキ		果実	
クロヨナ		種子	
クロレラ		藻体	
クワ	ソウジン/ソウヨウ/マグワ	葉・花・実(集合果)	根皮は「医」
クワガタソウ		根・葉	
ケイケツトウ		つる	
ケイシ	Cinnamomum cassia	小枝、若枝	
ケイヒ	ケイ/シナニッケイ/ニッケイ	根皮・樹皮	
ケール	ハゴロモカンラン	全草	
ケシ		発芽防止処理した種子・種子油	発芽防止処理した種子・種子油を除く全草は「医」
ゲッカビジン	ドンカ	全草	
ゲッケイジュ	ゲッケイヨウ/ベイリーフ/ローレル	葉	
ゲットウ	月桃	葉	
ケルプ		全藻	
ケン		種子の核	
ケンケレバ	コンブレツム	葉	
ゲンチアナ		花	根・根茎は「医」
玄米胚芽	イネ	胚芽・胚芽油	
コウカガンショウ	セキレン	全草	
コウキ		茎・樹皮・葉	
コウジュ	ナギナタコウジュ	全草	
コウシンコウ	コウコウ/コウコウダン	全草	
コウソウ		全藻	
コウホネ		茎	根茎は「医」
酵母	Saccharomycesに属する単細胞生物/トルラ酵母/ビール酵母/Candida utilis	菌体	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
コウモウゴカ	紅毛五加	樹皮	
コーヒーノキ	アラビアコーヒー	果実	
コーラ	コラ/コラシ/コラノキ	種子	
ゴカ	ソヨウゴカ/マンシュウウコギ/ リンサンゴカ	根皮・種子・葉・花	
コガネキクラゲ	Golden Tremella	子実体	
コケモモ		果実	葉は「医」
コゴメグサ		全草	
コショウ		果実	
コジン	タイゲイ	全草	
コズイシ	コエンドロ/コリアンダー	果実	
コセンダングサ	コシロノセンダングサ	全草	
コナスビ		果実	
コパイーバ・オフィシナリス	Copaifera officinalis	樹脂	
コパイーバ・ラングストルフィ	Copaifera langsdorffii	樹液	
コハク		古代マツ科Pinus属植物 樹脂の化合物	
コフキササルノコシカケ	ジュゼツ/バイキセイ	菌核(菌糸体)	
ゴボウ		根・葉	果実は「医」
ゴマ	ゴマ油	種子・種子油・地上部・根	
コミカンソウ		全草	
コムギ		茎・澱粉・葉・胚芽・胚芽 油・ふすま	
ゴムノキ		全草	
コメデンプン	イネ	種子	
コメヌカ	イネ	米糠	
コリビ		茎・根	
ゴレンシ		葉・実	
コロハ		種子	
コンブ	モエン	全藻	
コンフリー	ヒレハリソウ	根・葉	
サージ	サクリュウカ/ラムノイデス	果実・種油	
サイカチ	ソウカクシ/トウサイカチ	樹幹の棘	
サイコ	ミシマサイコ	葉	根は「医」
サイハイラン	トケンラン	鱗茎	
サキヨウ		果実	
サクラソウ		根・葉	
ザクロ	サンセキリュウ/セキリュウ /Punica granatum	果実・果皮・根皮・樹皮・ 花	
サゴヤシ		茎(髓)	
サッサfrasノキ		全草	
サトウダイコン	ビート	全草	
サフラン		柱頭	
サボンソウ		葉	
サラシア・レティキュラータ	コタラヒム/コタラヒムブツ	茎・根	
サラシア・オブロンガ		茎・根	
サラシア・キネンシス		茎・根	
サルナシ	コクワ/シラクチヅル	果実	
サルビア	セージ	葉	
サンカクトウ		外果皮・根皮・種仁	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/Smilax glabra	葉	塊茎・根茎は「医」、サンキライ 以外のシオデ属の葉・根は「非 医」
サンザシ	オオサンザシ	偽実・茎・葉・花	
サンシキスミレ		全草	
サンシシ	クチナシ	果実・茎・葉	
サンシチニンジン	デンシチニンジン	根	
サンシュユ	ハルコガネバナ	果実	
サンショウ		果実・果皮・根	
サンショウバラ		花	
サンソウニン	サネブトナツメ	種子	
サンナ	バンウコン	根茎	
サンペンズ	カワラケツメイ	全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
サンヤク	ナガイモ/ヤマイモコン	根茎	
シア	シアバターノキ	種子・油	
シイタケ		菌糸体・子実体	
シオデ属	サルサ/Smilax属	葉・サンキライ以外の根	サンキライ(Smilax glabra)の塊茎・根茎は「医」
シクンシ		果実	
シケイジョテイ		葉	
シコウカ	ヘンナ	葉	
シコクビエ		種子	
シシウド	Angelica pubescens/Angelica bisserata	根茎・軟化茎	ドクカツ(ウド/Aralia cordata)の根茎は「医」
ジジン		全草	
シソ	エゴマ/シソ油	枝先・種子・種子油・葉	
シセンサンショウ	土山椒	根	
シダレカンバ	ハクカヒ/ユウシカ	全草	
シタン	インドシタン/Pterocarpus indicus	根・樹皮・材	
ジチョウ		全草	
シデリティス・スカルディカ	Sideritis scardica	茎・葉・花	
シナタラノキ	ソウボク/Aralia chinensis	根・根皮・材	
シナノキ		全草	
シバムギ	グラミニス	根	
ジフ	イソボウキ/トンブリ/ホウキギ	果実・種子・葉	
シマタコノキ	アダン	全草	
シマトウガラシ		果実	
シャウペデコウロ		全草	
シャエンシ		種子	
ジャクゼツソウ	ノミノフスマ	葉	
シャクヤク		花	根は「医」
シャジン<沙参>	ツリガネニンジン	根	シャジン<砂仁>は「医」
ジャスミン		花	
シャタバリ		地下部	
ジャトバ	オオイナゴマメ	樹皮	
ジャビヤクシ	ニオイイガクサ	全草	
ジャワナガコショウ	ヒハツ	果実	
ジュウヤク	ドクダミ	地上部	
ジュルベーパーバ		全草	
シュロ		葉	
ショウキョウ	カンキョウ/ショウガ	根茎	
ショウズク	カルダモン	果実	
ショウノウ	カンフル	クスノキから得られた精油	
ショウラン	タイセイ/ホソバタイセイ	全草	
食用ダイオウ	マルバダイオウ	葉柄	
食用ホオズキ	プルイノサ	果実	ホオズキの根は「医」
シラカンバ		果実	
シラン		花	
シリ	イザヨイバラ	果実	
シロキクラゲ	ハクボクジ	子実体	
シロコヤマモモ		樹皮	
シンキンソウ	ヒカゲノカズラ	全草	
シントクスノキ		樹皮	
スイートオレンジ		果皮	
ズイカク		成熟果核	
スイバ	ヒメスイバ	茎・葉	
スカルキャップ		根以外	根は「医」
スギナ	ツクシ/モンケイ	栄養茎・孢子茎	
スグリ		実	
ステビア		葉	
ストローブ	ストローブマツ	全木	
スピルリナ		全藻	
スペアミント	オランダハッカ/ミドリハッカ	全草	
スマ	パフィア/ブラジルニンジン	根	
スマック	ジビジビ	果実	
スマレ		花	
スリムアマランス	アマランス・ハイブリダス	種子	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ズルカマラ		茎	
セイセンリュウ		葉	
セイトカカナビキソウ	ヤカンゾウ	全草	
セイトカミロバラシ		全草	
セイヒ	オオベニミカン	未熟果実	
セイヨウアカネ		根	
セイヨウイラクサ		全草	
セイヨウエビラハギ	メリロート	全草	
セイヨウオオバコ	オニオオバコ	全草	
セイヨウオトギリソウ	セントジョンズワート/ヒペリクムソウ	全草	
セイヨウキイチゴ	セイヨウヤブイチゴ	果実・葉	
セイヨウキンミズヒキ	アグリモニー/アグリモニア	全草	
セイヨウサクラソウ		根	
セイヨウサンザシ	Crataegus oxyacantha/Crataegus laevigata/Crataegus monogyna	果実・葉	
セイヨウシナノキ		果実・樹皮・葉・花	
セイヨウジュウニヒトエ	Ajuga reptans L.	茎葉部	
セイヨウシロヤナギ	ホワイトウイロー	全草	
セイヨウスモモ	プルーン	果実・果実エキス	
セイヨウタンポポ		根・葉	
セイヨウトチノキ		樹皮・葉・花・芽	種子は「医」
セイヨウトネリコ	オウシュウトネリコ	全草	
セイヨウナツユキソウ		全草	
セイヨウニワトコ	エルダー	茎・葉・花	
セイヨウニンジンボク	イタリアニンジンボク	全草	
セイヨウネズ	セイヨウビャクシン	全草	
セイヨウノコギリソウ	ヤロー	全草	
セイヨウハッカ	ペパーミント	全草	
セイヨウヒイラギ		花	
セイヨウヒメスノキ		果実・葉	
セイヨウマツタケ	シャンピニオン/ツクリタケ	子実体	
セイヨウミザクラ		果実・葉	
セイヨウメギ		全草	
セキイ	ヒトツバ/Pyrrosia lingua/Pyrrosia grandisimus/Pyrrosia pelislosus/Pyrrosia hastata	全草	
セキコウジュ		全草	
セキショウ		茎	根茎は「医」
セキショウモ	クソウ/セイヨウセキショウモ	全草	
セキヨウ	ソロバンノキ/ハノキ/ハンノキ	全草	
セッコツボク	ニワトコ	茎・葉・花	
セツレンカ		全草	
ゼニアオイ	マロー	葉・花	
ゼラニウム ディエルシアナム	<i>Geranium dielsianum</i>	全草	
セルピウムソウ	タイムス・セルピウム	全草	
セロリ	オランダミツバ/セルリー	種子	
センキュウ		葉	根茎は「医」
センザンリュウ	ウチワドコロ	全草	
センシンレン		葉	
センソウ<仙草>	リョウフソウ	全草	センソウ<茜草>の根は「医」
センソウトウ		全草	
センタウリウムソウ	<i>Centaurium minus</i>	全草	
センダン	クレン/トキワセンダン/Melia azedarach	葉	センダン(Melia azedarach)及びトウセンダン(Melia toosendan)の果実・樹皮は「医」
センナ		茎	果実・小葉・葉柄・葉軸は「医」
センボウ	キンバイザサ	根茎	
センリコウ	タイキンギク	全草	
センリョウ	腫節風/竹節草/草珊瑚	全株	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ソウジュヨウ	ハマウツボ/Orobanche coerulescens	茎	
ソクハクヨウ	コノテガシワ	枝・葉	
ソゴウコウ		分泌樹脂	
ソバ	キョウバク/ソバミツ /Fagopyrum esulentum	種子・花から集めた蜂 蜜・茎・葉	
ソリザヤノキ	オオナタミノキ	樹皮	
ターミナリア・ベリリカ	Terminalia bellirica	完熟果実	
ダイウイキョウ	スターアニス	果実	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ/ルバーブ	葉	根茎は「医」
ダイケツトウ		茎	
ダイコンソウ	スイヨウバイ	全草	
タイシジン	ワダソウ	塊根	
ダイズ	コクダイズ/ダイズオウケン/ダ イズ油	種子・種子油・種皮・葉・ 花・大豆の特殊発酵品	
タイソウ	ナツメ	果実・種子・葉	
ダイダイ	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus aurantium	果実・果皮・蕾・花	
タイワンスク		枝・茎	
タイワンテイカカズラ		果実	
タウコギ		全草	
タカサゴギク		全草	
タカサブロウ	カンレンソウ	全草	
タガヤサン	テツトウボク	全草	
タケ類	タケノコ	若芽	
タコノアシ	カンコウソウ/Penthorum chinense	茎・葉	
タチアオイ		茎葉・種子・根・花	
タチジャコウソウ	タイム	全草	
タチバナ	Citrus tachibana	葉・果皮	
タチバナアデク	スリナムチェリー/ブラジル チェリー	果実・葉	
ダツタンソバ		全草	
タデアイ	<i>Polygonum tinctorium</i> Lour	根、葉、茎	
タベブイア	タヒボ	樹皮・葉	
タマラニツケイ	<i>Cinnamomum tamala</i>	葉	
タモギタケ		子実体	
タラノキ	Aralia elata	葉・芽・根皮・樹皮	
タラヨウ	クテイチャ	葉	
タンジン		葉	根は「医」
タンチクヨウ	ササクサ	全草	
タンテイヒホウ	トウサンサイシン	全草	
チア		全草	
チクレキ	タンチク	ハチクの茎を火で炙って 流れた液汁	
チシマザサ	ネマガリタケ	葉・幼茎	
チシマルリソウ		全草	
チャ	アッサムチャ/プーアルチャ/ フジチャ/リョクチャ	茎・葉・葉の精油・花(蕾 を含む)	
チャービル		葉	
チャデブグレ		全草	
チャボトケイソウ		果実・根・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/コウトウ	葉	とげは「医」
チョウジ	クローブ/チョウコウ/チョウジ 油	花蕾・葉の精油	
チョウセンアザミ	アーティチョーク	茎・根・葉・頭花の総苞・ 花床	
チョウマメ	Clitoria ternatea	花	
チンピ	ウンシュウミカン	果皮	
ツウダツボク	カミヤツデ	樹皮	
ツキミソウ油	ツキミソウ	種子の油	
ツチアケビ	ドツウソウ	果実	
ツノマタゴケ	オークモス	樹枝状地衣	
ツバキ		種子・葉・花	
ツボクサ	ゴツコーラ/セキセツソウ/レン センソウ	全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ツユクサ		若芽	
ツリガネダケ		子実体	
ツルドクダミ		茎・葉	塊根は「医」
ツルナ	ハマジシヤ/バンキョウ	全草	
ツルニンジン	ジイソブ	全草	
ツルマンネングサ	石指甲	全草	
ツルムラサキ		全草	
ティユール		葉	
テガタチドリ	チドリソウ/シュショウジン	根	
デカルピス・ハミルトニー		根茎	
デビルズクロー		全草	
テフ	Tef、Teff	果実	
デュナリエラ	ドナリエラ/ドナリエラ油	全藻・圧搾油	
テングサ	カンテン	全草	
テンジクオウ	マダケ/青皮竹	茎	
テンチャ	タスイカ/タスイセキカヨウ	葉	
テンニンカ	天人花	果実	
テンモンドウ	クサスギカズラ	種子・葉・花	根は「医」
トウガシ	トウガニン/トウガン/ハクガ	果実	種子は「医」
トウガラシ		果実・果皮	
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	葉	根は「医」
トウキシ	フユアオイ	種子・葉	
トウキンセンカ	キンセンカ/マリーゴールド	花	
トウチャ	茶葡萄/藤茶/Ampelopsis grossedentata/Ampelopsis cantoniensis var. grossedentata	茎・葉	
トウチュウカソウ	ホクチュウソウ	子実体及びその寄主であるセミ類やコウモリガ科の幼虫を乾燥したもの	
トウホクオウギ		花	
トウモロコシ	トウキビ/トウモロコシ油/ナンバンキビ/Zea mays	種子油・澱粉・花柱・柱頭	
ドオウレン	クサノオウ/ハックツサイ	全草	
トーメンテイル	タチキジムシロ/チシエンコン	根茎	
トキンソウ	ガフショクソウ	全草	
トケイソウ	パッションフラワー	果実・茎・葉・花	
トショウ	トショウジツ/ネズ	全草	
トチノキ		種子・樹皮	セイヨウトチノキの種子は「医」
トチュウ		果実・葉・葉柄・木部	樹皮は「医」
トックリイチゴ	Rubus coreanus	完熟偽果	
ドッグローズ		果実・葉・花	
トマト		果実	
トラガント	Astragalus gummifer又はその同属植物(Leguminosae)の幹から得た分泌物	樹脂	
トロロアオイ	Abelmoschus manihot	花	
ナガエカサ	トンカット・アリ	根	
ナガミノアマナズナ	Camelina sativa	種子油	
ナギイカダ		根	
ナズナ	ペンペンダサ	全草	
ナタネ油	ナタネ	種子油	
ナツシロギク	フィーバーフュー	全草	
ナットウ	ナットウ菌	納豆菌の発酵ろ液	
ナツミカン	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus natsudaidai	果実・果皮・蕾	
ナツメヤシ		果実・葉	
ナナカマド		種子・樹皮	
ナベナ	センゾクダン/ゾクダン/Dipsacus japonica/Dipsacus asperoides/Dipsacus asper	根	
ナンキョウ	コウズク	果実・根	
ナンサンソウ	ゴガンカジュヒ/チャンチンモドキ	果核・果実・樹皮	
ナンショウヤマイモ		根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ナンヨウアブラギリ	タイワンアブラギリ	葉	
ニオイスミレ		全草	
ニガウリ	ツルレイシ/Momordica charantia	果実・根・葉	
ニクジュヨウ	オニク/キムラタケ/ホンオニク/Cistanche salsa/Boschniakia rossica (=Boschniakia glabra)	肉質茎	
ニクズク	ナツメグ	種子	
ニシキギ		全草	
ニトベギク		全草	
乳酸菌	Lactobacillus属/Streptococcus属	菌体	
ニョテイ	ジョテイシ/タマツバキ/トウネズミモチ/ネズミモチ/Ligustrum japonicum/Ligustrum lucidum	葉・種子・果実	
ニラ	キュウサイシ/コミラ/リーキ	種子	
ニレ		根皮	
ニンジン	ニンジン油	根・根の圧搾油	
ニンジンボク	タイワンニンジンボク	全草	
ニンニク	オオニンニク/ダイサン	鱗茎	
ヌルデ	ゴバイシ/Rhus javanica	囊状虫瘻	
ネギ	ソウジツ/ソウシ/Allium fistulosum	種子	
ネバリミソハギ	セツテ・サングリアス	全草	
ネムノキ	ゴウカンヒ/ネムノハナ	樹皮・花	
ノアザミ	タイケイ/Cirsium nipponense/Cirsium spicatum/Cirsium japonicum とその近縁種	根	
ノゲイトウ	セイショウ	種子	
ノゲシ		茎・葉・花	
ノギリヤシ	ノギリパルメット	果実	
ノブドウ		茎・根・葉・実	
バアソブ	Codonopsis ussuriensis	根	
ハイゴショウ		果実	
パイナップル	パイナップル加工品	果実	パパインは「医」
ハイビスカス		果実・萼	
パウダラルコ	アクアインカー/イペ	樹皮・葉	
バオバブ	アフリカバオバブ	果実	
ハカマウラボシ	骨碎補	根茎	
バクガ		発芽種子	
ハクチャ		葉	
ハクトウスギ	ウンナンコウトウスギ	心材	樹皮・葉は「医」
ハクヒショウ	ハクショウトウ	球果	
ハコベ		全草	
ハゴロモソウ		全草	
バシカン	スベリヒユ	全草	
バショウ		全草	
ハス	レンカ/レンコン/レンジツ/レンニク/レンヨウ	雄しべ・果実・根茎・種子・葉・花柄・花蕾	
パセリ	パセリ油	種子油・根・葉	
バターナット		種子・種子油	
パタデバカ	ウシノツメ	葉	
ハチミツ		トウヨウミツバチ等が巣に集めた甘味物	
ハッカ		葉	
ハッカクレイシ		全草	
ハックルベリー		果実・葉	
ハッシュョウマメ	ピロウドマメ	全草	
ハトムギ	ジュズダマ/ヨクイニン/ヨクベイ	種子・種子エキス・種子油・葉	葉の場合は、ジュズダマ/ヨクイニン/ヨクベイは除く
ハナシユクシャ	キョウカ	花から得られた精油	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
バナナ	Musa acuminata (Cavendish 種)	成熟した果実の果皮	
バナバ	オオバナサルスベリ	全木	
ハナビラタケ		子実体	
ハネセンナ		全草	
パパイヤ	チチウリ/モクカ	種子・葉・花	パパインは「医」
ハハコグサ	オギョウ/ゴギョウ/ソキクソウ	全草	
ハブソウ		全草	
ハマゼリ		全草(果実を除く)	
ハマナス	ハマナシ	果実・花	
ハマボウフウ		根・根茎・種子・若芽	
ハマメリス	Hamamelis virginiana	葉	
バラ	バラ科植物	果実・葉・花	エイジツは「医」
パラミツ	ジャック	果実・種子・葉・花	
バラシ		葉	
ハルウコン	アロマティカ	根茎	
バレイショ	バレイショデンプン	塊茎	
パロアッスル		全草	
ハンゲショウ	カタシログサ/三白草	茎・葉	
ハンシレン		全草	
ハンダイカイ	バクダイ	果実・種子	
ヒイラギメギ	オレゴンブドウ	全草	
ヒイラギモチ	クコツ	果実・樹皮・根・葉	
ヒカゲキセワタ	Phlomis umbrosa	根	
ヒカゲミズ		根	
ヒジツ	カヤ	果実	
ヒシノミ	ヒシ	果実	
ビジョザクラ		全草	
ヒソップ	ヤナギハッカ	全草	
ヒナギク	エンメイギク	全草	
ヒナゲシ	グビジンソウ/レイシユンカ	花	
ヒノキ		枝・材・葉	
ヒバマタ		全藻	
ビフィズス菌	Bifidobacterium属	菌体	
ヒマラヤニンジン		根茎	
ヒマワリ	ニチリンソウ/ヒグルマ/ヒマワリ油	種子・種子油・葉・花	
ヒメウイキョウ	イノンド/キャラウエイ/ジラシ	果実・種子	
ヒメジョオン	デイジー	全草	
ヒメツルニチニチソウ		全草	
ビャクズク		果実	
ヒョウタン		果肉・葉	
ヒルガオ		地上部	根は「医」
ビルベリー		果実・葉	
ビルマネム	Albizia lebeck	樹皮	
ビロウドモウズイカ	マレイン	茎・葉・花	
ビワ		種子・樹皮・葉	
フーディア・ゴードニー		地上部	
フウトウカズラ	カイフウトウ	茎	
プエラリアミリフィカ		貯蔵根	
ブカトウ		根・葉	
フキタンポポ	カントウヨウ/フキノトウ	葉・幼若花茎	花蕾は「医」
フクベ		果実・葉	
フジ		茎(フジコブ菌が寄生し生じた瘤以外)	フジコブ菌が寄生し生じた瘤は「医」
ブシュカン	コウエン/シトロソ	果実・花	
フタバムグサ	ハッカジャセツソウ	全草	
フダンソウ	トウジシャ	葉	
ブッコ		葉	
ブッシュティエー		全草	
フツウゲ		花	
ブドウ		茎・種子・種皮・葉・花	
ブラッククミン	ニゲラ	全草	
ブラックコホッシュ	ラケモサ	全草	
ブラックジンジャー	Kaempferia parviflora	根茎	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ブラックプラム	ポルトガルプラム/パープル プラム	果実	
ブラックベリー		果実	
ブラックルート	アメリカクガイソウ	全草	
フランスカイガンショウ	オニマツ/カイガンショウ	樹皮・樹皮エキス	
プランタゴ・オバタ	サイリウム・ハスク	種子・種皮	
ブリオニア		全草	
ブルーベリー		果実	
プルット		葉	
ブント	ザボン/ボンタン	果実・種子	
ペグアセンヤク		心材の水性エキス	
ヘチマ	シカラク	果実・果実繊維・茎・葉	
ベニコウジ		麴米	
ベニバナ	コウカ/サフラワー/ベニバナ 油/Carthamus tinctorius	管状花・種子油・種子	
ベニバナボロギク	ナンヨウギク	全草	
ペピーノ	メロンペア/Solanum muricatum	果実	
ヘラオオバコ		全草	
ヘリクリサム・イタリカム	カレープラント	全草	
ヘルニアリアソウ		全草	
ベルノキ		成熟果実	
ヘンズ	フジマメ	種子・種皮・根・葉・花・つ る	
ヘンルーダ		種子	
ボウシュウボク	コウスイボク/レモンバーベナ	葉	
ホウセンカ		全草(種子を除く)	種子は「医」
ホークウィード	ミヤマコウゾウリナ	全草	
ボケ		果実	
ホコウエイコン	タンポポ	根・根茎	
ホコツシ	オランダビユ	果実	
ボスウェリア・セラータ	インド乳香/Boswellia serrata	樹脂	その他のボスウェリア属の全木 は「医」
ボダイジュ	ナツボダイジュ/フユボダイ ジュ/ボダイジュミツ	果実・花・花の蜜	
ボタン		葉・花	根皮は「医」
ボタンボウフウ	Peucedanum japonicum	茎・葉・根・根茎	
ホップ	ヒシユカ	球果	
ホホバ		種子・種子油	
ポリポディウム・レウコト モス	Polypodium leucotomos	葉・茎	
ボルド		葉	
ボロホ		果実・果皮・種子	
ホワイトセージ		葉	
マアザミ		葉	
マーシュ		全草	
マイタケ	シロマイタケ	子実体	
マイテン		全草	
マカ	マカマカ	根	
マキバクサギ	タイセイヨウ/ロヘンソウ	枝・葉	
マコモ		葉	
マチコ		茎・葉	
マツ	カイショウシ/ショウボクヒ/マツ ノミ/マツバ/マツヤニ	殻・殻皮・種子・樹脂・葉・ 樹皮	
マツタケ		子実体	
マテ		葉	
マヨラナ	ハナハッカ/マジョラム	葉	
マリアアザミ	オオアザミ	全草	
マルバハッカ	ニガハッカ	全草	
マルベリー		小梢・葉	
マンゴー		果実・葉	
マンゴージンジャー	Curcuma amada	根茎	
マンゴスチン	Garcinia mangostana	果皮	
マンダリン		果実	
ミソハギ		全草	
ミチヤナギ		全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ミモザアカシア		全草	
ミヤコグサ		全草	
ミント		葉	
ムイラブアマ		根以外	根は「医」
ムカンシ	ムクロジ	果肉	
ムラサキセンブリ		全草	
ムラサキフトモモ	ジャンブル/Syzygium cumini	種子	
ムラサキムカシヨモギ	ヤンバルヒゴタイ/Vernonia cinerea	地上部	乾燥物を茶として煎じる場合に限る
メグサハッカ		葉	
メグスリノキ		枝・樹皮・葉	
メシマコブ		子実体・菌糸体	
メナモミ	キケン/キレンソウ/ツクシメナモミ/Siegesbeckia pubescens/Siegesbeckia orientalis	茎・葉	
メボウキ	アルファバーカ/バジリコ/バジル	全草	
メマツヨイグサ	オオマツヨイグサ/マツヨイグサ	全草	
メラレウカ	ティートリー油	精油	
メリッサ	コウスイハッカ/セイヨヤマハッカ/レモンバーム	葉	
メロン		果実	
メンジツ油	ワタ	種子油	
モクテンリョウ	マタタビ	果実・虫瘻	
モッカ	カリン	偽果	
モツショクシ	ガラエ	虫瘻	
モミジヒルガオ	五爪竜	全草	
モモ		葉・花	種子(トウニン)は「医」
モモタマナ		樹皮・実	
モリアザミ	ヤマゴボウ/Cirsium dipsacolepis	根	Phytolacca esculentaの根は「医」
モリシマアカシア	Acacia mearnsii	樹皮	
モロヘイヤ	タイワンツナソ	葉	
ヤーコン	アンデスポテト	塊根・茎・葉	
ヤエヤマアオキ	インディアンマルベリー/ノニ	果実・種子・葉	
ヤクシマアジサイ	ドジョウザン/ロウレンシュウキユウ	根・葉	
ヤグルマギク		花	
ヤグルマハッカ	ホースミント	葉	
ヤシ	ココヤシ/ヤシ油	種子油・樹皮・葉・花	
ヤシヤビシヤク		実	
ヤチダモ		葉	
ヤナギ		全木	
ヤナギラン	ファイアウィード	葉	
ヤハズツノマタ	アイリッシュモス	全藻	
ヤブタバコ	Carpesium abrotanoides	茎・根・葉・果実	
ヤマウルシ		若芽	
ヤマノイモ属		根茎	
ヤマハハコ		若芽	
ヤマハマナス	シバイカ	果実	
ヤマブキ		実	
ヤマブシタケ		子実体	
ヤマブドウ		葉・実	
ヤマモモ	ヨウバイヒ/Myrica rubra	樹皮	
ユウガオ	コシ	果肉・葉・若芽	
ユーカリ	ユーカリノキ/ユーカリ油	葉・精油	
ユキチャ	ムシゴケ	全草	
ユズ	トウシ	果実・種子	
ユズリハ	コウジョウボク	全草	
ユッカ	キミガヨラン	根	
ユリ	オニユリ/ビヤクゴウ	花・鱗茎	
ヨウシュカンボク		全草	
ヨウテイ	ギシギシ/ナカバギシギシ	根	
ヨーロッパソクズ		全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ヨーロッパナラ	Quercus robur	心材(髄を除く)	
ヨカンシ	アンマロク/ユカン	果実・樹皮・根・葉	
ヨモギ	ガイヨウ/モグサ	枝先・葉	
ヨモギギク	タンジー	全草	
ライガン	チクリョウ/モクレンシ/ライシ/ ライジツ	乾燥した菌核	
ライフクシ	ダイコン	種子	
ライムギ		茎・葉	
ラカンカ		果実	
ラスグラブラ		根皮	
ラズベリー		果実・葉	
ラッカセイ	ナンキンマメ	種子	
ラフマ	コウマ	全草	
ラベンサラ		葉	
ラベンダー		花	
ランブータン		果実	
リュウガン		果肉・仮種皮・花	
リュウキド		全草	
リュウキュウアイ		枝・葉	
リュウノウ	Dryobalanops aromatica	樹皮	
リュウショウカ	ノウゼンカズラ	花	
リュクトウ	ブドウ	種子・花	
リンゴ酢	リンゴ	汁液発酵の食用酢	
ルイボス		葉	
ルリジシャ	ボラゴソウ/ボレイジ	葉・花	
ルリハコベ		全草	
レイシ<靈芝>	マンネンタケ/ロツカクレイシ	子実体(孢子を含む)	
レイシ<荔枝>	レイシカク/枝核	果実・種子	
レオヌルスソウ		全草	
レモン		葉	乾燥物を茶として煎じる場合又は熱水抽出物の残渣に限る
レモングラス	レモンソウ	茎・葉	
レモンタイム		葉	
レモンマートル		葉	
レンギョウ	連翹	葉	果実は「医」
レンゲソウ		地上部	
レンセンソウ	カキドオシ	全草	
レンリソウ		豆果・若芽	
ローズヒップ		果実・果皮・茎・花	
ローズマリー	マンネンロウ	葉	
ローマカミツレ		頭状花	
ロベージ	レビスチクム	全草	
ワイルドチェリー	ワイルドブラックチェリー	樹皮	
ワイルドレタス	ワイルドカナダレタス	茎・葉	
ワサビダイコン		根	
ワレモコウ	チユ/Sanguisorba officinalis	根・根茎	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等
(例)

2021.11.1更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アキョウ	ウシ/ラバ/ロバ	皮膚を水で煮て製したにかわ	
アザラシ		油	
アズマニシキガイ		貝肉	
アリ	アリノコ	アリ・アリの子	
アワビ	セキケツメイ	殻	
イカ	イカスミ/ウズクコツ/コウイカ	イカの墨・甲骨	
イワシ	サーディンペプチド	油・タンパク質	
陰茎	ウシ/ウマ/トラ/ヒツジ/ブタ/ヘビ	陰茎・睾丸	イヌ・オットセイ・シカの陰茎・睾丸は「医」
ウコッケイ		血液・卵・内臓・肉	
ウナギ	ヤツメウナギ	全体	
オオトカゲ		全体	
オオヤモリ	ゴウカイ/Gekko gecko	内臓を除いた全身	
オットセイ	カロペプタイド	骨格筋抽出物	陰茎・睾丸は「医」
カイエン	イトマキヒトデ	全体	
カイコ	カサンガ/ゲンサンガ	蛹・死んだ幼虫・成虫・糞便・繭・幼虫の抜殻・卵殻	
カイバ	タツノオトシゴ	全体	
カイリュウ	ギカイリュウ/センカイリュウ/チョウカイリュウ/トゲヨウジ	全体	
カキ<牡蛎>	マガキ/ボレイ	貝殻・貝肉・貝肉エキス	
カギユウマツ	カタツムリ	腹足類の乾燥粉末	
核酸	DNA/RNA		
カツオ	かつお節/かつお節オリゴペプチド	魚乾燥物、肝臓	
カニ		甲羅	
カメ	ウミガメ	全体	
カメムシ	丸香虫	全体	
肝臓	ウシ/トリ/ブタ/カツオ	ウシ・トリ・ブタ・カツオの肝臓・エキス	
肝油		タラ等魚類肝臓の脂肪油	
魚油		イワシ等の精製油	
血液	ウシ/シカ/ブタ	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿	ヒト血液は「医」
ゴウシマ	アカガエル	アカガエルの輸卵管	
骨髄	ウシ	ウシ骨髄	ヒト骨髄は「医」
骨粉		ウシ・魚類等の骨の粉末	
コブラ	インドコブラ/フィリピンコブラ	全体	
コンドロイチン加水分解二糖		海洋性微生物の生産するグリコサミノグリカンの分解物	
サソリ	キョクトウサソリ	食塩水に入れ殺して乾燥したもの	
サメ	サメナンコツ/フカヒレ	軟骨・ヒレ・ヒレのエキス	
サンゴ			
角	サンバー/トナカイ/ニューカレドニアジカ/ファロージカ/ベルベット	シカ等の成熟した角・袋角・幼角	レイヨウカク・ロクジョウは「医」
シジミ	マシジミ/ヤマトシジミ	貝肉・貝肉エキス	
シャチュウ	サツマゴキブリ	全虫	
心臓	ウシ/ウマ	ウシ・ウマの心臓	
スクアラミン		サメの肝臓	
スッポン	シナスッポン/ベッコウ	血液・卵・内臓・肉・背甲・腹甲	
精巣	シラコ	食用魚類の精巣	
ソウヒョウショウ	カマキリ	カマキリの卵鞘	
胎盤	ウシ/ヒツジ/ブタ	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤	ヒト胎盤は「医」
胆嚢		コイ・ヘビの胆嚢	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢は「医」
チンジュ	アコヤガイ/シンジュ	外套膜組織中の顆粒物・真珠・貝肉	
ツバメ巣		ツバメの巣	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
軟骨		爬虫類・哺乳類の軟骨抽出物	
ニホンヤモリ	ヘキコ/Gekko japonicus	全体	
ニワトリ		可食肉部からエタノール抽出して濃縮したもの・胃の内壁(ケイナイキン)	
乳汁	バニユウ	ウマの乳汁	
ハチ	ハチノコ	ハチの幼虫	
ハブ	ヒメハブ	全体	
ヒル	ウマビル/スイテツ/チスイビル/チャイロビル	全体	
ヒレイケチョウガイ	Hyriopsis cumingii	貝殻	
フグノクロヤキ	フグ/マフグ	フグの黒焼	
へび	アオマダラウミへび/アマガサへび/エラブウミへび/ガラガラへび/ヒヤッポダ	全体	蛇毒は「医」
ホタテ		貝殻	
マムシ	ハンビ/フクダ	全体	
ミツロウ		ハチが分泌するロウ質	
ミドリイガイ		貝肉	
卵黄油		卵黄の油	
卵殻		卵殻	
リュウシツ	ケンゴロウ	全虫	
ローヤルゼリー		メスバチの咽頭腺分泌物	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

3. その他(化学物質等)

(例)

2021.11.1更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
亜鉛			
アスタキサンチン		ヘマトコッカス藻の主成分	ヘマトコッカス藻は「非医」
アスパラギン			
アスパラギン酸			
N-アセチル- α -D-ノイ ラミニル-(2→3)- β -D- ガラクトピラノシル-(1→ 4)-D-グルコースナトリ ウム塩	Sodium salt of N-Acetyl- α - D-neuraminy-(2→3)- β -D- galactopyranosyl-(1→4)-D- glucose		
N-アセチル- α -D-ノイ ラミニル-(2→6)- β -D- ガラクトピラノシル-(1→ 4)-D-グルコースナトリ ウム塩	Sodium salt of N-Acetyl- α - D-neuraminy-(2→6)- β -D- galactopyranosyl-(1→4)-D- glucose		
アポエクオリン			
3-アミノプロパン酸	β -アラニン		
5-アミノレブリン酸リン 酸塩	5-Aminolevulinic acid· phosphate	光合成細菌(ロドバク ター・セファロイデス)の 生成したもの	
アラニン			
アリシン			ニンニクの成分
アルブミン			
アントシアニン			
イオウ	メチルサリフォニルメタン		
イコサペント酸<EPA>	EPA/エイコサペンタエン酸		
イソフラキシジン			
イソロイシン			
イヌリン			
イノシトール	フィチン		
雲母			
sn-グリセロ(3)ホスホコ リン	L- α -グリセリルホスホリルコリ ン/sn-Glycero(3) phosphocholine		
N-アセチルグルコサミ ン			
N-アセチルノイラミン酸			
L-エルゴチオネイン	L-Ergothioneine		
L-カルニチン			
L-シトルリン	L-Citrulline		
オクタコサノール			
オリゴ糖	オリゴ配糖体		
オルニチン			
オロト酸	Orotic acid/1,2,3,6- tetrahydro-2,6-dioxo-4- pyrimidinecarboxylic acid		フリー体、カリウム塩、マグネシ ウム塩に限る
カテキン	カテキン酸		緑茶の成分
果糖			
カフェイン			
カラギーナン			天草の成分
カリウム			
カルシウム	炭酸カルシウム		
カロチン			
還元麦芽糖			
環状重合乳酸			
岩石粉			
γ -アミノ酪酸	ギャバ		
キシリトール			
キチン			
キトサン			
キトサンオリゴ糖			
絹	シルク		
金			
グアガム			

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
クエン酸	クエン酸マグネシウム		
グリシン			
グリセリン			
クルクミン			ウコン由来色素
グルコサミン塩酸塩			
グルコマンナン			コンニャク等の複合多糖類
グルコン酸亜鉛			
グルコン酸鉄			
グルタミン			
グルタミン酸			
クレアチン			
クレアチン・エチルエステル塩酸塩	Ethyl <i>N</i> -(aminoiminomethyl)- <i>N</i> -methylglycine Hydrochloride		
クロム(Ⅲ)			
クロロフィル			葉緑体中の緑色色素
ケイ素	酸化ケイ素		
ケルセチン			
ゲルマニウム	無機ゲルマニウム/有機ゲルマニウム		
コエンザイムA			
コエンザイムQ10	ユビキノン		
コラーゲン			
コリン安定化オルトケイ酸	Choline-stabilised orthosilicic acid		
コンドロイチン硫酸			
コンドロムコタンパク			
サポニン	大豆サポニン		
ジオスゲニン	Diosgenin/Nitogenin/(3β,25R)-spirost-5-en-3-ol		非配糖体に限る
シスタチオン			マムシの成分
シスチン			
システイン			
脂肪酸			
酒石酸			
植物性酵素・果汁酵素		植物体又は果実の液汁から得られる酵素	パパイン・ブロメライン等消化酵素は「医」
植物性ステロール			
植物繊維			
食物繊維			
スーパーオキシドディスムターゼ<SOD>	SOD		
スクワレン			
炭焼の乾留水			
石膏			鉱石
ゼラチン			
セラミド			
セリン			
セレン			
タルク			
チオクト酸	α-リポ酸		
チロシン			
テアクリン	Theacrine/1,3,7,9-Tetramethyluric acid		
D-chiro-イノシトール			
デキストリン			
鉄			
鉄クロロフィリンナトリウム			
銅			
ドコサヘキサエン酸<DHA>	DHA		
トコトリエノール			ビタミンE関連物質
trans-レスベラトロール	<i>E</i> -レスベラトロール		
ドロマイト鉱石			
トリプトファン			
トレオニン			

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
トレハロース			菌体をリゾチーム処理したものの抽出物
ナイアシン	ニコチン酸		
ニコチンアミドリボシドクロライド	Nicotinamide riboside chloride		
乳清			
乳糖			
麦飯石			
バリン			
パントテン酸	パントテン酸カルシウム		
ヒアルロン酸			
ビオチン	ビタミンH		
ピコリン酸クロム	クロミウムピコリネート		
ヒスチジン			
ビス-3-ヒドロキシ-3-メチルブチレートモノハイドレート	Bis(3-hydroxy-3-methylbutyrate)monohydrate /3-Hydroxy-3-methylbutyric acid<HMB>		
ピロキノリンキノン二ナトリウム塩			
ビタミンA	レチノール		
ビタミンB1	チアミン		
ビタミンB12	シアノコバラミン		
ビタミンB2	リボフラビン		
ビタミンB6	ピリドキシン		
ビタミンC	アスコルビン酸		
ビタミンD	カルシフェロール		
ビタミンE	トコフェロール		
ビタミンK	フィトナジオン/メナジオン		
4-ヒドロキシプロリン			
ヒドロキシリシン			
フィコシアニン			
フェニルアラニン			
フェリチン鉄			
フェルラ酸	3-(4-Hydroxy-3-methoxyphenyl)-2-propenoic acid		
2-フコシルラクトース			
フッ素			
フルボ酸			
プルラン			非消化吸収性の多糖類
プロアントシアニジン			
プロポリス			
プロリン			
ベータカロチン			
β-ニコチンアミドモノヌクレオチド	Nicotinamide mononucleotide、NMN		
ヘスペリジン			
ヘマトコッカス藻色素			
ヘム鉄			
ホスファチジルセリン			リン脂質
マグネシウム			
マンガン			
ムコ多糖類			
メチオニン			
木灰			
モリブデン			
葉酸	ビタミンM		
ヨウ素			
ラクトフェリン			
リグナン	樹脂アルコール/レジノール		
リジン			
リノール酸			
リレン酸			
流動パラフィン			
リン			

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ルチン			
ルテイン			カロテノイドの一種
レシチン	大豆レシチン/ホスファチジル コリン/卵黄レシチン		
ロイシン			

注1) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注2) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄のその旨
記載している。

注3) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

事 務 連 絡
令和3年11月19日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での
医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主幹部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

同事務連絡を踏まえ、国民が質の確保された新型コロナ抗原定性検査キットを入手しやすくなるよう、医療用抗原定性検査キットを取扱っていただくことや取り扱っている旨の周知活動を積極的に実施いただきますよう、合わせて周知をお願いいたします。

なお、貴会宛の事務連絡「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて（令和3年9月27日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）」における掲示及び広告に係る取扱いについては、別添の内容に読み替えていただくとともに、掲示等を含めた本対応は新型コロナウイルス感染症を踏まえた特例的な対応である旨ご留意いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年11月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での 医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）（以下「9月27日事務連絡」という。）においてお示ししているところですが、入手を希望する者が薬局での販売をより認識しやすくなるよう、下記のとおり薬局における取扱いを示しますので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、別添資料を活用し、「研究用」として市販されている抗原定性検査キットと国が承認した「体外診断用医薬品」との違い、体外診断用医薬品の購入を希望する際は取扱い薬局の薬剤師に相談すること等の周知をお願いいたします。都道府県におかれては、管内市町村に対する周知をお願いします。

記

1. 基本的な考え方

- 薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに係る基本的な考え方及び薬局において販売する場合の対応は9月27日事務連絡のとおりであり、引

き続き同事務連絡に基づき対応を行うこと。

- 体調不良等の症状を感じる場合は医療機関を受診するものであること。
また、医療用抗原定性検査キットは、薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、入手を希望する者に対して、薬局において、薬剤師により、必要な情報提供等を行った上で販売されるものであること。
- 9月27日事務連絡においては、「抗原検査キットをより入手しやすくし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るため、特例的に新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局で販売することを差し支えないこととする」としていることから、薬局においては、積極的に当該製品を取扱っていただき、入手を希望する者が薬局で医療用抗原定性検査キットを取り扱っていることをより認識しやすくなるような対応が重要であること。

2. 陳列等について

- 医療用抗原定性検査キットについては、入手を希望する者がその販売について容易に認識できるよう、調剤室以外に陳列すること又は空箱を陳列することは差し支えないこと。
- 医療用抗原定性検査キット及び空箱の陳列場所は問わないが、販売にあたっては、薬剤師による説明、使用にあたっての留意事項を理解していることの確認等が必要であることに留意すること。
- 陳列にあたっては、各製品の添付文書等における保管方法に留意すること。

3. 広告等について

- 薬局においては、入手を希望する者がその販売について容易に認識しやすくなるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原定性検査キットを取り扱っている」旨について薬局内に掲示すること。また、薬局の店頭や、薬局に隣接する店舗（当該薬局が入居する建物を含む。）への掲示のほか、販売する薬局のホームページやチラシ等へ掲載することも差し支えないこと。

- その際、入手を希望する者がその製品が医療用抗原定性検査キットであることについてより容易に認識できるよう、名称、製造販売者名及び販売価格並びに医療用抗原定性検査キット及び空箱の写真を使用することは差し支えないが、受診が不要である等の不適切な表示及びその他の事項に関する広告を行わないこと。
- 新型コロナウイルス抗原の有無を測定する検査キットのうち、診断を目的とせず研究用と称する製品（以下「研究用抗原検査キット」という。）については、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2月25日付事務連絡）及び「研究用抗原検査キットに係る監視指導について」（令和3年2月25日付事務連絡）が示されているところ、研究用抗原定性検査キットを販売している場合は、購入しようとする者が研究用抗原定性検査キットと新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原定性検査キットとを混同することがないように、また、研究用抗原定性検査キットについて診断目的と誤認することがないように特段留意すること。

4. その他

- 別途医療用抗原定性検査キットの製造販売業者に対して小包装単位の製品の取扱い等、入手を希望する者が薬局でより購入しやすくなるような取組を要請することとしているが、薬局が、他の薬局の求めに応じて医療用抗原定性検査キットを分割して当該薬局に販売（授与）することも差し支えなく、例えば、小包装単位の入荷が困難な場合は、地域の薬剤師会会営薬局、地域連携薬局等が、近隣の薬局に分割して販売（授与）することが考えられる。分割する際は、試薬の揮発を防ぐ等、製品ごとの取扱い上の注意に留意すること。
- 特例的に薬局での販売が可能な医療用抗原定性検査キットは別紙に示すものであること。

（以上）

(別紙)

<薬局で販売が可能な医療用抗原定性検査キット>

(令和3年11月17日時点)

	企業名	製品名
1	富士レビオ (株)	エスプライン SARS-CoV-2
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag
3	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2
4	アボット ダイアグノスティクス メディカル (株)	Panbio COVID-19 Antigen ラピッド テスト
5	アドテック (株)	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2
6	ロシュ・ダイアグノスティクス (株)	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト
7	富士フイルム (株)	富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 Ag
8	アルフレッサ ファーマ (株)	アルソニック COVID-19 Ag
9	コージンバイオ (株)	KBM ラインチェック nCoV (スティックタイプ)
10	東洋紡 (株)	イムノアロー SARS-CoV-2
11	ロート製薬 (株)	チェック MR-COV19
12	積水メディカル (株)	ラピッドテスト SARS-CoV-2
13	(株) マルコム	スタンダードQ COVID-19 Ag
14	セルスペクト (株)	クオンパス COVID-19 抗原検査キット
15	(株) ニチレイバイオサイエンス	イムノファイン SARS-CoV-2
16	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 II キャピリア SARS-CoV-2 II

※鼻腔ぬぐい液検体採取のものを使用すること。



新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください！

「研究用」として市販されている抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではありません。また、「研究用」は、新型コロナウイルス感染の有無を調べることを目的としているものではありません。

「研究用」については、あたかも国が承認したものであるかのような表示をしていた事業者に対し、景品表示法に基づく行政指導がされた例もあります。

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診相談センター又は医療機関に相談してください。

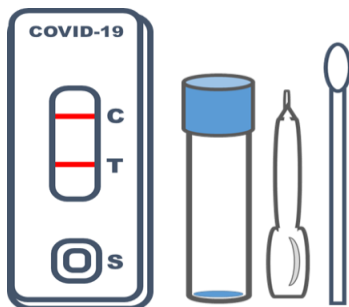
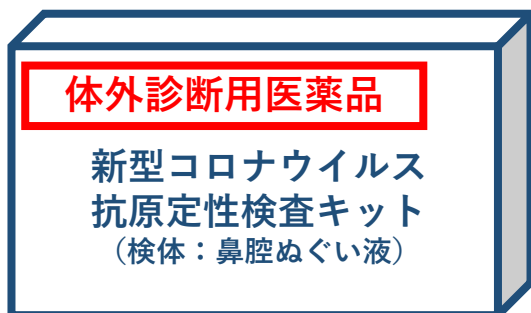


国が承認した「体外診断用医薬品」かどうかをよく確認してから購入しましょう！

※「研究用」は国が承認したものではありません。

国が承認した医療用の抗原定性検査キットは、

- **【体外診断用医薬品】**と表示されています。
- 購入を希望する際は、**取扱い薬局の薬剤師に相談**してください。



※体外診断用医薬品によるセルフチェックを行った場合であっても診断にはなりませんので、留意してください。（診断には医療機関への受診が必要です。）

事務連絡
令和3年12月1日

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認導入に関するリーフレットの送付について
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

オンライン資格確認等システムについては本年10月20日から本格運用を開始しました。

今般、社会保険診療報酬支払基金から保険医療機関及び保険薬局に対して、オンライン資格確認システムの導入をご検討いただくため、オンライン資格確認のメリットや今後拡大予定の機能の紹介、補助金交付の申請の期限等をお知らせするリーフレット（別添）を、本年12月上旬にご郵送する予定です。

つきましては、当該リーフレットを貴会会員の皆様へご案内いただきたく、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

※ オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請の詳細については、医療機関等向けポータルサイトをご確認ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

これからオンライン資格確認の導入をされる方へ

■ まずは、顔認証付きカードリーダーをお申し込みください！



これからオンライン資格確認を導入される方は、「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録を行い、同サイトより**ご希望の顔認証付きカードリーダーをお申し込みください。**

?

どの製品を選べばよいかお悩みの際は、レセプトコンピュータの導入等で取引のあるシステム業者にご相談ください。

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらから



■ 導入に向けた準備は「準備作業の手引き」をご参照ください



顔認証付きカードリーダーを申し込んだ後は、**システム業者へのご連絡や各種申請手続きが必要となります。**詳しくは「準備作業の手引き」をご確認いただき、手順に沿って導入準備を行ってください。
(左の二次元バーコードよりアクセスいただけます)

オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き

■ 運用開始の準備ができたなら、「運用開始日」の登録を行ってください！

オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請
- ・『準備作業の手引き』等ダウンロード

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portal.jp

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00
(いずれも祝日を除く) 土 8:00～16:00

AIチャットボットの「シカク」です。24時間いつでも疑問に答えます！



AIチャットボット「シカクくん」



医療機関ポータル

検索

オンライン資格確認を運用開始していない医療機関・薬局の皆様へ

令和3年12月

オンライン資格確認導入で できること

現在利用できる機能や今後の機能拡大予定をご紹介します



詳しくは次のページへ！

オンライン資格確認の「本格運用」が始まりました

本格運用開始に伴う留意事項

- ・健康保険証とシステムとで情報が異なった場合は、システム上の情報が原則正しいと判断することになります。
- ・薬剤情報について、9月診療分のレセプトから閲覧を開始しました。

補助金交付の申請は令和5年6月30日まで受け付けています

- ・補助金交付の申請は、本格運用開始後も引き続き医療機関等向けポータルサイトにて受付けています。
- ・令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月30日までに申請をお願いいたします。

厚生労働省等では、導入状況等を踏まえ、国民向けに「受診する際、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認して下さい」と周知広報を行います。

Change, Challenge, Chance
社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認でできること

オンライン資格確認を導入すると、「何が便利になるのか」「今後はどんなことができるのか」といった疑問がありますか？
今回は現在利用できるオンライン資格確認の機能や、オンライン資格確認の今後の機能拡大予定をご紹介します。

受付業務が便利に！

■ 健康保険証の情報で即座に資格確認



レセプトコンピュータ上で患者の健康保険証の保険者番号・被保険者証記号・番号・生年月日の情報を入力することで、即座に資格の有効性や患者情報の確認を行うことができます。（レセプトコンピュータの改修についてはシステムベンダーにご相談願います。）
また、取得した資格情報・患者情報で、そのまま患者の登録を行うことができます。

■ マイナンバーカードで更に多くの情報を自動取得

マイナンバーカードを用いた場合、保険者番号や被保険者証記号・番号・枝番・生年月日等の情報も入力することなく取得できるため、窓口での入力業務負担が更に軽減されます。



更に詳しい利用方法・実際の事例はこちらの動画をご覧ください！

データに基づいた診療が可能に！

オンライン資格確認を導入すると患者の持参したマイナンバーカードでの同意のもと、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができるようになり、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

■ 薬剤情報の閲覧

9月診療分のレセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出を開始し、**3年間分(※)の薬剤情報が閲覧可能**になりました。

※：令和3年9月診療分から積み上げます。

■ 特定健診等情報の閲覧

特定健診等情報閲覧では、**令和2年度分から順次登録された5年間分の情報が閲覧可能**です。

薬剤情報の
サンプルデータはこちら



特定健診情報の
サンプルデータはこちら



オンライン資格確認は 今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能（医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける機能）

医療扶助の医療券・
調剤券の連携

電子処方箋の
仕組み構築



訪問業態・オンライン
診療等における
オンライン資格確認
の実現

閲覧できる
医療情報の拡大

受付・事務に係る機能

■ 医療扶助の医療券・調剤券の連携

現在対象になっていない生活保護受給者に対する医療扶助の医療券・調剤券も対象にするなど順次対象を広げていきます。（令和5年度中）

■ 訪問業態等及びオンライン診療等におけるオンライン資格確認（実現に向け検討中）

診療業務に係る機能

■ 電子処方箋の仕組み構築

紙の受け渡しが無くても薬局で調剤が出来、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)等も可能となります。（令和5年1月以降予定）

■ 閲覧できる医療情報の拡大

手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。（令和4年夏を目処）

事務連絡
令和3年12月2日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて（その2）

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度に関しては、その薬局の所在地の都道府県知事による認定が令和3年8月1日より開始されたところです。

今般、「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて（その2）」を別添のとおり取りまとめましたので、申請の受理や相談対応等の業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

<別 添>

用語集

用語	意味
法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）
規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）
地域連携薬局等	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局

【実績の引き継ぎ】

(問1) 組織再編等により薬局開設者が変更になった場合、新たに薬局開設許可の申請を行うことになるが、変更前の実績（地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡を行った回数や薬剤師の勤務状況等）を変更後の薬局の実績に含めることは可能か。

(答)

変更内容が薬局開設者の変更のみであり、薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、変更前後で地域連携薬局等の機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれている場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。

なお、地域連携薬局等の開設者は令第2条の10の規定及び規則第10条の8の規定により地域連携薬局等の認定証を返納するとともに、変更後の薬局開設者が認定を取得しようとする場合は、法第6条の2第2項又は第6条の3第2項の規定により新たに申請すること。

【実績の引き継ぎ】

(問2) 薬局開設者を変更せず、薬局を移転した場合、新たに開設許可の申請を行うことになるが、移転前の実績（地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した回数や薬剤師の勤務状況等）を移転後の薬局の実績に含めることは可能か。

(答)

当該薬局が移転後も、薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、移転前後で地域連携薬局等の機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれていることが必要であり、また、利用していた患者が引き続き来局できると通常想定される範囲にあり、かつ、移転前に連携していた医療機関等の関係機関との連携が移転後も同等に継続されることが明らかであると認められる場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。

なお、地域連携薬局等の開設者は令第2条の10の規定及び規則第10条の8の規定により地域連携薬局等の認定証を返納するとともに、認定を維持しようとする場合には、法第6条の2第2項又は第6条の3第2項の規定により新たに申請すること。



事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）に係る「使用上の注意」
の改訂について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。

薬生安発 1203 第 2 号
令和 3 年 12 月 3 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2) に係る「使用上の注意」
の改訂について

第 73 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 23 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（令和 3 年 12 月 3 日開催）における審議結果等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙 1 及び別紙 2 のとおり、速やかに使用上の注意を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 68 条の 2 の 3 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の注意事項等情報を改訂する場合については、法第 68 条の 2 の 4 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

別紙 1

【薬効分類】 631 ワクチン類

【医薬品名】 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるため、接種前に過敏症の既往歴等に関する問診を十分に行い、接種後一定時間、被接種者の状態を観察することが望ましい。</p> <p><u>本剤との因果関係は不明であるが、本剤接種後に、心筋炎、心膜炎が報告されている。</u>被接種者又はその保護者に対しては、心筋炎、心膜炎が疑われる症状（胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難、頻呼吸等）が認められた場合には、速やかに医師の診察を受けるよう事前に知らせること。</p> <p>11. 副反応</p> <p>11.1 重大な副反応</p> <p>ショック、アナフィラキシー</p> <p><u>本剤接種後にショック、アナフィラキシーが認められた被接種者に対しては、以降の本剤の接種を行わないこと。</u></p>	<p>8. 重要な基本的注意</p> <p>ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるため、接種前に過敏症の既往歴等に関する問診を十分に行い、接種後一定時間、被接種者の状態を観察することが望ましい。<u>また、本剤接種後にショック、アナフィラキシーが認められた被接種者に対しては、以降の本剤の接種を行わないこと。</u></p> <p><u>心筋炎、心膜炎があらわれることがあるため、被接種者又はその保護者に対しては、心筋炎、心膜炎が疑われる症状（胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難、頻呼吸等）が認められた場合には、速やかに医師の診察を受けるよう事前に知らせること。</u></p> <p>11. 副反応</p> <p>11.1 重大な副反応</p> <p>ショック、アナフィラキシー</p>

(新設)

11.2 その他の副反応

発現部位	副作用
免疫系	過敏症（発疹、そう痒症、紅斑、蕁麻疹、血管性浮腫等）

15. その他の注意

15.1 臨床使用に基づく情報

海外において、因果関係は不明であるが、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後に心筋炎、心膜炎が報告されている。初回免疫において報告された症例の多くは若年男性であり、特に2回目接種後数日以内に発現している。また、大多数の症例で、入院による安静臥床により症状が改善している。

接種開始後の国内副反応疑い報告における心筋炎、心膜炎の報告率と、国内の医療情報データベースを用いて算出した一般集団から推測される心筋炎、心膜炎の発現率とを比較したところ、他のコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後の若年男性で頻度が高いことが示唆された。

(新設)

心筋炎、心膜炎

11.2 その他の副反応

発現部位	副作用
免疫系	過敏症（発疹、そう痒症、紅斑、蕁麻疹、血管性浮腫、 <u>顔面腫脹等</u> ）

15. その他の注意

15.1 臨床使用に基づく情報

海外において、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後に心筋炎、心膜炎が報告されている。初回免疫において報告された症例の多くは若年男性であり、特に2回目接種後数日以内に発現している。また、大多数の症例で、入院による安静臥床により症状が改善している。

接種開始後の国内副反応疑い報告における心筋炎、心膜炎の報告率と、国内の医療情報データベースを用いて算出した一般集団から推測される心筋炎、心膜炎の発現率とを比較したところ、初回免疫として本剤2回接種後の若年男性で頻度が高いことが示唆された。

海外において、皮膚充填剤との関連性は不明であるが、皮膚充填剤注入歴のある被接種者において、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後に、皮膚充填剤注入部位周囲の腫脹（特に顔面腫脹）が報告されている。

【参考】第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料

別紙2

【薬効分類】 631 ワクチン類

【医薬品名】 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（COVID-19ワクチンモデルナ筋注）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>8. 重要な基本的注意 <u>本剤との因果関係は不明であるが、本剤接種後に、心筋炎、心膜炎が報告されている。</u>被接種者又はその保護者に対しては、心筋炎、心膜炎が疑われる症状（胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難、頻呼吸等）が認められた場合には、速やかに医師の診察を受けるよう事前に知らせること。</p> <p>11. 副反応 11.1 重大な副反応 （新設）</p> <p>15. その他の注意 15.1 臨床使用に基づく情報 <u>海外において、因果関係は不明であるが、</u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後に心筋炎、心膜炎が報告されている。報告された症例の多くは若年男性であり、特に2回目接種後数日以内に発現している。また、大多数の症例で、入院による安静臥床により症状が改善している。</p>	<p>8. 重要な基本的注意 <u>心筋炎、心膜炎があらわれることがあるため、</u>被接種者又はその保護者に対しては、心筋炎、心膜炎が疑われる症状（胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難、頻呼吸等）が認められた場合には、速やかに医師の診察を受けるよう事前に知らせること。</p> <p>11. 副反応 11.1 重大な副反応 <u>心筋炎、心膜炎</u></p> <p>15. その他の注意 15.1 臨床使用に基づく情報 海外において、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後に心筋炎、心膜炎が報告されている。報告された症例の多くは若年男性であり、特に2回目接種後数日以内に発現している。また、大多数の症例で、入院による安静臥床により症状が改善している。</p>

接種開始後の国内副反応疑い報告における心筋炎、心膜炎の報告率と、国内の医療情報データベースを用いて算出した一般集団から推測される心筋炎、心膜炎の発現率とを比較したところ、本剤接種後の若年男性で頻度が高いことが示唆された。

(新設)

接種開始後の国内副反応疑い報告における心筋炎、心膜炎の報告率と、国内の医療情報データベースを用いて算出した一般集団から推測される心筋炎、心膜炎の発現率とを比較したところ、本剤2回接種後の若年男性で頻度が高いことが示唆された。

海外において、皮膚充填剤との関連性は不明であるが、皮膚充填剤注入歴のある被接種者において、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後に、皮膚充填剤注入部位周辺の腫脹（特に顔面腫脹）が報告されている。

【参考】第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料

薬生安発 1206 第 1 号
令和 3 年 12 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬関係者からの医薬品の副作用及び感染症報告について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 第 2 項の規定に基づく、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他の医薬関係者からの医薬品についての副作用及び感染症報告（以下「副作用等報告」という。）については、「医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における電子報告システムの活用について」（令和 3 年 3 月 25 日付け薬生発 0325 第 22 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「局長通知」という。）の別添「「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領」により、お示ししているところです。また、その報告の範囲について判断を行うに当たっては「医薬品等の副作用の重篤度分類基準について」（平成 4 年 6 月 29 日付け薬安第 80 号厚生省薬務局安全課長通知。以下「課長通知」という。）が参考にされてきたところです。

今般、「医薬関係者からの副作用等情報の活用方策に関する研究」（日本医療研究開発機構研究費医薬品等規制調和・評価研究事業、研究開発代表者 国立大学法人東北大学病院薬剤部教授・薬剤部長 眞野成康）において、医薬関係者からの副作用等報告をより一層適正化・迅速化するために作成された「医薬関係者が報告すべき副作用情報の基準案」を踏まえ、医薬品の副作用等報告において報告対象となる情報について、参考にすべき事項を別添のとおりまとめましたので、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知の程お願いいたします。

なお、本通知の発出をもって課長通知を廃止します。

医薬関係者からの医薬品の副作用等報告における報告対象について

局長通知の「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領の「2（2）報告対象となる情報」（※）に記載のあるものに加え、以下の事項（症例）も参考にすること。

- ・医薬品の使用による副作用と疑われる症例の発生のうち、有害事象共通用語規準 日本語訳 JCOG 版（CTCAE-JCOG）の Grade 3 以上の症例。なお、CTCAE-JCOG は最新版を参照すること。
- ・医薬品リスク管理計画書（RMP）の重要な潜在的リスクに記載のある事象
- ・特定の背景を有する患者（妊婦、授乳婦、小児、腎機能低下者、肝機能低下者等）で発生した事象

（※）局長通知の「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領（抜粋）

（2）報告対象となる情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合（医療機器又は再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。）の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報（症例）であり、具体的には以下の事項（症例）を参考にすること。なお、医薬品、医療機器又は再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となりうる。

- ① 死亡
- ② 障害
- ③ 死亡につながるおそれのある症例
- ④ 障害につながるおそれのある症例
- ⑤ 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要とされる症例（③及び④に掲げる症例を除く。）
- ⑥ ①から⑤までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- ⑦ 後世代における先天性の疾病又は異常
- ⑧ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生
- ⑨ 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、①から⑦までに掲げる症例等の発生のおそれのあるもの
- ⑩ ①から⑧までに示す症例以外で、軽微ではなく、かつ、添付文書等から予測できない未知の症例等の発生
- ⑪ 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、⑩に掲げる症例の発生のおそれのあるもの



事務連絡
令和3年12月 日

各
都道府県
別

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医 局 課

（ ）日 日本の シン に る医 用医薬品の安 に する
対 の について

令和 年11月2 日に 生した（ ）日 日本の シン にお る に
り、 部医 用医薬品の について今 安 に る と ています。
厚生労働省では、製 に対して、 の安 に ての対 を
していると です、 について ます、 管 係医
医薬品 知いた ます お いします。

別添 に す 格の医 用医薬品については、 り安
で る にするた、 品 生 い、 は に て、
の に 合 の の をお いしたい と。

上

別添1

(株) 日立物流西日本の物流センター火災により安定供給に支障をきたす懸念のある
医療用医薬品の成分規格について

- アセトアミノフェン座剤 100mg
- アデニン錠 10mg、注射液 20mg
- アリピプラゾール口腔内崩壊錠 3mg、6mg
- イミダプリル塩酸塩錠 5mg
- オランザピン口腔内崩壊錠 2.5mg
- ジクロフェナクナトリウム 37.5mg
- シロスダゾール錠 50mg、100mg
- ゾルミトリプタン口腔内崩壊錠 2.5mg
- トレピプトン錠 40mg、細粒 10%
- ニコチン貼付剤
- ブスルファン散 1%
- プラミペキソール錠 0.125mg
- プロパフェノン塩酸塩 100mg、150mg
- ミグリトール錠 25mg、50mg、75mg
- メルカプトプリン水和物散 10%
- レボドパ・カルビットバ水和物 100mg、250mg
- レボドパ 250mg カプセル、散 98.5%、静注 25mg、50mg

医政経発 1210 第 1 号
令和 3 年 12 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

医療用医薬品の供給不足に係る対応について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一部の後発医薬品製造販売企業が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受け、製品の製造や出荷を長期間停止又は縮小したことを発端として、当該成分の品目を中心として、医薬品製造販売業者各社が自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されております。

これらの出荷停止や出荷調整を受け、現時点においても、全体として 3,000 品目以上の製品の供給に影響が生じている状況であり、医療機関及び薬局において、必要な量の医薬品を入手することが困難になっているところです。

一方で、後発医薬品の製造販売企業を中心として、在庫放出や増産対応等を通じた安定供給の確保のための努力が継続的に行われてきているところであり、一部の製品規格においては、全体として処方量を満足するだけの供給量となっているが偏在が生じているとの指摘もなされています。

今般、このような状況を踏まえ、需給のバランスの実情について把握するため、令和3年10月1日時点で出荷停止が生じている製品規格について、後発品企業による不祥事が生じる以前の昨年9月及び医薬品供給が不安定となっている本年9月の供給量について調査を実施しました。

供給量に関するデータを解析したところ、出荷停止品目(559品目)と代替品を含めた同一成分・同一規格である成分規格(324成分規格)のうち、86%は昨年9月よりも供給量が多く、14%は供給量が減少しており、別添1に掲げる製品規格については、本年9月に供給されている供給量が昨年9月と比べて5%以上増加している一方、別添2に掲げる製品

規格については、20%以上減少していることが明らかとなりました。

そのため、リソースの再配分を行い医薬品の安定供給体制が早期に再構築できるよう、別添のとおり日本製薬団体連合会並びに一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対応を求めるとともに、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会宛て通知しましたので、ご了知いただくとともに、これら団体に加盟していない製造販売業者及び医療機関・薬局を含め、貴管下関係者への周知方よろしく申し上げます。

(別添1)

本年9月における供給量が昨年9月における供給量と比べて5%以上増加している成分規格。(ただし、今次調査は、9月における数量調査であるため、季節性があると想定される医薬品(抗菌薬、抗アレルギー薬、鎮咳薬)等については念のため除外した。)

成分・規格	成分
A T P 腸溶錠 20mg	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物
アセトアミノフェン錠 200mg	アセトアミノフェン
アセトアミノフェン錠 300mg	アセトアミノフェン
アテノロール錠 50mg	アテノロール
アトルバスタチン錠 10mg	アトルバスタチンカルシウム水和物
アトルバスタチン錠 5mg	アトルバスタチンカルシウム水和物
アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物配合錠 1 番	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物
アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物配合錠 2 番	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物
アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物配合錠 3 番	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物
アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物配合錠 4 番	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物
アムロジピン錠 10mg・アムロジピンOD錠 10mg	アムロジピンベシル酸塩
アムロジピン錠 2.5mg・アムロジピンOD錠 2.5mg	アムロジピンベシル酸塩
アムロジピン錠 5mg・アムロジピンOD錠 5mg	アムロジピンベシル酸塩
アメジニウムメチル硫酸塩錠 10mg	アメジニウムメチル硫酸塩
アンブロキソール塩酸塩錠 15mg	アンブロキソール塩酸塩
イトラコナゾール錠 100mg	イトラコナゾール
イルベサルタン錠 100mg	イルベサルタン

イルベサルタン錠 200mg	イルベサルタン
エゼチミブ錠 10mg	エゼチミブ
エチゾラム細粒 1%	エチゾラム
エチゾラム錠 0.25mg	エチゾラム
エナラプリルマレイン酸塩錠 10mg	エナラプリルマレイン酸塩
エナラプリルマレイン酸塩錠 2.5mg	エナラプリルマレイン酸塩
エナラプリルマレイン酸塩錠 5mg	エナラプリルマレイン酸塩
エピナスチン塩酸塩錠 20mg	エピナスチン塩酸塩
エペリゾン塩酸塩錠 50mg	エペリゾン塩酸塩
エルデカルシトールカプセル 0.5μg	エルデカルシトール
オザグレル錠 100mg	オザグレル塩酸塩水和物
オランザピン細粒 1%	オランザピン
オランザピン錠 10mg	オランザピン
オランザピン錠 2.5mg	オランザピン
オランザピン錠 20mg	オランザピン
オランザピン錠 5mg	オランザピン
オルメサルタン錠 10mg・オルメサルタンOD錠 10mg	オルメサルタンメドキシミル
オルメサルタン錠 20mg・オルメサルタンOD錠 20mg	オルメサルタンメドキシミル
オルメサルタン錠 40mg・オルメサルタンOD錠 40mg	オルメサルタンメドキシミル
オルメサルタン錠 5mg・オルメサルタンOD錠 5mg	オルメサルタンメドキシミル
カルコーパ配合錠 L 100	レボドパ・カルビドパ水和物
カルバマゼピン細粒 50%	カルバマゼピン
カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩配合錠 HD	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩
カンデサルタン錠 12mg・カンデサルタンOD錠 12mg	カンデサルタンシレキセチル

カンデサルタン錠 2 m g ・カンデサルタン O D 錠 2 m g	カンデサルタンシレキセチル
クアゼパム錠 2 0 m g	クアゼパム
クエチアピン細粒 1 0 %	クエチアピソマル酸塩
クエチアピン細粒 5 0 %	クエチアピソマル酸塩
クエチアピン錠 1 0 0 m g	クエチアピソマル酸塩
クエチアピン錠 1 2 . 5 m g	クエチアピソマル酸塩
クエチアピン錠 2 0 0 m g	クエチアピソマル酸塩
クエチアピン錠 2 5 m g	クエチアピソマル酸塩
クエチアピン錠 5 0 m g	クエチアピソマル酸塩
クロピドグレソル錠 5 0 m g	クロピドグレソル硫酸塩
シロドシン錠 2 m g ・シロドシン O D 錠 2 m g	シロドシン
シロドシン錠 4 m g ・シロドシン O D 錠 4 m g	シロドシン
シンバスタチソ錠 1 0 m g	シンバスタチソ
ジエソゲスト錠 1 m g ・ジエソゲスト O D 錠 1 m g	ジエソゲスト
ジフルプレドナート軟膏 0 . 0 5 %	ジフルプレドナート
スピロソラクトソ錠 2 5 m g	スピロソラクトソ
セリプロソール塩酸塩錠 1 0 0 m g	セリプロソール塩酸塩
セリプロソール塩酸塩錠 2 0 0 m g	セリプロソール塩酸塩
セルトラソソ錠 1 0 0 m g	セルトラソソ塩酸塩
セルトラソソ錠 2 5 m g	セルトラソソ塩酸塩
セルトラソソ錠 5 0 m g	セルトラソソ塩酸塩
ゾテピン錠 1 0 0 m g	ゾテピン
ゾレドソソ酸点滴静注液 4 m g / 1 0 0 m L バッグ	ゾレドソソ酸水合物
タムスロソソソ塩酸塩 O D 錠 0 . 1 m g	タムスロソソソ塩酸塩

タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg	タムスロシン塩酸塩
チザニジン錠1mg	チザニジン塩酸塩
テルビナフィン錠125mg	テルビナフィン塩酸塩
テルミサルタン錠20mg	テルミサルタン
テルミサルタン錠40mg	テルミサルタン
テルミサルタン錠80mg	テルミサルタン
ドキサゾシン錠0.5mg	ドキサゾシンメシル酸塩
ドキサゾシン錠1mg	ドキサゾシンメシル酸塩
ドキサゾシン錠2mg	ドキサゾシンメシル酸塩
ドキサゾシン錠4mg	ドキサゾシンメシル酸塩
ドネペジル塩酸塩OD錠3mg	ドネペジル塩酸塩
ドロキシドパカプセル100mg	ドロキシドパ
ドロキシドパカプセル200mg	ドロキシドパ
ドンペリドン錠5mg	ドンペリドン
ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg	ナファモスタットメシル酸塩
ナフトピジル錠50mg・ナフトピジルOD錠50mg	ナフトピジル
ハロペリドール細粒1%	ハロペリドール
ハロペリドール錠1.5mg	ハロペリドール
ハロペリドール錠1mg	ハロペリドール
ハロペリドール錠3mg	ハロペリドール
バルサルタン錠20mg	バルサルタン
パロキセチン錠20mg	パロキセチン塩酸塩水和物
パロキセチン錠5mg	パロキセチン塩酸塩水和物
ピオグリタゾン錠15mg・ピオグリタゾンOD錠15mg	ピオグリタゾン塩酸塩

ピオグリタゾン錠 30mg・ピオグリタゾンOD錠 30mg	ピオグリタゾン塩酸塩
ピタバスタチンCa錠 1mg・ピタバスタチンCa・OD錠 1mg	ピタバスタチンカルシウム
ピタバスタチンCa錠 2mg・ピタバスタチンCa・OD錠 2mg	ピタバスタチンカルシウム
ピタバスタチンCa錠 4mg	ピタバスタチンカルシウム
ファミシクロビル錠 250mg	ファミシクロビル
フルボキサミンマレイン酸塩錠 50mg	フルボキサミンマレイン酸塩
フルボキサミンマレイン酸塩錠 75mg	フルボキサミンマレイン酸塩
プレガバリンOD錠 150mg	プレガバリン
プレガバリンOD錠 50mg	プレガバリン
ベザフィブラート徐放錠 100mg	ベザフィブラート
ベタヒスチンメシル酸塩錠 12mg	ベタヒスチンメシル酸塩
ベタヒスチンメシル酸塩錠 6mg	ベタヒスチンメシル酸塩
ベニジピン塩酸塩錠 2mg	ベニジピン塩酸塩
ベニジピン塩酸塩錠 8mg	ベニジピン塩酸塩
ポピドンヨード液 10%	ポピドンヨード
ポラプレジンクOD錠 75mg	ポラプレジンク
ミルタザピン錠 15mg	ミルタザピン
ミルタザピン錠 30mg	ミルタザピン
メキシレチン塩酸塩カプセル 100mg	メキシレチン塩酸塩
メサラジン腸溶錠 400mg	メサラジン
メマンチン塩酸塩錠 10mg・メマンチン塩酸塩OD錠 10mg	メマンチン塩酸塩
メマンチン塩酸塩錠 20mg・メマンチン塩酸塩OD錠 20mg	メマンチン塩酸塩
メマンチン塩酸塩錠 5mg・メマンチン塩酸塩OD錠 5mg	メマンチン塩酸塩
ラロキシフェン塩酸塩錠 60mg	ラロキシフェン塩酸塩

ランソプラゾールOD錠15mg	ランソプラゾール
ランソプラゾールOD錠30mg	ランソプラゾール
リスペリドン細粒1%	リスペリドン
リスペリドン錠0.5mg	リスペリドン
リスペリドン錠1mg	リスペリドン
リスペリドン錠2mg	リスペリドン
リスペリドン錠3mg	リスペリドン
リスペリドン内用液1mg/mL	リスペリドン
レトゾール錠2.5mg	レトゾール
□サルタンカリウム錠100mg	□サルタンカリウム
□サルタンカリウム錠25mg	□サルタンカリウム
□サルタンカリウム錠50mg	□サルタンカリウム
□スバスタチンOD錠2.5mg	□スバスタチンカルシウム
□スバスタチンOD錠5mg	□スバスタチンカルシウム
□フラゼブ酸エチル錠2mg	□フラゼブ酸エチル
□ペラミド塩酸塩カプセル1mg	□ペラミド塩酸塩
水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム顆粒	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム

(別添2)

本年9月における供給量が昨年9月における供給量と比べて20%以上減少している成分規格。

成分・規格	成分
アシクロビルシロップ8%	アシクロビル
アラセプリル錠12.5mg	アラセプリル
イトラコナゾール錠200	イトラコナゾール
エタネルセプトB皮下注10mgシリンジ1.0mL	エタネルセプト(遺伝子組換え)
エピナスチン塩酸塩DS小児用1%	エピナスチン塩酸塩
カプトプリル細粒5%	カプトプリル
カプトプリル錠12.5mg	カプトプリル
クロルプロパミド錠250mg	クロルプロパミド
サナクターゼ配合剤	サナクターゼ配合剤
シチコリンH注0.5g	シチコリン
スリンダク錠100mg	スリンダク
チオクト酸静注25mg	チオクト酸
ドパミン塩酸塩点滴静注100mg	ドパミン塩酸塩
バンコマイシン塩酸塩散0.5g	バンコマイシン塩酸塩
ピペリジノアセチルアミノ安息香酸エチル顆粒20%	ピペリジノアセチルアミノ安息香酸エチル
ファミシクロビル錠500mg	ファミシクロビル

プラニルカスト錠 112.5mg	プラニルカスト水和物
プラニルカスト錠 225mg	プラニルカスト水和物
ヘプロニカート錠 100mg	ヘプロニカート
メサラジン顆粒 50%	メサラジン
リドカイン塩酸塩ゼリー 2%	リドカイン塩酸塩
レバミピド顆粒 20%	レバミピド



医政経発 1210 第 3 号
令和 3 年 12 月 10 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

医療用医薬品の供給不足に係る対応について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一部の後発医薬品製造販売企業が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受け、製品の製造や出荷を長期間停止又は縮小したことを発端として、当該成分の品目を中心として、医薬品製造販売業者各社が自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されております。

これらの出荷停止や出荷調整を受け、現時点においても、全体として 3,000 品目以上の製品の供給に影響が生じている状況であり、医療機関及び薬局において、必要な量の医薬品を入手することが困難になっているところです。

一方で、後発医薬品の製造販売企業を中心として、在庫放出や増産対応等を通じた安定供給の確保のための努力が継続的に行われてきているところであり、一部の製品規格においては、全体として処方量を満足するだけの供給量となっているが偏在が生じているとの指摘もなされています。

今般、このような状況を踏まえ、需給のバランスの実情について把握するため、令和 3 年 10 月 1 日時点で出荷停止が生じている製品規格について、後発品企業による不祥事が生じる以前の昨年 9 月及び医薬品供給が不安定となっている本年 9 月の供給量について調査を実施しました。

供給量に関するデータを解析したところ、出荷停止品目 (559 品目) と代替品を含めた同一成分・同一規格である成分規格 (324 成分規格) のうち、86% は昨年 9 月よりも供給量が多く、14% は供給量が減少しており、別添 1 に掲げる製品規格については、本年 9 月に供

給されている供給量が昨年9月と比べて5%以上増加している一方、別添2に掲げる製品規格については、20%以上減少していることが明らかとなりました。

そのため、リソースの再配分を行い医薬品の安定供給体制が早期に再構築できるよう、下記についてご理解いただくとともに、貴団体の加盟団体を通じて会員会社に周知徹底いただき、適時に適切な対応が行われるよう指導をお願いいたします。

なお、本通知の写しを公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会宛て送付していることを申し添えます。

記

1. 別添1に掲げる成分規格については、本年9月における供給量が昨年9月と比較して5%以上増加しており、成分規格全体として概ね需要を満たしているものと考えられるため、本年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業は出荷調整を解除すること。なお、製造・供給については、通常時と同様に対応すること。
2. 同時に、別添1に掲げる成分規格について、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が確認することができるよう、各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況を把握いただき、例えば、業界団体のウェブサイトに掲載する等により、適切な情報提供を行うこと。
3. 別添2に掲げる成分規格については、本年9月における供給量が昨年9月と比較して20%以上減少しており、成分規格全体として供給量が足りないものと考えられるため、増産対応について検討を行い、可能な場合には増産にご協力いただきたいこと。
4. 医療用医薬品の供給状況等について、医療機関・薬局等に対して適切な情報提供が行われることは重要であるため、引き続き、「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」(令和2年12月18日付け厚生労働省医政局経済課長通知)に従い必要な情報提供を行うこと。
5. 製造販売する医薬品を安定的に供給することは、一義的には製造販売企業の責務であることから、今後は、医薬品関係業界において、必要な調査等を実施し、安定供給に努めること。



医政経発 1210 第 4 号
令和 3 年 12 月 10 日

(別記2) 殿

厚生労働省医政局経済課長

医療用医薬品の供給不足に係る対応について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一部の後発医薬品製造販売企業が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受け、製品の製造や出荷を長期間停止又は縮小したことを発端として、当該成分の品目を中心として、医薬品製造販売業者各社が自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されております。

これらの出荷停止や出荷調整を受け、現時点においても、全体として 3,000 品目以上の製品の供給に影響が生じている状況であり、医療機関及び薬局において、必要な量の医薬品を入手することが困難になっているところです。

一方で、後発医薬品の製造販売企業を中心として、在庫放出や増産対応等を通じた安定供給の確保のための努力が継続的に行われてきているところであり、一部の製品規格においては、全体として処方量を満足するだけの供給量となっているが偏在が生じているとの指摘もなされています。

今般、このような状況を踏まえ、需給のバランスの実情について把握するため、令和3年10月1日時点で出荷停止が生じている製品規格について、後発品企業による不祥事が生じる以前の昨年9月及び医薬品供給が不安定となっている本年9月の供給量について調査を実施しました。

供給量に関するデータを解析したところ、別添1に掲げる製品規格については、出荷停止品目(559品目)と代替品を含めた同一成分・同一規格である成分規格(324成分規格)のうち、86%は昨年9月よりも供給量が多く、14%は供給量が減少しており、本年9月に供給されている供給量が昨年9月と比べて5%以上増加している一方、別添2に掲げる製品

規格については、20%以上減少していることが明らかとなりました。

そのため、リソースの再配分を行い医薬品の安定供給体制が早期に再構築できるよう、別添のとおり日本製薬団体連合会長宛て通知しましたので、ご了知いただくとともに、流通担当事業者として、引き続き、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮いただく等、医薬品の安定供給及び円滑な流通にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(別記2)

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長

一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 会長



医政経発 1210 第 2 号
令和 3 年 12 月 10 日

(別記1) 殿

厚生労働省医政局経済課長

医療用医薬品の供給不足に係る対応について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一部の後発医薬品製造販売企業が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受け、製品の製造や出荷を長期間停止又は縮小したことを発端として、当該成分の品目を中心として、医薬品製造販売業者各社が自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されております。

これらの出荷停止や出荷調整を受け、現時点においても、全体として 3,000 品目以上の製品の供給に影響が生じている状況であり、医療機関及び薬局において、必要な量の医薬品を入手することが困難になっているところです。

一方で、後発医薬品の製造販売企業を中心として、在庫放出や増産対応等を通じた安定供給の確保のための努力が継続的に行われてきているところであり、一部の製品規格においては、全体として処方量を満足するだけの供給量となっているが偏在が生じているとの指摘もなされています。

今般、このような状況を踏まえ、需給のバランスの実情について把握するため、令和3年10月1日時点で出荷停止が生じている製品規格について、後発品企業による不祥事が生じる以前の昨年9月及び医薬品供給が不安定となっている本年9月の供給量について調査を実施しました。

供給量に関するデータを解析したところ、別添1に掲げる製品規格については、出荷停止品目(559品目)と代替品を含めた同一成分・同一規格である成分規格(324成分規格)のうち、86%は昨年9月よりも供給量が多く、14%は供給量が減少しており、本年9月に供給されている供給量が昨年9月と比べて5%以上増加している一方、別添2に掲げる製品

規格については、20%以上減少していることが明らかとなりました。

そのため、リソースの再配分を行い医薬品の安定供給体制が早期に再構築できるよう、別添のとおり日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会宛通知しましたので、ご周知いただきますようお願いいたします。

なお、医薬品の安定供給体制を早期に再構築するためには、医薬品の偏在がなるべく生じないようにすることが必要であるため、処方薬の在庫量を把握の上、必要の発注としていただき、品はけていただきますようご配慮いただきたく、貴会関係者の周知方よろしく申し上げます。

また、別添2に掲載されている成分規格については、成分規格全体として供給量が足りていないものと考えられるため、当該成分規格を製造販売する企業に対して増産対応等を行っているところですが、今後、関係する協会等に申し込む者や処方の変更等に関するご意見をいただいた上で、必要な業者の適切な処方や、処方の変更等をお願いする可能性があることを申し添えさせていただきます。

(別記1)

公益社団法人 日本医師会 当理事
公益社団法人 日本歯科医師会 当理事
公益社団法人 日本薬剤師会 当理事
一般社団法人 日本 会 会長
公益社団法人 全日本 協会 会長
一般社団法人 日本医療法人協会 会長
公益社団法人 日本 科 協会 会長

冬季の省エネルギーの取組について

令和3年11月5日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年、我が国の最終エネルギー消費量は減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した家庭・業務部門をはじめとして、各部門それぞれ更なる省エネルギーの取組が必要である。大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー消費効率の向上を徹底して進め、エネルギー価格の変動等に柔軟に対応できる経済社会を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、これらの解決に向けて、国内外のエネルギー消費効率の改善を一層促進することも必要である。

令和2年10月に第二〇三回国会における菅総理大臣所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」旨が宣言され、令和3年4月に開催された地球温暖化対策推進本部において、菅総理大臣は、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく。」旨を表明された。こうした状況の中、令和3年10月22日に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、「2050年カーボンニュートラル、また、野心的な2030年の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けては、徹底した省エネルギーを進める」、「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で6,200万k1程度の省エネルギーを実現することによって、2030年度のエネルギー需要は280百万k1程度を見込む。」とされた。

これを実現・達成するためには、国民一人一人の理解と行動変容を促進するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギーの取組を実施する必要がある。

本会議では従来から、エネルギーの需要が増大する夏季(6月～9月)及び冬季(11月～3月)に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛けてきた。特に、令和3年度冬季の電力需給見通しについては、追加的対策を講ずるなどしてようやく最低限必要な予備率を確保するに至っており、過去10年で最も厳しいものとなっている。また、世界的にみれば、LNGや石炭等の発電用燃料の供給が不足し、各地で電力需給のひっ迫や燃料価格の高騰が生じている。こうした国際情勢が我が国の燃料や電力の安定供給に与える影響については、予断を許さない状況であり、国内の各主体における省エネへの取組はより一層重要なものとなっている。

そのため、令和3年度冬季においても、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留

意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとする。

I. 国民一人一人の理解と行動変容の促進

関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」を推進し、我が国を省エネルギー・脱炭素社会に転換していくための取組を展開している。

省エネルギー・脱炭素社会への転換は、我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進めるためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要である。

このような観点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、家庭・業務部門等に対して、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくため、下記の取組を進める。

- ・省エネルギーの取組に対する国民各層の理解と協力を得るため、家電製品の省エネ性能カタログによる情報発信やWEBシステム「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅうさん』」の活用による省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品への買換え促進、省エネルギー月間の広報など、産業、業務、家庭、運輸の各部門において、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。
 - ・「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンにより、新築住宅のZEH化・既存住宅の断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する。
 - ・自治体の庁舎・建築物の省エネルギー改修・建替えを進め、地域の省エネルギーの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。
 - ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省CO₂対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。
 - ・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ「COOL CHOICE」により、具体的な行動変容を促進し、旧式の製品等から省エネルギー・脱炭素社会の構築に貢献する製品等への切り替えや、ウォームビズ実施率の向上などを進めていく。
- また、国民一人ひとりが自分ごと化して取り組める「ゼロカーボンアクション30」の周知により、脱炭素社会の理解醸成及びライフスタイルの行動変容を促す。
- ・このほか、移動の脱炭素化を目指して、省エネに資する電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)または燃料電池自動車(FCEV)と再生可能エネルギー電力を組み合わせた「ゼロカーボン・ドライブ(略称:ゼロドラ)」を呼びかけるとともに、ゼロドラの実践を後押しする取組を進める。

II. 産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、NPO等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界（関係団体、関係業界等）、地方公共団体、NPO等に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼び掛けを行うよう、協力を要請する。

その際、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

1. 住宅・ビル等関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅・ビル等の新築、改修に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。その際、改正建築物省エネ法に基づき2021年4月より当該省エネ基準への適合義務対象となる建築物の範囲が中規模建築物まで拡大されたことや、小規模住宅・建築物に係る建築士から建築主への説明義務制度が創設されたこと等を踏まえ、適切に対応すること。

また、2021年4月より、国土交通省、経済産業省及び環境省の3省が連携して、有識者で構成された「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会（以下「あり方検討会」）」を開催し、同年8月にはその検討結果をとりまとめている。同とりまとめにおいては、「2030年に目指すべき住宅・建築物の姿としては、新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されるとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指す。」とされていることを踏まえ、積極的に省エネと再エネを組み合わせることで一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）をはじめとする省エネ性能の高い住宅・ビル等の新築や断熱改修等の省エネ改修に努めること。

特に、ZEHデベロッパーやZEBプランナーにおいては、あり方検討会のとりまとめにおいても、「国や地方自治体等の公的機関が建築主・管理者となる住宅・建築物において、徹底した省エネ対策や再生可能エネルギー導入拡大の率先した取組を進めること。」とされていることを踏まえ、ZEH-M設計ガイドライン（参考URL①）や、ZEBパンフレット、ZEB設計ガイドライン（参考URL②）等を活用し、地方公共団体に対してZEH・ZEB化の検討を積極的に働きかけること。

（参考URL①：https://sii.or.jp/zeh/zeh_guideline.html）

（参考URL②：https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html）

また、住宅・ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う住宅・ビル等について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示[図1]するよう努めること。また、表示に際しては、ZEH-Mマーク、ZEBマーク[図2]等を活用して、光熱費低減等のZEH-M、ZEBのメリットを積極的に発信すること。

[図1] ガイドラインに基づく第三者認証の例



[図2] ZEH-Mマーク、ZEBマーク



加えて消費者への認知度向上を図るため、ZEHビルダー/プランナーをはじめとするZEHに関係する事業者は、2021年3月に経済産業省、国土交通省及び環境省の3省連名で発出した「ZEHの認知度向上に向けた官民連携による広報活動について(依頼)」を踏まえ、インターネットやテレビ、雑誌等の広報媒体を介して、ZEHマーク[図3]とともに光熱費低減やヒートショック関連の健康リスクの低減といったZEHのメリットを積極的に発信すること。

[図3] ZEHマーク



また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（HEMS・BEMS等）の導入により、住宅の住まい方、ビルの運用方法の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、省エネルギー診断やESCO事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ[図4]の表示及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づくトップランナー制度や小売事業者表示制度による省エネルギー性能に関する情報[参照]等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、家庭用エアコンディショナー、照明器具、テレビジョン受信機、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、温水機器（ガス、石油、電気のいずれのものも含む。以下同じ。）及び電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、小売事業者表示制度を踏まえた最新の統一省エネラベル[図5]による多段階評価（★マーク）等の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。

エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（インターネットによる販売等を行う事業者も含む）は、国際エネルギースターロゴや小売事業者表示制度に基づく表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照] 資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）

<https://seihinjyoho.go.jp/>

[図4] 国際エネルギースターロゴ



[図5] 統一省エネラベル※



(冷蔵庫のイメージ)



(電気温水機器のイメージ)

※ 照明器具、テレビジョン受信機、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、温水機器及び電気便座については、2020年11月及び2021年8月に上記様式に変更済。今後、家庭用エアコンディショナーについても上記様式に倣ったものに変更予定。
 なお、温水機器以外は、製品のサイズやネット取引等の限られたスペースで使用する場合は右側のミニラベルを活用すること。

③ 機器の効率的な使用

・冷蔵庫に関すること

無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行うこと。食品の傷みに注意しつつ、適切な温度設定とすること。放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置すること。

・照明に関すること

不要な照明はこまめに消灯すること。

・テレビに関すること

部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消すこと。

・暖房に関すること

適切な室温管理（暖房の場合は室温 20 度目安）をすること。エアコンのフィルターは適切に清掃すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

・調理に関すること

ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節すること。炊飯器は、タイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くすること。

・給湯に関すること

シャワーは不必要に流したままにしないこと。

2. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成 28 年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」による S A B C の評価も踏まえた取組を行うこと。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

[参照]

～事業者クラス分け評価制度～

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html

～工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準～

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/190401_handanki jun.pdf

～工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/hishin_kojyo.pdf

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(年間エネルギー使用量 1,500k1以上の工場等設置者)となった場合には、国へエネルギー使用状況届出書の届出を行うこと。(別添1参照)

② 自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にとっては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ法の「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

また、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者(旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は保有車両トラック200台以上等、荷主は年間輸送量3,000万トンキロ以上)となった場合には、国へ旅客輸送事業者及び貨物輸送事業者は輸送能力届出書、荷主は

貨物の輸送量届出書の届出を行うこと。(別添1参照)

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

とりわけ乗用車については、電動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））の導入を検討すること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（自分の燃費を把握する、ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICIS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料や合成燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギーマネジメントシステム規格（ISO50001）の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ（ISO50001ポータルサイト）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しにより残業を削減等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務（テレワーク）を推進すると共に、その際、照明の工夫や空調の効率化も図ること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

III. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、政府実行計画を踏まえつつ、また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく基本方針等も踏まえることとする。地方公共団体等に対しても同様の取組を行うよう協力を要請する。

1. 設備・機器関係について

① 空調に関すること

- ・庁舎内における室温の適正管理（暖房の場合は室温19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保すること。
- ・コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努めること。
- ・断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努めること。
- ・冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行すること。

② 照明に関すること

- ・既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすること。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うこと。
- ・照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯すること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務（テレワーク）を推進すると共に、その際、不要な照明は消灯すること。

③ 電気機器等に関すること

- ・パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものは廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。
- ・庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクリーニング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

2. 自動車関係について

① 電動車の導入

- ・政府の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすること。

② 自動車利用の抑制等

- ・通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用すること。なお、公共交通機関の利用に当たっては、会話は控えめにし、混んでいる時間帯の利用は避けること。
- ・Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ・アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行等の環境に配慮した運転を行うこと。

3. 庁舎関係について

① 庁舎の整備及び調達

- ・計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した庁舎の整備を推進すること。
- ・建築工事の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進めること。
- ・庁舎の省エネルギー化を進めるため、主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からESCO事業導

入可能性の判断を行うこと。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為の年限は、当該会計年度以降 10 箇年度以内に延長されていることに留意すること。

② 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

- ・各府省庁において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施すること。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うこと。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施すること。
- ・エネルギー管理の徹底を図るため、各府省庁において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組むこと。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果を、各府省庁のホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図ること。
- ・エネルギー使用量を適切に把握し、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。
- ・平成 31 年 4 月に導入された省エネ法における国家公務のベンチマーク制度について、制度の対象となる府省はベンチマーク指標の向上に努めるとともに、当該指標が中長期的に目指すべき水準となることを目指すこと。

4. 省エネルギーの普及啓発等について

① 省エネルギーの普及活動

地域での省エネルギーの普及活動を行い、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギーの呼び掛けを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行うこと。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

② 省エネルギー教育の充実

若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて

て理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提供等について協力を求めること。

③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ（生活像）ではなく、新しいライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めること。

そのため、パンフレットの配布や出前講座等による情報提供を通じて、食生活、ファッション、住環境それぞれの場面における省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図ることで、省エネルギー型ライフスタイルの定着を図ること。

④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

5. その他

① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示状況等を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

以上の政府としての取組を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（11月～3月）比で削減するように努めること。また、その効果を把握し、その後の対策にいかすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューとその公表を行う。

○ 冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
内 閣 官 房	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内 閣 法 制 局	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
内 閣 府	1. 政府広報を通じ、冬季の省エネルギーの普及広報活動を行う。 2. ホームページ掲載を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。 3. 関係団体に対し、冬季の省エネルギー対策の一層の推進について要請する。
消 費 者 庁	1. 省エネルギーの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネルギーの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、庁内等に周知する。
総 務 省	1. 情報通信産業の関係団体等に対し、テレワーク等の情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネルギーに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネルギーの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネルギーを実践するため、ETC2.0対応車載器や3メディア対応型VICS対応車載器の普及促進を図る。 3. 「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
法 務 省	1. 本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の定着及び実践を図る。
外 務 省	1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」(連絡会議決定)の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、省エネルギーの普及広報に努め、省エネルギー意識の改革及び実践を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
財 務 省	1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本省内、地方支分部局及び関係団体等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
文 部 科 学 省	1. 教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2. 学校等における省エネルギー対策の手引きや事例集をホームページに掲載し、省エネルギーの普及促進を図る。
厚 生 労 働 省	1. 本省内、地方支分部局、関係団体等に対し、省エネルギーの取組の推進に努めるよう要請するとともに、庁舎内のポスター掲示等を通じ、省エネルギーの普及促進を図る。
農 林 水 産 省	1. 農林水産業、食品関連産業における省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供や関係団体等を通じて普及広報を行う。 2. 農業者等に対して、施設園芸の省エネルギー生産管理の実践及び農業機械の省エネルギー利用の推進について普及啓発活動を行う。 3. 漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。
経 済 産 業 省	1. 本省及び地方経済産業局等においてホームページ掲載、イベント等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。 2. 民間団体等を通じて、 (1) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・公表する。 (2) エコドライブの実践方法を広く情報提供する。 (3) その他、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。 3. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。
国 土 交 通 省	1. 2021年4月より全面施行された改正建築物省エネ法に関する周知普及を図るとともに、省エネルギー基準やその計算方法等に関するオンライン講座・講習会を開催する。また、建築物の総合的な環境性能を評価できる仕組みであるCASBEEの普及を図る。 2. 鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるように要請する。 3. ホームページ掲載等により、自動車の燃費一覧の情報提供を行う。 4. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。 5. 運輸事業者のグリーン経営（環境負荷の少ない事業経営）推進のための「グリーン経営推進マニュアル」（自動車、海事及び倉庫関係事業者向け）の配布、講習会の開催等を行う。 6. 交通渋滞の軽減に資するシステムとして、ETC2.0サービス等の普及促進を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
環 境 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係省庁をはじめ様々な企業・団体・自治体等と連携しながら、日本が世界に誇る省エネ・脱炭素社会の構築に貢献する製品・サービス・ライフスタイルなどを賢く選択する「COOL CHOICE」を推進する。 2. 省エネルギー・省CO2につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。 3. 政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「ウォームビズ」の実践の呼びかけを実施し、適切な暖房使用を推進する。
警 察 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。 2. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。 3. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報啓発を促進する。
防 衛 省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本省内及び地方支分部局等に対し「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示、省内系ホームページへの掲載等により、省エネルギーの普及促進を図る。
金 融 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
復 興 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。
デ ジ タ ル 庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。

令和3年5月

省エネ法に基づく特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者等の届出等について

一定量以上のエネルギーを消費する工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や荷主事業者・輸送事業者等に対し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）では、エネルギー使用状況等を報告することを求めています。下記報告の対象となる事業者（既に指定を受けている者を除く）は、そのエネルギー使用量又は年間輸送量を、所管の経済産業局等に届出（輸送事業者等については、輸送能力を、所管の地方運輸局等に届出）を行い、指定を受けて、毎年度定期の報告を行う必要があります。

工場等:事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500k1/年度以上 ※例えば、電気のみ使用した場合、約500千kWh/月が目安となります。
荷主:自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、 3,000万トンキロ以上
輸送:自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が、 一定基準以上（鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン（総船腹量）、航空9千トン（総最大離陸重量））

各種届出及び報告書等の様式、手続きの詳細については、以下のHP等をご参照頂いた上で、所管の経済産業局又は地方運輸局までお問合せください。

【資源エネルギー庁HP】（工場等、荷主関係）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html

【国土交通省HP】（輸送関係）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

【経済産業局お問い合わせ先】

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)	メールアドレス
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)	hok-shoeneiteikidata@meti.go.jp
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)	thk-shoeneiteikidata@meti.go.jp
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)	SYOENE-TEIKIHOUKOKU@meti.go.jp
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)	chb-shoeneiteikidata@meti.go.jp
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)	kin-syouene@meti.go.jp
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)	cgg-shoene@meti.go.jp
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)	sik-shoeneiteikidata@meti.go.jp
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)	kyu-shoeneiteikidata@meti.go.jp
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)	okn-shoeneiteikidata@meti.go.jp

【地方運輸局お問い合わせ先】

地方運輸局の窓口	連絡先(住所・電話番号・FAX)
北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 TEL 011-290-2726 FAX 011-290-2716
東北運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 TEL 022-791-7508 FAX 022-791-7539
関東運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒231-8433 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎17階 TEL 045-211-7210 FAX 045-201-8807
北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 TEL 025-285-9152 FAX 025-285-9171
中部運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋市合同庁舎第1号館 TEL 052-952-8007 FAX 052-952-8085
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 TEL 06-6949-6410 FAX 06-6949-6169
神戸運輸監理部 総務企画部 企画課	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎 TEL 078-321-3145 FAX 078-321-3474
中国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 TEL 082-228-3496 FAX 082-228-3629
四国運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 サンポート合同庁舎南館 TEL 087-802-6726 FAX 087-802-6723
九州運輸局 交通政策部 環境・物流課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館 TEL 092-472-3154 FAX 092-472-2316
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-2-1 那覇第二地方合同庁舎5階 TEL 098-866-1812 FAX 098-860-2369

【省エネ法全般に関するお問合せ先】

(工場等、荷主関係)

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

T E L : 03-3501-9726

(輸送関係)

国土交通省 総合政策局 環境政策課

T E L : 03-5253-8263

【参照条文】

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（特定事業者の指定）

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。））、認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

4～7 （略）

（特定荷主の指定）

第九十九条 経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 荷主は、前年度における前項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令で定める量以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。

3～6 （略）

（特定貨物輸送事業者の指定）

第一百一条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者（第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五条第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五条第一項及び第五項において同じ。）を除く。次項に

において同じ。)であつて、政令で定める貨物の輸送の区分(以下「貨物輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

2 貨物輸送事業者は、貨物輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物輸送事業者(以下「特定貨物輸送事業者」という。)の当該指定に係る貨物輸送区分については、この限りでない。

3～5 (略)

(特定旅客輸送事業者の指定)

第二百五条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者(認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。)であつて、政令で定める旅客の輸送の区分(以下「旅客輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

2 旅客輸送事業者は、旅客輸送区分ごとに前年度の末日における前項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、当該旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された旅客輸送事業者(以下「特定旅客輸送事業者」という。)の当該指定に係る旅客輸送区分については、この限りでない。

3～5 (略)

(航空輸送事業者に対する特例)

第三十九条 国土交通大臣は、航空輸送事業者(本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。)であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 (略)

3 航空輸送事業者は、前年度の末日における第一項の政令で定める輸送能力が同項の政令で定める基準以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された航空輸送事業者(以下「特定航空輸送事業者」という。)については、この限りでない。

4～5 (略)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)(抄)

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)

第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者の輸送させる貨物の輸送量)

第十二条 (略)

2 法第九十九条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第一百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数（第十五条第一項において「車両数」という。）	三 百 両
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数	二 百 台
事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数 一 被けん引車 二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	二 百 台
船舶による貨物の輸送	内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二 万 トン

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十四条 法第二百五条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送	鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数	三百両
乗合自動車による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数	二百台
乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数	三百五十台
船舶による旅客の輸送	海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準）

第十六条 法第三百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第三百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

この冬季
コロナ禍でも
ひと工夫 

オフィスでも省エネに 自取り組みましょう

コロナ禍でのオフィスや車の中のできる、省エネへの具体的な取り組みをご紹介します。

テレワークなどで人が少ないオフィスのできる省エネ対策

OA機器 (PC, コピー機)



コピー機など、長時間使用しない場合を想定し、スタンバイモードに設定されているかを確認しましょう。

パソコンの「ディスプレイの電源を切る」や「PCをスリープ状態にする」の時間を短くしたり、画面の輝度を下げるなど、設定を確認しましょう。

暖房



昼間の日差しを取り入れたり、人がいないスペースの暖房を消したり、エアコンのフィルターをこまめに清掃するなど、暖房について工夫してみましょう。

また、ひざ掛けを使って過ごすなどのウォームビズを実践しましょう。

※感染症対策のために換気は行いましょう。

照明



不要な照明はこまめに消灯したり、人感センサーを活用した消灯や、思い切ってLEDに変えることも考えてみましょう。

給湯器



冬季は良くお湯が使われます。給湯器の温度を下げて、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合には、省エネタイプのものも検討しましょう。

温水 洗浄便座



使用状況を確認し、温水洗浄便座の温度設定を見直しましょう。また、長時間使用しないときは温水や便座の温度設定を「切」にしましょう。

移動の際の自動車でもできる省エネ対策



自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践してみましょう。(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない等)

「省エネ最適化診断」や「ビル/工場の省エネルギーガイドブック2021」などを活用して省エネや節電等に関する取組を検討してみましょう。

 shindan-net 

関連情報はこちら




省エネポータルサイト
「無理のない省エネ節約」
(資源エネルギー庁)



ビルの省エネルギーガイドブック2021
工場の省エネルギーガイドブック2021
(一般財団法人 省エネルギーセンター)

お問い合わせ

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
 03-3501-9726

 経済産業省
資源エネルギー庁

 環境省

この冬季
コロナ禍でも
ひと工夫 

ご家庭でも省エネに 取り組みましょう

寒い冬は、エネルギーの使用が増える季節です。
この冬は特に、感染症予防の影響で、ご自宅で過ごす時間が多くなると考えられます。少しの工夫でできる省エネへの具体的な取り組みをご紹介します。ぜひご家族みんなで取り組んでください！

冷蔵庫



自宅での食事が増えると、冷蔵庫を使う機会も増えるため、冷やすための電気も増加します。

- ❗ 冷蔵庫の温度設定を確認しましょう。（強から中や弱にする。エコ運転モードを活用する。）
- ❗ 冷蔵室は、庫内が均一に冷えるように、常温保存できるものは冷蔵庫から出したりしながら、隙間を空けて食品を入れましょう。

※食品の傷みにも注意

暖房



暖房をつける時間も長くなります。

- ❗ 暖まった空気を循環させたり、厚手のカーテンや床まで届く長いカーテンを使用して、暖房効果を高めましょう。また、フィルターの清掃も有効です。
- ❗ ひざ掛けを使って過ごすなどのウォームビズを実践しましょう。

照明



在宅時間が増え、照明を多く使います。

- ❗ 不要な照明はこまめに消灯したり、思い切ってLEDに変えることも考えてみましょう。
（調色機能があるLEDであれば、仕事と団楽の雰囲気を使い分けて楽しめます。）

パソコン



テレワークにより、パソコンの使用時間が長くなります。

- ❗ 「ディスプレイの電源を切る」や「PCをスリープ状態にする」の時間を短くしたり、画面の輝度を下げるなど、設定を確認しましょう。

テレビ



テレビをつける時間も長くなりがちです。

- ❗ 視聴しない時はこまめに消したり、画面の設定を確認して、部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴しましょう。

お風呂



寒い冬には、ゆっくりとお風呂につかることも多くなり、追い炊きの機会も増えます。

- ❗ 家族で間隔をあけずに入浴したり、間隔をあける場合でもフタをして浴槽にためたお湯の熱を逃がさないようにしましょう。

温水 洗浄便座



トイレに行く機会も増えます。冬は暖房便座を使用する家庭も多くなります。

- ❗ 放熱の防止のため、フタの閉め忘れがないように心がけましょう。お出かけ前や就寝前はタイマーなどの節電モードを上手に使いましょう

「うちエコ診断」などを活用し、年間のエネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を検討してみましょう。

 **家庭エコ診断制度**

関連情報はこちら




省エネポータルサイト
「無理のない省エネ節約」
（資源エネルギー庁）



スマートライフおすすめBOOK
（一般財団法人 家電製品協会）

お問い合わせ

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
03-3501-9726

 経済産業省
資源エネルギー庁

 環境省

令和3年度冬季の電力需給の見通し

令和3年10月

資源エネルギー庁

令和3年度冬季の電力需給の見通し

- 例年、全国の電力需要が高まる夏（7月～9月）と冬（12月～3月）の前に、その夏、冬の電力が安定的に供給されるかどうか確認を行っています。
- 今冬の電力需給は、10年に1度の厳しい寒さを想定した場合でも、全エリアで安定供給上最低限必要な予備率※3%を確保できる見通しです。
- しかしながら、東京エリアは1月に3.2%、2月に3.1%と3%ギリギリとなっているほか、2月は中西日本6エリアで3.9%となるなど、極めて厳しい見通しとなっており、皆様におかれましては、暖房の利用など普段どおりの生活を続けて頂きつつ、使っていない部屋の電気を消すなど電気の効率的な使用を心がけていただくよう、お願いします。

※予備率とは、電力需要に対し、電力供給力にどの程度の余裕があるかを示す指標のこと。

【参考】令和3年12月～令和4年3月の電力需給の見通し

(供給力、最大需要電力の単位：万kW、供給予備率の単位：%)

【12月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内電源I')	7,019 (242)	585 (74)	1,504 (48)	4,929 (120)	8,870 (223)	2,329 (53)	530 (6)	2,609 (82)	1,178 (27)	536 (7)	1,688 (49)	15,888 (465)	164	16,052 (465)
最大需要電力	6,382	515	1,349	4,518	8,129	2,134	486	2,391	1,080	491	1,547	14,511	116	14,627
供給予備率	10.0	13.6	11.5	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.5	42.1	9.7
【1月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内電源I')	7,656 (242)	582 (74)	1,570 (48)	5,504 (120)	9,112 (223)	2,483 (53)	559 (6)	2,685 (82)	1,174 (27)	528 (7)	1,683 (49)	16,768 (465)	164	16,932 (465)
最大需要電力	7,313	536	1,445	5,332	8,589	2,341	527	2,531	1,106	498	1,587	15,902	120	16,021
供給予備率	4.7	8.7	8.7	3.2	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	5.4	36.7	5.7
【2月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内電源I')	7,578 (242)	579 (74)	1,505 (48)	5,495 (120)	8,928 (223)	2,433 (53)	547 (6)	2,631 (82)	1,150 (27)	517 (7)	1,649 (49)	16,506 (465)	160	16,666 (465)
最大需要電力	7,314	541	1,442	5,332	8,589	2,341	527	2,531	1,106	498	1,587	15,903	120	16,023
供給予備率	3.6	7.0	4.4	3.1	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8	33.8	4.0
【3月】	東3エリア	北海道	東北	東京	中西6エリア	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア	沖縄	10エリア
供給力 (内電源I')	6,803	547	1,381	4,874	8,243 (2)	2,312	509	2,408 (2)	1,061	476	1,477	15,046 (2)	169	15,215 (2)
最大需要電力	6,325	503	1,286	4,536	7,626	2,139	471	2,228	982	440	1,366	13,951	111	14,062
供給予備率	7.6	8.7	7.5	7.5	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	7.9	51.7	8.2

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年9月分

September, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年9月の家電大型専門店販売額は3551億円、前年同月比で見ると▲3.3%の減少となった。商品別にみると、カメラ類が同▲23.1%の減少、AV家電が同▲6.9%の減少、生活家電が同▲6.6%の減少、情報家電が同▲5.6%の減少となった。一方、通信家電が同42.1%の増加、その他が同2.6%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,551	546	752	292	90	1,475	398	2,611
▲3.3	▲6.9	▲5.6	42.1	▲23.1	▲6.6	2.6	2.0

6. ドラッグストア販売額の動向

2021年9月のドラッグストア販売額は6033億円、前年同月比で見ると3.2%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同8.5%の増加、食品が同5.9%の増加、OTC医薬品が同3.0%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同2.5%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同1.0%の増加、トイレタリーが同0.4%の増加となった。一方、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲1.8%の減少、その他が同▲1.7%の減少、健康食品が同▲0.2%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

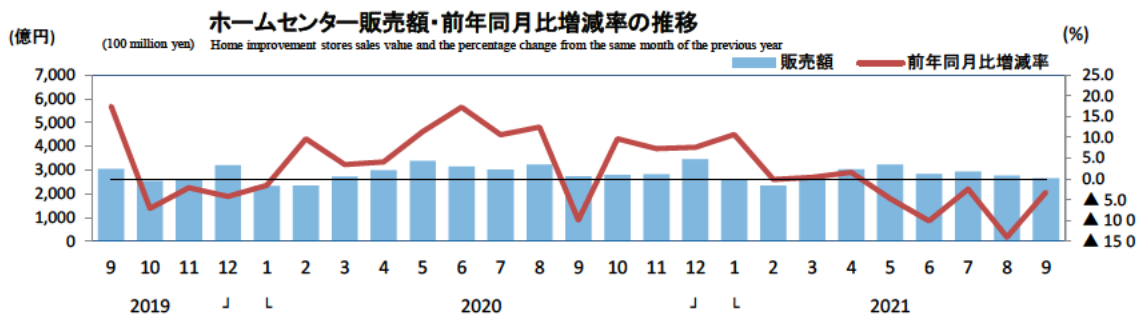
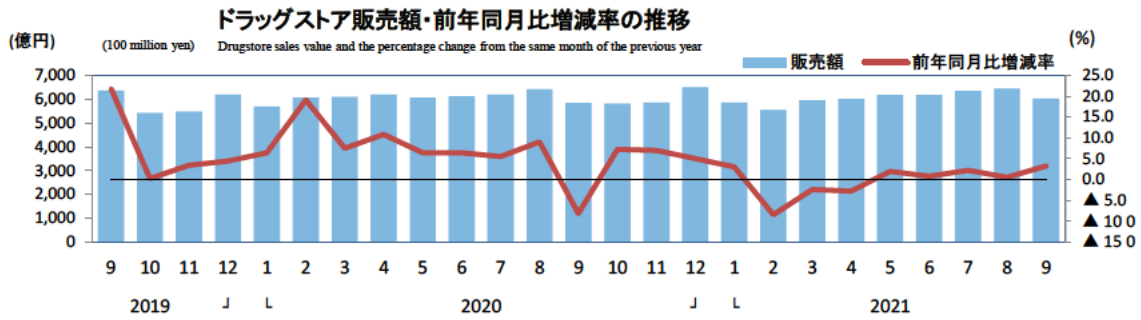
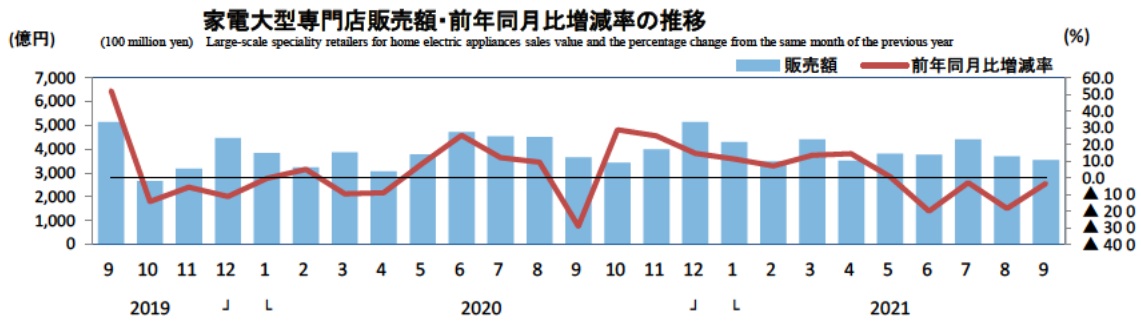
合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ーケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット用 品	食品	その他	店舗数
6,033	524	709	425	194	712	528	945	1,876	119	17,370
3.2	8.5	3.0	▲1.8	▲0.2	1.0	0.4	2.5	5.9	▲1.7	3.5

7. ホームセンター販売額の動向

2021年9月のホームセンター販売額は2654億円、前年同月比で見ると▲3.2%の減少となった。商品別にみると、電気が同▲13.7%の減少、その他が同▲12.1%の減少、カー用品・アウトドアが同▲7.3%の減少、オフィス・カルチャーが同▲6.9%の減少、家庭用品・日用品が同▲3.9%の減少、インテリアが同▲3.6%の減少、DIY用具・素材が同▲2.5%の減少となった。一方、園芸・エクステリアが同4.3%の増加、ペット・ペット用品が同3.6%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	D I Y 用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園 芸 ・ エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウトドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,654	634	149	165	570	456	238	124	106	212	4,368
▲3.2	▲2.5	▲13.7	▲3.6	▲3.9	4.3	3.6	▲7.3	▲6.9	▲12.1	▲0.7



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 7~9月	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3 2020
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
4~6	11,126	▲4.1	2,583	18,367	▲0.1	17,225	9,093	▲4.5	4,367	Q2
7~9	11,670	▲8.5	2,611	18,814	1.9	17,370	8,366	▲6.8	4,368	Q3
2020年 7月	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul 2020
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar
4	3,520	14.5	2,577	6,010	▲2.8	17,083	3,034	1.6	4,379	Apr
5	3,820	0.7	2,583	6,182	1.9	17,164	3,228	▲4.7	4,374	May
6	3,786	▲19.9	2,583	6,175	0.8	17,225	2,831	▲10.1	4,367	Jun
7	4,422	▲2.9	2,614	6,339	2.2	17,289	2,940	▲2.4	4,372	Jul
8	3,697	▲18.3	2,607	6,442	0.5	17,325	2,772	▲14.0	4,367	Aug
9	3,551	▲3.3	2,611	6,033	3.2	17,370	2,654	▲3.2	4,368	Sep

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレタ リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2018年度	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	F Y 2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2020	7,234,962	598,711	872,350	530,664	225,135	888,375	653,912	1,137,243	2,192,766	135,806	16,969	2020
2020年 7~9月	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3 2020
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2021年 1~3月	1,735,303	151,535	214,552	125,613	54,244	213,300	155,089	262,435	527,188	31,347	16,969	Q1 2021
4~6	1,836,654	152,390	216,412	124,978	58,284	232,634	164,257	289,126	564,294	34,279	17,225	Q2
7~9	1,881,434	157,421	225,188	130,902	61,503	228,440	166,261	296,917	578,597	36,205	17,370	Q3
2020年 7月	620,214	50,151	75,175	48,191	20,025	76,628	56,848	101,211	180,323	11,662	16,696	Jul 2020
8	640,785	48,362	78,952	49,268	20,844	78,468	58,202	103,151	191,507	12,031	16,729	Aug
9	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年 1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
3	594,740	54,631	75,387	39,895	18,758	75,192	53,095	88,199	178,777	10,806	16,969	Mar
4	600,979	52,646	70,854	40,822	18,805	77,181	53,323	92,265	184,017	11,066	17,083	Apr
5	618,194	48,372	72,748	42,582	19,697	77,916	55,201	98,158	191,631	11,889	17,164	May
6	617,481	51,372	72,810	41,574	19,782	77,537	55,733	98,703	188,646	11,324	17,225	Jun
7	633,932	53,058	75,820	42,631	20,694	80,232	56,833	100,840	191,794	12,030	17,289	Jul
8	644,158	52,008	78,448	45,726	21,378	77,032	56,621	101,532	199,183	12,230	17,325	Aug
9	603,344	52,355	70,920	42,545	19,431	71,176	52,807	94,545	187,620	11,945	17,370	Sep
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2018年度	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	F Y 2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2020	3.2	5.2	▲4.0	14.4	0.2	▲11.4	2.3	6.4	9.2	10.1	3.2	2020
2020年 7~9月	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3 2020
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2021年 1~3月	▲2.8	2.2	▲7.8	▲12.6	▲2.3	▲6.6	▲0.4	▲3.7	1.8	5.5	3.2	Q1 2021
4~6	▲0.1	5.2	0.2	▲4.8	8.2	6.9	▲0.0	▲1.4	▲3.1	▲0.6	3.7	Q2
7~9	1.9	7.3	1.0	▲7.0	1.9	1.3	▲0.8	0.1	5.4	1.0	3.5	Q3
2020年 7月	5.5	7.2	▲1.3	37.6	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul 2020
8	9.0	4.7	4.9	41.6	5.3	▲9.4	6.5	14.3	12.6	15.0	3.6	Aug
9	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年 1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb
3	▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2	Mar
4	▲2.8	1.0	▲2.2	▲0.3	9.7	8.0	▲0.9	▲5.5	▲8.9	2.1	3.6	Apr
5	1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7	May
6	0.8	6.9	0.3	▲8.7	2.8	1.7	▲1.0	▲0.3	2.8	▲4.4	3.7	Jun
7	2.2	5.8	0.9	▲11.5	3.3	4.7	▲0.0	▲0.4	6.4	3.2	3.6	Jul
8	0.5	7.5	▲0.6	▲7.2	2.6	▲1.8	▲2.7	▲1.6	4.0	1.7	3.6	Aug
9	3.2	8.5	3.0	▲1.8	▲0.2	1.0	0.4	2.5	5.9	▲1.7	3.5	Sep

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
2020年7～9月	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021年1～3月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
4～6	70,524	698	16,971	188	21,842	227	36,999	348	12,808	146	16,944	181
7～9	73,302	699	17,759	193	23,263	233	38,542	356	13,648	151	17,880	183
2020年7月	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021年1月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
4	23,426	698	5,522	189	7,117	224	12,291	346	4,175	146	5,580	180
5	22,675	704	5,627	188	7,185	225	12,068	350	4,207	145	5,496	180
6	24,423	698	5,822	188	7,540	227	12,640	348	4,426	146	5,868	181
7	24,026	697	5,917	189	7,724	226	12,774	354	4,567	149	5,918	181
8	25,135	697	6,104	192	8,039	230	13,226	355	4,694	149	6,138	183
9	24,141	699	5,738	193	7,500	233	12,542	356	4,387	151	5,824	183
2018年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020年7～9月	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021年1～3月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
4～6	▲0.8	0.1	4.5	6.8	5.3	10.7	3.2	5.8	5.8	8.1	4.1	6.5
7～9	0.9	0.7	5.8	9.0	9.7	12.0	5.3	6.0	8.5	9.4	7.4	5.8
2020年7月	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021年1月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
4	1.1	▲0.7	2.4	7.4	1.9	11.4	1.4	6.8	3.1	7.4	0.9	6.5
5	▲2.0	0.7	6.4	6.8	6.9	10.3	4.8	6.7	8.3	6.6	6.3	5.9
6	▲1.4	0.1	4.7	6.8	7.1	10.7	3.4	5.8	6.2	8.1	5.2	6.5
7	▲0.9	0.0	6.0	6.8	9.6	9.7	5.4	6.6	9.5	10.4	7.4	5.2
8	2.3	0.3	4.3	8.5	8.2	11.7	4.8	6.0	8.6	8.8	7.7	5.8
9	1.3	0.7	7.3	9.0	11.4	12.0	5.6	6.0	7.4	9.4	7.0	5.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019		
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020		
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y	2018		
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019		
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865		2020		
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3	2020		
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4			
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1	2021		
27,561	242	51,971	428	36,838	302	33,541	322	112,733	1,105	93,337	870	184,185	1,870	Q2			
29,092	248	54,761	428	38,935	307	34,697	326	115,493	1,110	96,230	871	184,058	1,883	Q3			
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul	2020		
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug			
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep			
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct			
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov			
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec			
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021		
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb			
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar			
8,876	239	16,805	425	11,957	298	10,912	323	36,846	1,100	30,364	860	61,045	1,868	Apr			
9,105	241	17,191	428	12,245	300	11,322	323	37,956	1,102	31,430	866	61,884	1,866	May			
9,580	242	17,975	428	12,636	302	11,307	322	37,931	1,105	31,543	870	61,256	1,870	Jun			
9,610	245	18,145	428	12,739	303	11,493	326	39,159	1,107	32,380	869	62,663	1,880	Jul			
10,066	246	19,121	428	13,520	304	12,017	326	39,543	1,107	32,961	871	62,109	1,880	Aug			
9,416	248	17,495	428	12,676	307	11,187	326	36,791	1,110	30,889	871	59,286	1,883	Sep			
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019		
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020		
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y	2018		
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019		
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5		2020		
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3	2020		
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4			
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1	2021		
2.2	12.0	1.1	4.6	▲2.5	7.5	▲1.3	3.9	▲1.0	2.0	▲0.5	4.1	5.5	2.9	Q2			
5.0	13.2	3.7	3.9	2.6	8.9	1.8	4.8	1.2	2.4	1.9	3.4	0.8	1.6	Q3			
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul	2020		
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug			
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep			
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct			
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov			
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec			
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021		
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb			
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar			
▲1.6	10.6	▲3.0	6.0	▲6.3	5.3	▲3.2	5.9	▲2.5	2.8	▲3.7	3.5	3.3	4.0	Apr			
3.7	11.6	4.7	5.4	▲0.7	6.4	1.7	4.2	▲0.7	2.1	1.6	3.6	8.5	3.7	May			
4.5	12.0	1.7	4.6	▲0.4	7.5	▲2.3	3.9	0.0	2.0	0.7	4.1	4.8	2.9	Jun			
7.0	12.9	3.5	4.4	0.9	7.1	0.5	4.5	0.8	2.6	1.5	3.5	1.3	1.5	Jul			
3.3	12.3	3.7	4.1	2.5	7.8	1.4	4.5	▲0.1	2.2	0.7	3.6	▲1.7	1.6	Aug			
4.8	13.2	4.1	3.9	4.4	8.9	3.6	4.8	3.0	2.4	3.8	3.4	2.9	1.6	Sep			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018 年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018 年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020 年 7～9 月	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10～12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021 年 1～3 月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
4～6	137,674	1,151	32,035	358	22,672	199	28,604	243	19,258	162	13,589	131	23,618	248
7～9	141,677	1,164	33,146	362	23,363	200	29,492	244	19,576	163	13,942	131	25,097	251
2020 年 7 月	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021 年 1 月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
4	44,978	1,141	10,292	354	7,347	197	9,263	236	6,308	156	4,438	128	7,713	246
5	46,538	1,148	10,873	358	7,678	201	9,665	242	6,476	159	4,576	129	7,979	247
6	46,158	1,151	10,870	358	7,647	199	9,676	243	6,474	162	4,575	131	7,926	248
7	48,089	1,160	11,046	359	7,757	199	9,632	244	6,517	162	4,728	131	8,379	249
8	48,418	1,161	11,538	360	8,006	200	10,332	245	6,604	164	4,824	131	8,755	250
9	45,170	1,164	10,562	362	7,600	200	9,528	244	6,455	163	4,390	131	7,963	251
2018 年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018 年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020 年 7～9 月	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10～12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021 年 1～3 月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
4～6	0.2	4.4	2.0	8.2	1.8	10.6	1.4	14.6	▲1.0	12.5	▲6.0	▲12.1	1.0	3.3
7～9	2.4	3.4	3.0	8.1	5.4	8.1	6.9	13.0	5.6	11.6	▲5.5	▲11.5	3.3	3.3
2020 年 7 月	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021 年 1 月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7
4	▲3.4	3.4	▲0.3	7.3	▲4.6	15.9	▲1.0	17.4	▲6.3	9.9	▲7.5	▲13.5	▲3.6	2.5
5	2.1	4.5	5.3	8.2	5.9	13.6	3.0	16.3	▲1.3	11.2	▲2.9	▲12.8	5.6	2.5
6	2.0	4.4	1.0	8.2	4.3	10.6	2.3	14.6	5.1	12.5	▲7.6	▲12.1	1.3	3.3
7	2.3	3.9	4.3	7.8	7.8	9.3	8.3	14.0	8.4	12.5	▲4.3	▲12.1	4.0	2.9
8	1.9	3.9	1.7	7.8	3.6	8.7	6.5	13.4	1.0	13.9	▲6.1	▲12.1	3.2	3.3
9	3.0	3.4	3.1	8.1	5.0	8.1	6.1	13.0	7.8	11.6	▲5.9	▲11.5	2.5	3.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y	2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011		2020
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	2020
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1	2021
44,818	453	76,642	535	119,251	1,158	22,963	260	21,144	221	31,176	334	99,656	1,033	Q2	
45,119	450	79,665	542	122,095	1,170	24,064	262	21,688	223	31,689	334	100,501	1,041	Q3	
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul	2020
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar	
14,504	444	25,037	531	38,642	1,137	7,407	255	6,896	219	10,153	333	32,681	1,025	Apr	
14,992	448	25,836	534	40,171	1,147	7,789	259	7,133	222	10,624	333	33,585	1,028	May	
15,322	453	25,769	535	40,438	1,158	7,767	260	7,115	221	10,399	334	33,390	1,033	Jun	
15,171	449	26,824	539	41,303	1,165	8,013	262	7,309	221	10,781	333	34,526	1,037	Jul	
15,290	449	27,364	540	41,445	1,167	8,399	264	7,398	222	10,868	336	34,046	1,040	Aug	
14,658	450	25,477	542	39,347	1,170	7,652	262	6,981	223	10,040	334	31,929	1,041	Sep	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y	2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9		2020
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	2020
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1	2021
▲3.6	3.9	1.4	4.5	0.4	8.4	▲2.6	4.4	▲1.6	7.3	2.7	4.4	3.7	6.4	Q2	
0.8	2.7	4.9	4.8	4.6	7.7	4.0	5.2	3.2	6.2	3.7	2.8	3.5	5.5	Q3	
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul	2020
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar	
▲8.0	2.8	▲2.7	4.5	▲3.4	7.7	▲6.9	2.8	▲5.2	6.8	▲0.2	3.4	1.3	7.1	Apr	
▲5.4	2.8	2.6	4.7	1.1	8.0	▲0.9	4.4	▲0.6	7.8	5.0	3.7	5.8	7.5	May	
3.0	3.9	4.4	4.5	3.7	8.4	0.1	4.4	1.2	7.3	3.2	4.4	4.2	6.4	Jun	
2.3	3.0	5.0	5.1	3.9	8.7	2.3	5.6	3.3	7.3	4.5	3.4	4.3	5.9	Jul	
▲3.0	2.7	4.1	5.1	1.7	8.7	2.9	6.0	▲0.2	6.2	1.4	4.0	1.1	6.3	Aug	
3.4	2.7	5.8	4.8	8.5	7.7	7.1	5.2	6.8	6.2	5.3	2.8	5.3	5.5	Sep	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年7~9月	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10~12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1~3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
4~6	65,761	645	13,499	138	8,456	98	7,345	74	10,205	80	24,928	198	35,098	322
7~9	66,816	647	13,723	140	8,621	100	7,597	77	10,572	81	25,094	208	35,441	325
2020年7月	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
4	21,514	638	4,399	137	2,755	96	2,431	73	3,415	81	7,915	194	11,475	317
5	22,358	637	4,616	138	2,873	97	2,463	74	3,386	80	8,753	195	11,944	321
6	21,889	645	4,484	138	2,828	98	2,451	74	3,404	80	8,260	198	11,679	322
7	22,814	646	4,682	140	2,925	99	2,651	76	3,727	80	8,415	199	12,322	323
8	22,773	645	4,675	140	2,931	100	2,592	76	3,545	80	8,718	201	12,147	324
9	21,229	647	4,366	140	2,765	100	2,354	77	3,300	81	7,961	208	10,972	325
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年7~9月	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10~12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1~3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
4~6	▲1.5	3.2	▲3.0	7.0	0.7	10.1	▲0.7	8.8	▲2.4	0.0	0.3	1.5	▲3.1	3.5
7~9	0.3	2.7	▲0.9	6.9	3.9	11.1	3.4	11.6	3.3	1.3	2.9	5.6	▲0.1	4.8
2020年7月	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6
4	▲3.1	2.4	▲4.4	7.9	▲0.9	9.1	▲3.5	7.4	▲4.3	1.3	▲3.0	▲1.0	▲6.4	2.9
5	0.4	2.1	▲1.0	8.7	1.6	11.5	2.5	8.8	▲0.0	0.0	6.0	0.0	0.9	3.5
6	▲1.9	3.2	▲3.5	7.0	1.4	10.1	▲1.0	8.8	▲2.8	0.0	▲2.1	1.5	▲3.7	3.5
7	0.8	3.5	▲1.2	6.9	5.4	11.2	5.2	11.8	6.0	0.0	5.2	2.1	1.0	3.9
8	▲2.4	2.7	▲3.4	7.7	1.1	12.4	2.3	10.1	0.8	0.0	0.1	3.1	▲0.9	4.9
9	2.6	2.7	2.2	6.9	5.4	11.1	2.7	11.6	3.2	1.3	3.8	5.6	▲0.4	4.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y	2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86		2020
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	2020
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1	2021
21,456	200	9,680	84	13,649	129	24,739	245	9,009	95	70,640	601	11,901	86	Q2	
21,801	201	9,755	85	13,939	130	25,252	248	9,335	96	71,388	603	11,862	85	Q3	
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul	2020
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar	
7,044	201	3,186	83	4,357	129	8,252	245	2,951	95	23,578	595	3,904	86	Apr	
7,294	200	3,325	84	4,816	129	8,315	245	3,042	95	24,035	595	4,089	86	May	
7,118	200	3,169	84	4,476	129	8,172	245	3,016	95	23,027	601	3,908	86	Jun	
7,502	202	3,300	84	4,663	129	8,444	246	3,110	95	24,013	601	4,031	86	Jul	
7,387	202	3,368	84	4,915	129	8,847	247	3,204	95	24,221	601	4,027	85	Aug	
6,912	201	3,087	85	4,361	130	7,961	248	3,021	96	23,154	603	3,804	85	Sep	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y	2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1		2020
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	2020
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1	2021
▲3.1	4.2	▲3.9	2.4	▲1.1	3.2	▲1.1	5.2	▲0.3	8.0	▲10.8	▲14.4	▲5.2	▲3.4	Q2	
0.2	4.1	0.1	6.3	3.1	1.6	3.3	5.1	4.9	5.5	▲7.4	▲13.6	▲3.1	▲3.4	Q3	
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul	2020
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar	
▲5.5	4.7	▲5.2	3.8	▲6.0	3.2	▲1.8	4.7	▲2.4	6.7	▲13.2	▲15.4	▲8.6	▲1.1	Apr	
▲1.0	4.2	▲1.9	5.0	3.7	3.2	0.2	4.7	1.1	6.7	▲8.0	▲15.4	▲2.3	▲1.1	May	
▲2.8	4.2	▲4.8	2.4	▲0.9	3.2	▲1.5	5.2	0.5	8.0	▲11.0	▲14.4	▲4.5	▲3.4	Jun	
2.9	5.2	1.4	5.0	3.4	3.2	4.8	5.6	6.5	8.0	▲6.1	▲14.0	▲0.3	▲3.4	Jul	
▲1.6	4.7	▲3.0	5.0	2.1	1.6	1.5	5.6	2.3	5.6	▲8.0	▲13.9	▲5.6	▲4.5	Aug	
▲0.7	4.1	2.4	6.3	4.1	1.6	3.7	5.1	6.3	5.5	▲8.1	▲13.6	▲3.3	▲3.4	Sep	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	F Y 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年7～9月	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3 2020
10～12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1～3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
4～6	16,122	126	23,850	173	16,367	119	16,423	126	21,431	199	6,741	74	Q2
7～9	16,231	127	23,856	175	16,293	120	16,657	125	21,827	199	6,600	73	Q3
2020年7月	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul 2020
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
4	5,297	126	7,874	175	5,384	118	5,427	126	6,955	195	2,291	75	Apr
5	5,513	126	8,198	172	5,662	118	5,653	126	7,311	198	2,242	75	May
6	5,312	126	7,778	173	5,321	119	5,343	126	7,165	199	2,208	74	Jun
7	5,522	126	8,054	175	5,518	119	5,593	126	7,313	199	2,143	74	Jul
8	5,549	126	8,193	175	5,597	119	5,761	127	7,513	199	2,235	73	Aug
9	5,160	127	7,609	175	5,178	120	5,303	125	7,001	199	2,222	73	Sep
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	F Y 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年7～9月	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3 2020
10～12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1～3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4～6	▲1.0	0.8	▲4.4	▲4.4	▲7.7	▲3.3	▲3.8	4.1	▲0.9	2.6	0.4	▲3.9	Q2
7～9	▲1.3	0.8	▲4.2	▲3.3	▲5.7	▲2.4	▲3.0	2.5	0.2	2.6	▲2.2	▲8.7	Q3
2020年7月	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul 2020
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar
4	▲3.6	3.3	▲6.4	▲2.2	▲9.9	▲4.1	▲6.7	3.3	▲5.4	0.5	▲2.7	▲5.1	Apr
5	1.9	1.6	▲2.5	▲4.4	▲4.7	▲4.1	▲1.1	4.1	2.5	2.1	6.8	▲1.3	May
6	▲1.3	0.8	▲4.2	▲4.4	▲8.4	▲3.3	▲3.4	4.1	0.4	2.6	▲2.5	▲3.9	Jun
7	1.1	0.0	▲3.3	▲2.8	▲4.7	▲3.3	▲3.1	3.3	▲2.1	2.6	▲9.2	▲6.3	Jul
8	▲3.4	0.0	▲4.8	▲3.3	▲7.6	▲3.3	▲3.8	4.1	1.3	2.6	0.5	▲8.7	Aug
9	▲1.6	0.8	▲4.4	▲3.3	▲4.6	▲2.4	▲1.9	2.5	1.5	2.6	2.5	▲8.7	Sep

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年12月1日
自動車局
安全政策課
貨物課
審査・リコール課
整備課

自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

自動車局では、本年も、①車両対策(冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底)、②運送事業者対策(道路管理者が撮影した写真も踏まえた運輸局による指導・監査)、③荷主対策(荷主への周知体制の確立)を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検[※]の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意！』（パンフレット）
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意！』（チラシ）

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 田村、渋谷、長岡
代表:03-5253-8111 (内線:42352、42363)
FAX:03-5253-1640
整備課 藤埴、宮坂、渡部
代表:03-5253-8111(内線:42412)
FAX:03-5253-1639

(②関係)

安全政策課 蛸原、村上
代表:03-5253-8111 (内線:41625、41613)
FAX:03-5253-1636

(③関係)

貨物課 宮屋敷、遠藤
代表:03-5253-8111 (内線:41332)
FAX:03-5253-1637

雪道での立ち往生に注意！

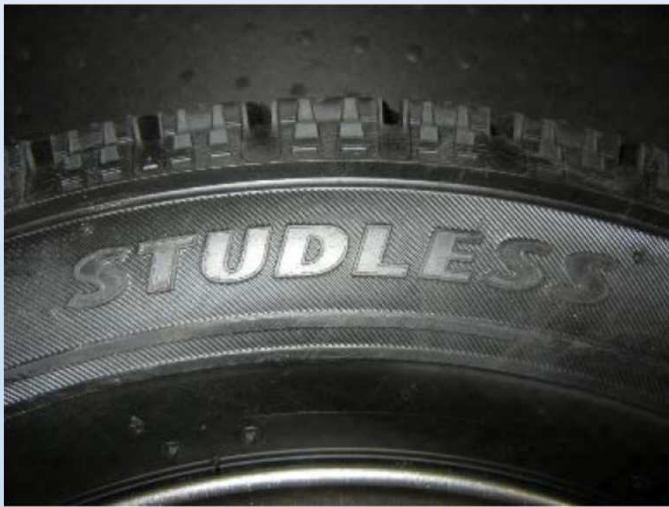
-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❏ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❏ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❏ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

冬用タイヤの選び方

- Ⓜ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- Ⓜ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレイクマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレイクマーク
タイヤの側面に表示
されています。

冬用タイヤの使用限度

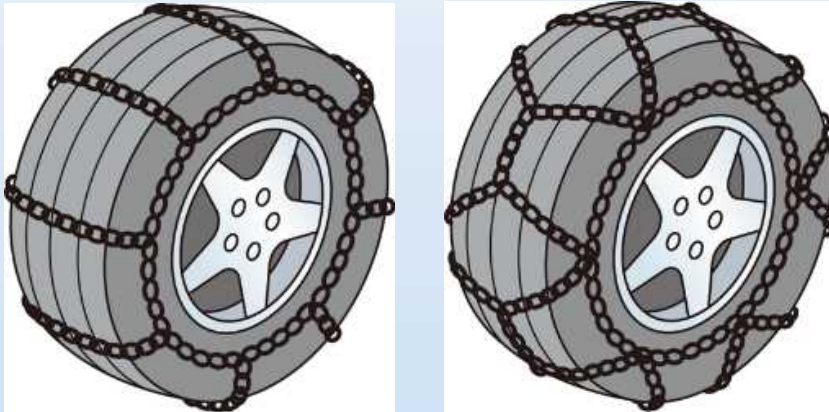
- Ⓜ **溝深さが50%以上**残っていることを「**プラットホーム**」で確認しましょう。(一部海外メーカー品は除く)



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

チェーンの効果

- ❑ チェーンを**駆動輪に装着**すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での**発進・登坂性能が向上**します。
- ❑ チェーンの**サイズや締め方が不適切**な場合、**タイヤとの間で滑りが生じ**効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❑ **大雪警報が発表されるなど相当量の積雪**が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❑ 降雪時には、**立ち往生する前に早めのチェーン装着**を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

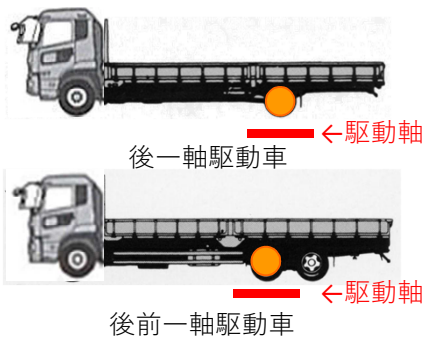
性能限界

- ❑ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも**性能限界があり、万能ではありません**。例えば、車両の**バンパーに接触**するような**新雪の深い積雪路**では走行困難です。
- ❑ 運行前に道路・気象情報を確認し、**運行の可否や経路を検討**してください。

立ち往生が発生しやすい車両

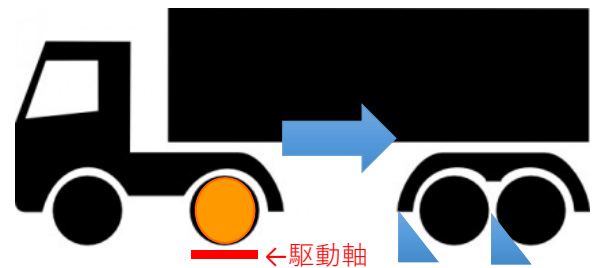
以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



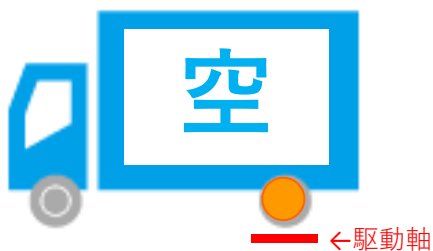
二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→

自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省

自動車局 審査・リコール課

電話番号：03-5253-8111 (内線：42363)

03-5253-8596 (直通)



冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません。**



冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す「**プラットホーム**」で、**運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）



積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

⇒ 積雪・凍結道路においては、

- ・**低速ギアでゆっくり発進**
- ・**坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**

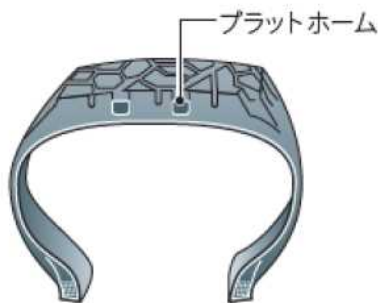
など、運転操作の注意が必要です。



プラットホームとは？

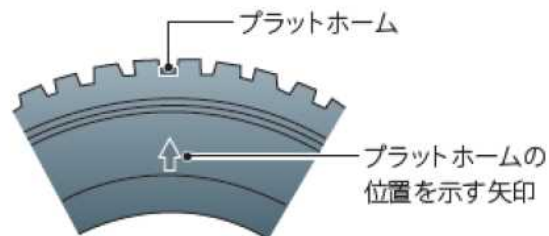
●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す \uparrow がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

- ① **低速ギア**でゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では**登り終わるまで低速ギア**を使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ **急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける**。柔らかくブレーキ。
- ④ **カーブに入る前に減速**する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの**性能には限界がある**ので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを**乾燥路や湿潤路**で使用する場合は**走行速度に注意**する。

事 務 連 絡
令和3年1月28日

荷主関係団体等 へ

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要があり、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、昨今の大雪時において、高速道路や主要国道で大規模な車両の立ち往生が発生し、大型トラックが滞留の原因となったことが確認されており、トラック事業者に対する指導にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら大雪時における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- ◎ 第22回JAPANドラッグストアショーオフィシャルサイトオープン(2021.10.11)
- 第10回健康(セルメ)川柳コンクール開催時期ならびに募集時期変更について(2021.12.6)
- 2021年度上期そらぶちキッズキャンプ募金のご報告(2021.11.22)

事務局だより

- ・ 改正され、5年間延長されたセルフメディケーション税制は、2022年1月1日より施行されます。新たに追加された成分により対象品目は拡大されました。しかし、一部、該当成分は入っているものの効能・効果によっては対象外の商品があります。不安に思った会員企業の方から連絡があり、厚生労働省に赴き、厚労省の提示する対象品目リストを100%実践すればOKとの言質を得ました。また、人間のやることですから、対象品目リストから漏れたものが見つかったら、追加リストを出すので、それを反映出来たところから税制はスタートするとなりました。会員企業の皆さまには、年末の忙しいところではありますが、まずは厚労省対象リスト100%対応をよろしくお願いいたします。
- ・ 医療用抗原検査キットの薬局での特例販売が解禁されました。今度は、研究用抗原検査キットの販売自粛を国が求めるという報道がありました。これまで、簡易的な検査ではありましたが、新型コロナウイルスに感染していないかどうかを知る手段として、使われていました。それを今度は、あっさり販売自粛せよというのは、あまりに理不尽ではないでしょうか。ドラッグストアには、多くの流通在庫があり、問屋にもあることが予測されます。もし、販売自粛を要請するなら、それなりの救済策を提示していただきたいと思います。
- ・ 元じほうで、次世代薬局研究会2025代表の藤田道男さんが12月5日に亡くなりました。享年73でした。ドラッグストア流通記者会の初代代表幹事であり、誰もが一目置く存在でした。ドラッグストア調剤の発展に向けた提言やアドバイスを多くされていました。月2回の記者会、そのあとの二次会にもよく参加され、JACDSの役員の方々とドラッグストアの将来について語っていたのが印象に残っています。癌であったとお聞きしています。お世話になったこともあり、告別式に参列しました。お世話になりました。ありがとうございました。どうか、安らかにお休み下さい。

発行日	2021年12月16日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp